

留学生住宅総合補償の解説

～学校事務担当者マニュアル～

(令和7年3月1日以降補償開始用)



公益財団法人 日本国際教育支援協会
Japan Educational Exchanges and Services

本解説書は、学校の事務担当者がスムーズに
事務手続きをできるようまとめたものです。

目 次

I. 留学生住宅総合補償の概要.....	1
II. 学校等の事務手続き.....	7
III. 事故時の対応.....	11
IV. Q&A	18
V. 留学生住宅総合補償実施要項.....	25
VI. 留学生住宅総合補償協力校約款.....	34
VII. 海外旅行保険普通保険約款.....	36
VIII. (公財)日本国際教育支援協会担当部署.....	68
IX. 東京海上日動火災保険(株)担当部署および損害サービス室 ...	68

【付記】

留学生住宅システム操作マニュアル

I. 留学生住宅総合補償の概要

1. 名 称

この制度は、留学生住宅総合補償（以下「留補償^{りゅうほしょう}」という。）といいます。

2. 目 的

留補償は、日本で学ぶ外国人留学生（以下「留学生」という。）の民間宿舎等への入居に際し、留学生が保証人を探す困難さと保証人の精神的・経済的負担とを軽減し、留学生の民間宿舎等への円滑な入居を支援することを目的とします。

創設以来の主な改定

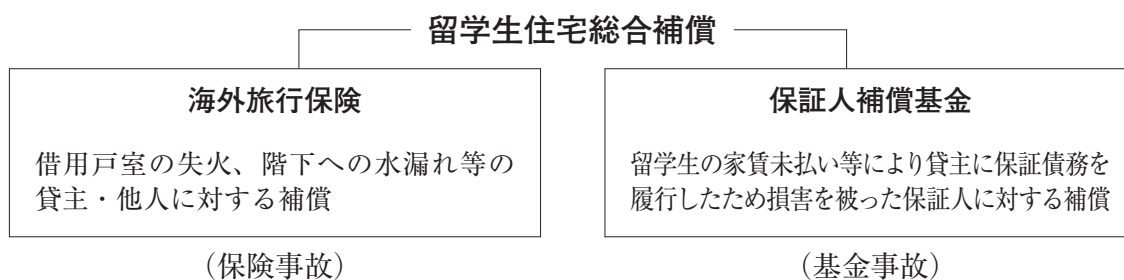
実 施 時 期	内 容
平成11年3月	留学生住宅総合補償の創設
平成20年3月	保険種目を住宅総合保険から海外旅行保険に変更 ・賠償責任に対する支払保険金額の上限を1,000万円から5,000万円に改定 ・傷害による後遺障害補償（上限260万円）の新設 ・保険料等負担金の大幅な引き下げ （2年間：14,000円から9,000円、1年間：7,500円から4,500円へと改定）
	学校等の負担する協力金を登録料とし、負担を軽減 ・在籍留学生数に応じて50,000円、70,000円、100,000円の3段階に設定していた協力金を登録料とし、一律50,000円に改定
平成22年3月	賃貸借契約に基づかない居住施設に対する賠償事故の補償の拡大 傷害後遺障害の保険金額の見直し
平成23年3月	学校等の負担する登録料の負担軽減 ・協力校加入申請時に在籍する留学生が100名以下の学校等においては、登録料の納入を免除
	保険料等負担金の減額改定 （2年間：9,000円から8,000円、1年間：4,500円から4,000円へと改定）
平成24年3月	6か月の補償期間延長制度の導入 ・既加入者が補償期間満了前に手続きすることで6か月間の補償期間延長ができる制度を新設 （保険料等負担金：2,000円）

実 施 時 期	内 容
平成25年9月	専修学校専門課程および日本語教育機関在籍留学生の保証人の定義を拡大
平成27年3月	海外旅行保険約款の改定 ・ 傷害後遺障害保険金支払区分表の政府労災準拠化 ・ 酒気帯び運転の免責化
平成31年3月	解約返戻金の改定

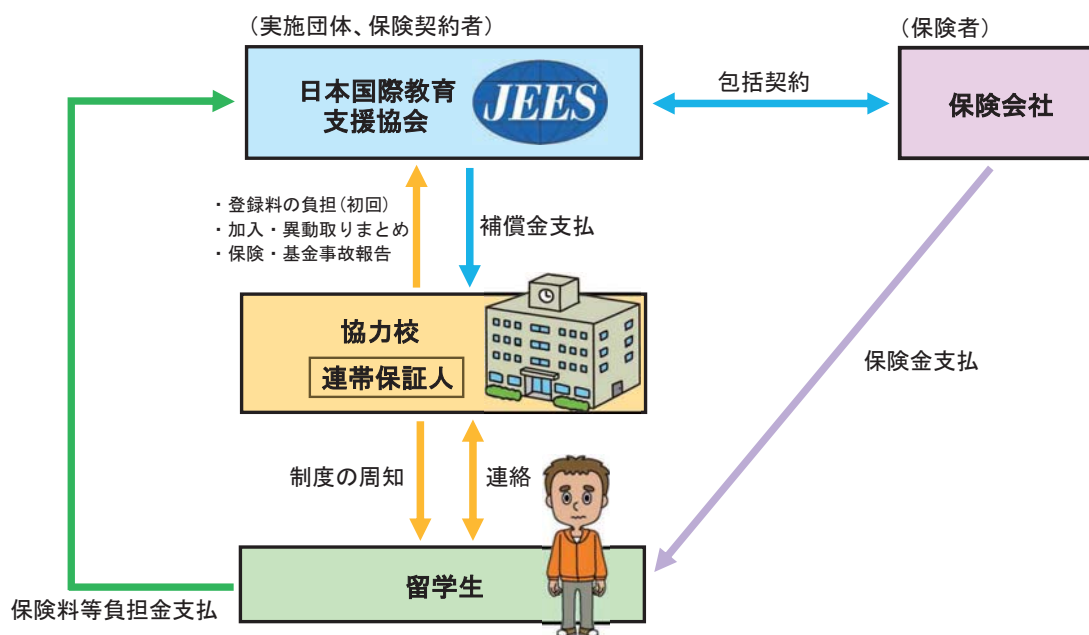
3. 制度の仕組み

(概 要)

留学生が留補償（海外旅行保険と保証人補償基金を組み合わせたもの）に加入し、万一、火災および水漏れ等により貸主および他人から損害賠償請求を受けた場合や、留学生が行方不明になったこと等により保証人が貸主から保証債務の履行請求を受けた場合に備えます。



(仕組み)



- ① (公財)日本国際教育支援協会(以下「本協会」という。)は、留補償の実施団体として、留学生の本制度加入のとりまとめ等の運営を行います。
- ア. 保証人補償基金の管理運営を含む本制度全体の運営
- イ. 保険契約者となり、保証人補償基金加入の留学生を被保険者として、損害保険会社(東京海上日動火災保険株式会社)と包括契約
- ② 学校等は、協力校として留学生および教職員に対し制度の周知を図り、留学生の加入とりまとめ等の事務を行います。
- ③ 留学生は、制度加入者として海外旅行保険保険料および保証人補償基金加入金を自己負担し、本協会へ納入します。
- ④ 事故が生じた場合
- 海外旅行保険：留学生の請求に基づき損害保険会社が支払います。
- 保証人補償基金：保証人が貸主へ保証債務を履行した後、本協会に対し補償金を申請し、本協会が申請に基づき支払います。

4. 留学生の範囲

留学生とは、日本国内の大学、短期大学、高等専門学校、専修学校専門課程(専門学校)、法務省が告示をもって定める日本語教育機関または認定日本語教育機関(以下「学校等」という。)に入学した者および入学確実な者で、原則として出入国管理および難民認定法に規定する在留資格のうち「留学」の資格を有する者をいいます。

5. 保証人の範囲

保証人とは、留学生の民間宿舎等への入居に際し、賃貸借契約の連帯保証を行う機関または個人とし、機関については、留学生の所属する学校等または地域の国際交流機関等、個人については、留学生の所属する学校等において、留学生センター長・留学生課長等の教職員をそれぞれ原則とします。ただし、保証を業務とする法人または留学生から保証に関して委託金等を徴収する機関・個人は保証人となることができません。

6. 補償期間（責任の始期および終期）

留補償の支払責任の始期および終期は、加入期間に対応するものとし、責任の始期は、留學生が本補償加入の際に指定する、**加入手続完了日^(※1)の翌日または賃貸借契約開始日のいずれか遅い方の日の午前0時**とします^(※2)。また、責任の終期は、責任期間終了年の始期応当日の前日^(※3)の午後12時とします。

ただし、「留学」の在留資格による在留期間が終了した場合や、卒業・退学等により学校に在籍しなくなった場合は、原則として補償は終了しますので必要に応じて解約手続を行ってください^(※4)。

なお、補償期間は残存する在留期間に合わせて選択してください。

- ・残存する在留期間が1年以内の場合・・・補償期間1年間で加入
- ・残存する在留期間が1年を超える場合・・・補償期間1年間で加入後必要に応じて延長、または補償期間2年間で加入

- (※1) 加入手続完了日とは、留學生が本協会に保険料等負担金を振込み、かつ協力校から加入者控の交付を受けた日をいいます。
- (※2) 既加入者が継続手続を完了している場合、責任の始期は原責任期間満了の日の翌日午前0時です。
- (※3) 始期応当日の前日とは、例えば4月1日が始期であれば、1年後または2年後の3月31日をいいます。
- (※4) 卒業・退学後に日本を出国する手続きなどで多少の期間滞在する場合がありますので、当該在留資格の期間内で、補償期間が残っている場合に限り、卒業・退学後31日間までは補償は継続できることとし、31日を超えた時点で補償は終了します。

7. 保険料等負担金

補償期間	1年間	2年間	6か月（延長） ^(※2)
保険料等負担金 ^(※1)	4,000円 (保険料2,500円 +加入金1,500円)	8,000円 (保険料5,000円 +加入金3,000円)	2,000円 (保険料1,250円 +加入金750円)

- (※1) 保険料等負担金は、海外旅行保険（留學生賠償責任・傷害後遺障害）の保険料と保証人補償基金加入金を合計したものです。
- (※2) 補償期間6か月は、既加入者が補償を延長する場合のみご利用になれます（必ず原補償期間終了日までに保険料等負担金をお振込みください）。

8. 補償金額等

補償内容	補償対象者	保険金額・補償金額（支払限度額）
①留學生賠償責任	留學生	一事故 5,000万円限度 ^(※1)
②傷害後遺障害		240万円限度 ^(※2)
③保証人補償	保証人	30万円限度 ^(※3)

- (※1) 一事故あたりの上限金額です。なお、免責金額（被保険者の自己負担となる金額）は0円です。
- (※2) 補償期間を通じての合計の上限金額です。事故の回数に限度はありません。
- (※3) ①家賃滞納は3か月まで、②原状回復費用は10万円までとし、①と②の合算額が30万円を超えない範囲で補償します。

※海外旅行保険および保証人補償基金はセットで加入していただきます。

9. 保険金と補償金の支払い

(1) 保険金の内容（海外旅行保険）

お支払いする 保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いしない主な場合
留 学 生 賠 償 責 任 保 険 金	海外旅行中の偶然な事故により、日常生活に起因する事故、または住宅^(※1)の所有、使用または管理に起因する事故で他人にケガをさせたり、他人の財物に損害^(※2)を与えて、法律上の損害賠償責任を負った場合 (※1) 保険の対象となる方の留学または旅行のための宿泊施設もしくは居住施設をいいます。 (※2) レンタル会社よりご契約者または保険の対象となる方が直接借用した旅行用品・生活用品、宿泊施設の客室、宿泊施設の客室内の動産(客室外におけるセイフティボックスおよび客室のキーを含みます。)、居住施設(部屋内の動産を含みます。))に与えた損害^(※3)を含みます。 (※3) 居住施設の損害については、対象が部屋か部屋以外かによって対象となる損害が異なります。 部屋の場合 部屋に与えた損害。ただし、建物またはマンションの戸室全体を賃借している場合は、以下に限りします。 ①火災、爆発、破裂により部屋に与えた損害 ②漏水、放水またはあふれ水による水濡れにより部屋に与えた損害。ただし、給排水設備自体に生じた損害を除きます。 部屋以外の場合 火災、爆発、破裂および漏水、放水またはあふれ水による水濡れによる損害	損害賠償金の額 ※1回の事故について、留学生賠償責任保険金額が限度となります。 ※損害賠償責任の全部または一部を承認する場合は、予め弊社にご相談ください。 ※損害の発生または拡大を防止するために必要・有益な費用、弊社の同意を得て支出した訴訟費用・弁護士報酬等に対しても保険金をお支払いできる場合があります。 ※保険の対象となる方が責任無能力者の場合で、その責任無能力者の行為により親権者等が法律上の損害賠償責任を負った場合もお支払いの対象となります。	たとえば、 ①戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱、その他これらに類似の事変^(※4) ②放射線照射、放射能汚染 ③ご契約者または保険の対象となる方の故意 ④職務遂行またはアルバイト業務に関する(仕事上の)賠償責任 ⑤航空機、船舶^(※5)、車両^(※6)、銃器(空気銃を除きます。))の所有・使用・管理に起因する賠償責任 ⑥受託品に関する賠償責任((※2)で含める物はお支払いの対象になります。) ⑦親族^(※7)に対する賠償責任 (※4) 戦争危険等免責に関する一部修正特約がセットされているため、テロ行為はお支払いの対象となります。 (※5) ヨット、水上オートバイはお支払いの対象となります。 (※6) レンタカーを含みます。なお、自転車、ゴルフ場の乗用カート、レジャー目的で使用中のスノーモービル等はお支払いの対象となります。 (※7) 6親等内の血族、配偶者^(※8)または3親等内の姻族をいいます。 (※8) 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限りします。婚約とは異なります。) ①婚姻意思^(※9)を有すること ②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること (※9) 戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。
傷 害 後 遺 障 害 保 険 金	海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合	(後遺障害の程度に応じて)傷害後遺障害保険金額の4%～100%^(※10) ※保険期間(保険のご契約期間)を通じ合算して傷害後遺障害保険金額が限度となります。 (※10) 始期日における保険の対象となる方の年齢が70歳以上のご契約は、お支払いの対象が「後遺障害等級表」の第3級以上の支払割合となる後遺障害に限定されます(「後遺障害等級限定補償特約」が自動セットされます。)。ただし、包括契約に関する特約、企業等の包括契約に関する特約をセットしたご契約については、保険証券、保険契約証または被保険者証に表示がある場合に、この特約がセットされます。	たとえば、 ①ご契約者、保険の対象となる方の故意または重大な過失 ②保険金受取人の故意または重大な過失 ③戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変^(※11) ④放射線照射、放射能汚染 ⑤無免許・酒気帯び・麻薬等を使用している運転中に生じた事故によるケガ ⑥けんかや自殺行為、犯罪行為 ⑦脳疾患、心神喪失、妊娠、出産、早産、流産によるケガ ⑧海外旅行開始前または終了後に発生したケガ ⑨ビッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山、職務以外での航空機操縦、ボブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、自動車等の乗用具を用いて競技・試運転等の危険な運動を行っている間のケガ(特別危険担保特約をセットし、これらの運動等に対応する割増保険料を払い込みいただいた場合は、お支払いの対象となります。) (※11) 戦争危険等免責に関する一部修正特約がセットされているため、テロ行為はお支払いの対象となります。

※下記の運動等を行っている間の事故は、保険金のお支払い対象外となります。

- ・山岳登はん（ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの）
- ・リュージュ、ボブスレー、スケルトン
- ・航空機（グライダー、飛行船を除く）の操縦（お仕事での航空機操縦を除く）
- ・スカイダイビング、ハングライダー搭乗、超軽量動力機（モーターハンググライダー、マイクライト機、ウルトラライト機等をいい、パラプレーン等のパラシュート型超軽量動力機を除きます。）搭乗、ジャイロプレーン搭乗
- ・その他これらに類する危険な運動
- ・自動車等の乗用具による競技・試運転等

(2) 補償金の内容（保証人補償基金）

補償金をお支払いする場合	補償金をお支払いしない場合
賃借人である留学生が賃貸人に対して負担する債務のうち、次に掲げるものが履行されないことによって保証人が損害を被った場合、補償金をお支払いします。 (1) 家賃もしくは賃料および共益費等の支払い (2) 借戸室等の修理または原状回復費用の支払い (ご注意) ・補償期間中に当該賃借物件の解約・明け渡しを完了させた場合に限りです。 ・留学生と連絡が取れている間は、まず保証人から留学生にご指導いただくようお願いしています。	次に掲げる損害に対しては補償金をお支払いしません。 (1) 賃借人である留学生が、賃貸人に対して負担する債務とは認められない次に掲げる損害 ア 光熱水料 イ 町内会費 ウ その他、賃貸人が賃借人に代わって支払う義務のない債務の履行による損害 (2) 保証人、賃貸人またはこれらの者の代理人の故意または重大な過失によって生じた損害 (3) 家賃等の公正妥当でない値上げ、環境悪化、賃貸人の義務不履行等に起因して賃貸人と賃借人との間に争いがある場合に生じた不履行に基づく損害 (4) 補償期間の開始時に家賃等の支払いの履行遅滞が生じていた賃借人にかかる損害 (5) 補償期間が開始してもなお、賃貸借契約書が作成されていない場合、または賃貸借契約の保証人が確定していない場合 (6) 賃貸借契約締結後に、賃貸人、連帯保証人および協力校の同意を得ることなく賃借人の変更、または転貸借契約をした場合 (7) 留補償の申込み時に、留学生、保証人、またはこれらの代理人に詐欺行為があった場合

【留学生に対する求償権について】

保証人が補償金を受領した場合、保証した留学生に対する補償金相当額の債権は本協会に譲渡されたものとし、本協会から当該留学生に請求することになります。

保証人には、求償権の行使に必要な留学生の行方に関する調査にご協力いただきます。

10. 運営委員会

留補償の適正な運営を図るため、大学関係者等で組織する「留学生住宅総合補償運営委員会」を設けています。

Ⅱ．学校等の事務手続き

本制度に関する手続きは、すべて本協会ホームページ上に提供する留学生住宅総合補償加入者受付・管理サイト「留学生住宅システム」で行っていただきます。

操作方法等の詳細は、【付記】の操作マニュアルをご参照ください。

1. 加入に関する手続き

(1) 学校等の本制度加入に関する手続き

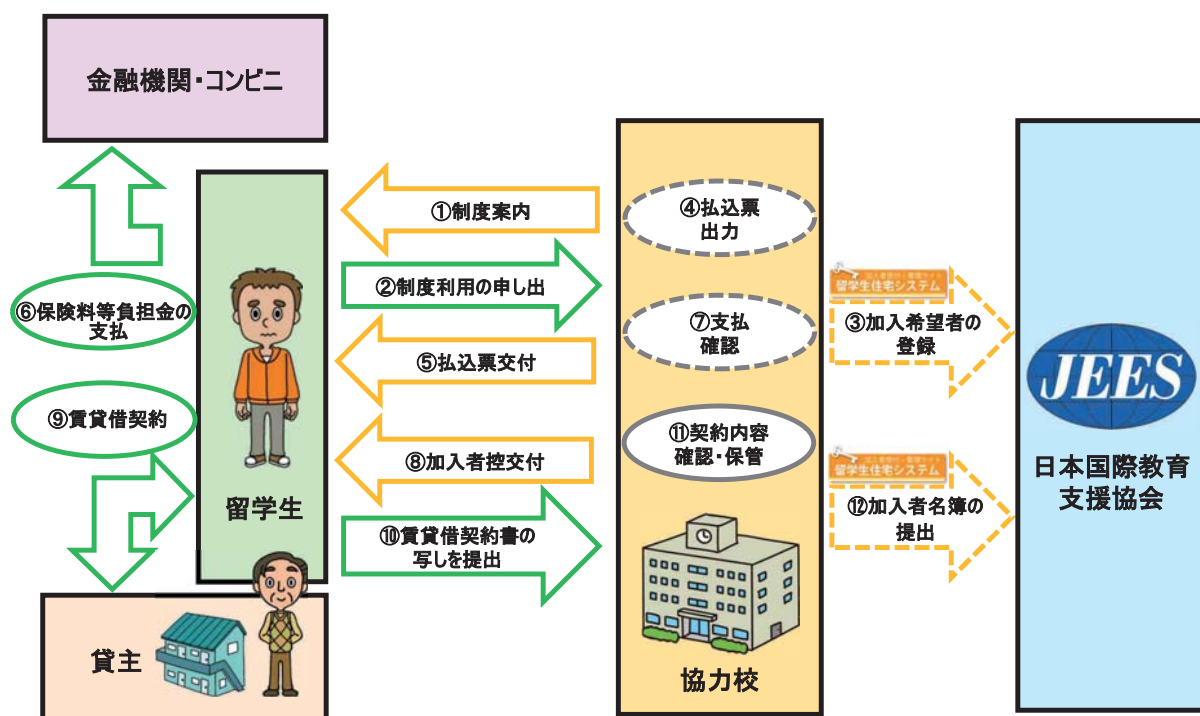
留学生が本制度に加入するためには、留学生の所属する学校等が本制度の協力校として加入している必要があります。

(注1) 留補償の趣旨に賛同し、その事務遂行に協力する学校等を協力校とします。

(注2) 協力校は、本協会に協力校加入申込書 (P.124～125資料①) を提出するものとします。

(注3) 登録料 (協力校加入時のみ負担) は50,000円とします。ただし、協力校加入申請時に在籍する留学生が100名以下の学校等においては不要です。

(2) 留学生の本制度加入に関する手続き



※点線は、留学生住宅システムでの作業

概ね次のような流れで手続きを行います。（見出しの番号はP.7の図中①～⑫に対応しています。）

物件内定

加入手続前の主な確認事項

- ・留学生が不動産業者等で物件を内定し、入居のための連帯保証人が必要となった場合で「留学生の範囲」(P.3)に該当する者のみが本制度にご加入いただけます。
※入学前で学籍番号が未定の場合、入学手続がすでに完了しており、留学ビザを取得している、もしくは留学ビザへの変更手続を行っていることが確認できる者であれば、加入することができます。
- ・残存する在留期間に応じて補償期間を選択していただきますので（P.4参照）、学校窓口にて留学生の在留資格および在留期間の確認をお願いします。
- ・その他、連帯保証人の要否、同居人の有無、家賃滞納の有無等を留学生や不動産業者に確認してください。

①②③④⑤ 加入者情報入力、払込方法・払込先選択

- 個別支払：留学生に直接入金させる場合は、加入希望留学生にパンフレットおよび「払込票」(P.127資料③)を渡し、コンビニ店舗または銀行等金融機関（以下「収納機関」という。）にて保険料等負担金（以下「保険料」という。）を振込むよう説明してください。また、振込み後速やかに賃貸借契約を行うよう説明してください。
- 一括払込：協力校が複数の加入希望留学生の保険料を一括して入金する際にご利用ください。留学生住宅システムで一括払込みを行う加入希望留学生を選択後、払込先の収納機関を選択して「払込票」を発行してください。

⑥

保険料振込

留学生または協力校が保険料を収納機関にて振込みます。

留学生個人が、所属校から発行された払込用紙を使用して保険料等負担金を支払う際、収納機関や払込方法の別により、一定の払込手数料が発生することがあります。この場合、払込手数料は払込者負担にてお願いいたします。詳細はご利用する金融機関等にご確認ください。

⑦⑧

入金確認・加入者控交付

入金後、約4営業時間以内に留学生住宅システムに自動で入金データが反映されます。協力校は留学生住宅システムで入金を確認し、「留学生住宅総合補償加入者控（P.128資料④）」を発行してください。

なお、補償開始日は『加入者控発行日の翌日または賃貸借契約開始日のいずれか遅い方の日』となりますので、必ず貸主あるいは不動産業者等が入居内定時に発行する重要事項説明書または賃貸借契約書を確認してください。賃貸借契約期間が開始しても、補償期間が開始するまで補償は受けられませんので、入居開始前に加入手続を完了させるようにしてください。

⑨

契約

留学生が加入者控を貸主あるいは不動産業者等に提示し、賃貸借契約を締結します。

⑩⑪

賃貸借契約書写し受領

協力校は留学生から賃貸借契約書の写しを受領してください。

※基金事故請求時に必要となりますので、協力校にて必ず保管してください。

⑫

加入者名簿の提出

協力校は、留学生住宅システムを利用し、「留学生住宅総合補償加入者名簿（P.129資料⑤）」を補償開始日の月ごとに作成し、翌月10日までに本協会に提出してください。

補償期間の継続に際しての注意事項

- ①補償期間継続時に、留学生が家賃等を滞納していないか確認してください。
- ②補償期間が終了する留学生に、補償期間継続の要否を確認してください。**補償期間継続の手続き開始後は、原補償の解約はできなくなります。**
- ③補償期間継続のための保険料は、無補償期間が生じないように、**必ず原補償期間終了日までにお振込みください。**留学生住宅システムにて補償期間が30日以内に終了する加入者を表示しておりますので、ぜひご利用ください。
- ④補償期間6か月の延長制度を利用する場合にも、**必ず原補償期間終了日まで**に保険料をお振込みください。お振込みができなかった場合、補償期間1年間での加入に切り替えて、新たに払込票を発行し(P.92～93参照)、保険料をお振込みください。なお、**全額のお振込み完了日の翌日以降でないと補償は開始しません**のでご注意ください。

2. 異動（解約、転居、保証人の変更等）に関する手続き

(1) 「留学生住宅総合補償異動通知書」の作成・提出

<留学生への事前指導>

加入者に対し、次の場合には必ず協力校に申し出るようあらかじめ指導してください。

- ①賃貸借契約の解除 ②転居 ③賃貸借契約上の保証人の変更
- ④在留資格「留学」による在留期間の終了 ⑤卒業・退学等による学籍の喪失

<届出があったときの対応>

留学生住宅システムを利用して「留学生住宅総合補償異動通知書」(P.130資料⑥)を事由発生月ごとに作成し、住所・保証人変更は随時、解約は**解約日の翌月10日までに**(^{*1})本協会に提出してください。

(^{*}1) 異動通知書は、必ず補償期間内に提出してください。

補償期間の終了後、遡って解約することはできませんのでご注意ください。

- 転居または保証人変更後も引き続き保証人補償が必要な場合は、住所変更または保証人変更の異動手続を行うことにより、補償期間内において補償は継続します。
- 保証人が不要となり、保証人補償基金の補償がなくなった場合や「留学」の在留資格による在留期間が終了した場合、補償は終了しますので必要に応じて解約手続を行ってください。
- 卒業までの残りの期間が短く、「短期滞在」の在留資格しか認められなかった場合は、協力校にて在留資格ならびに在留期間が管理されている場合に限り、「短期滞在」の在留資格でも補償は継続します。
- 卒業・退学等により協力校に在籍しなくなった場合は、補償は終了しますので必要に応じて解約手続を行ってください。ただし、卒業・退学後に日本を出国する手続きなどで多少の期間滞在する場合等がありますので、**当該在留資格の期間内で、補償期間が残っている場合に限り、卒業・退学後31日間までは補償は継続**できることとし、31日を超えた時点で補償は終了します。なお、卒業・退学後の補償期間内は、学校等が連帯保証人である必要があります。

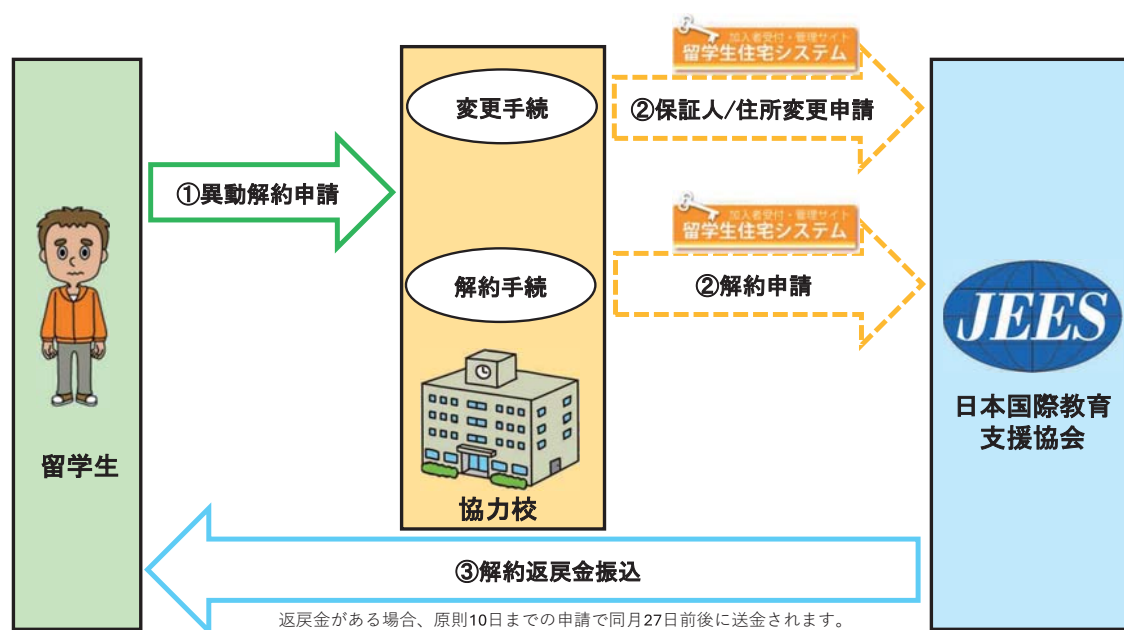
(2) 解約の場合の保険料および加入金の返還

解約の場合の保険料および加入金は、本協会から直接留学生に返還されます。内容は以下のとおりです。

- ① 海外旅行保険は、納入した保険料から既経過期間に対応する保険料を差し引いてその残額を返還します。
- ② 保証人補償基金は、未経過期間が1年以上の場合に限り加入金を返還するものとし、返還額は1年分の加入金額（1,500円）とします。

※返還される金額は、留学生住宅システムの異動解約メニューから異動情報入力（P.99）で解約を選択し、解約日を入力することで自動計算されます。

解約日の翌月10日までに異動通知書をご提出いただいた場合、本協会から同月27日前後に指定された銀行口座に解約保険料を振込みます。



※点線は、留学生住宅システムでの作業

Ⅲ. 事故時の対応

1. 事故時の対応

事故が発生した場合には、事故状況等を留学生住宅システムを利用して速やかに本協会まで連絡をしてください。保険事故の補償可否に関するご質問・ご相談は、直接保険会社までお問い合わせください。(P68参照) その後は、本協会および保険会社からの説明にしたがって対応してください。

- 賠償責任事故（保険事故）に、保険会社が被害者と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありません。**留学生が日本語でのやりとりに負担を感じることをないように、被害者および本協会、保険会社との窓口には、必ず協力校がなるようにしてください。保険会社からの助言に基づき、被保険者（保険の対象となる方＝留学生）自身が被害者と示談交渉を進めていただくことになりますので、あらかじめご了承ください。なお、保険会社の承認を得ないで示談を締結された場合には、示談金額の全部または一部を保険金としてお支払いできない場合がありますのでご注意ください。
- 補償金（基金事故）についても「示談交渉サービス」はありません。**留学生や貸主、および不動産業者への一連の対応は保証人が行うことになります。保証人は、貸主から必要以上の請求がないかを確認の上保証債務を支払った後、本協会に証拠書類を揃えて申請してください。

2. 支払報告

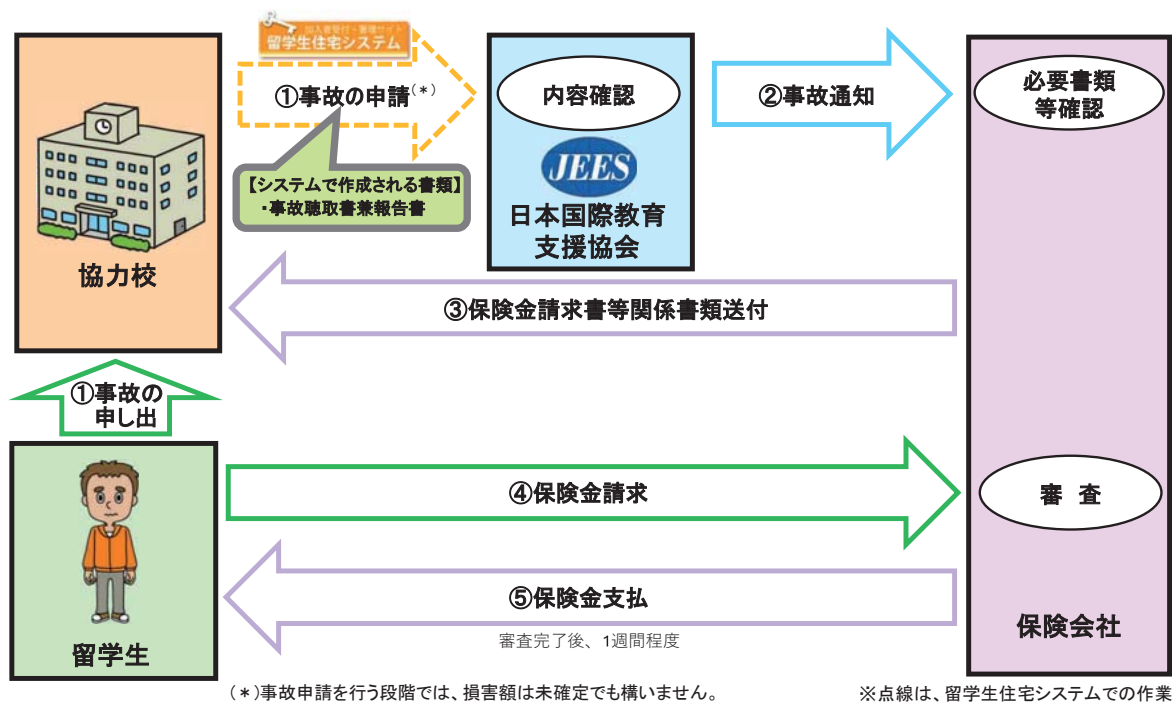
（保険事故）保険会社から留学生宛に、「保険金お支払い完了のご案内」ハガキをお送りします。

また、留学生住宅システムからも通知されます。

（基金事故）本協会から協力校宛に、補償金支払可否決定通知書をお送りします。また、留学生住宅システムからも通知されます。

3. 保険金および補償金の請求に関する書類

(1) 保険事故（海外旅行保険が補償対象とする事故）



[参考]

- (1) 「留学生住宅総合補償」事故聴取書兼報告書（保険）（P.131資料⑦）
- (2) 保険金請求書（保険事故 賠償責任用／傷害保険用）（P.135～136資料⑪、137～138資料⑫）

保険事故申請の主な流れ

賠償責任（水漏れ、交通事故等）

事故発生

※事故時の緊急連絡先：東京海上日動火災保険（株）本店損害サービス部
海外旅行保険損害サービス室 ☎ 0120-881-503

事故発生日からその日を含め30日以内

① 事故申請

加入者受付・管理サイト
留学生住宅システム

学生から事故の報告を受けたら、システム「事故申請（保険）」から事故の報告をします。
必須項目（赤字）を入力し、システムから事故申請書を提出（送信）してください。

1週間程度

② 保険会社からの書類受領

保険会社から学校ご担当者様へ、郵送にて必要書類をご案内いたします。事故状況の確認が必要な場合や
その後の手続きが複雑になるような場合は、先にお電話でご連絡いたします。

③ 必要書類の準備、保険会社へ提出

事故状況および損害額の方かる資料をご準備いただきます。必要な書類は以下の通りです。
詳細は保険会社の担当者へお問い合わせください。

・交通事故証明書(該当の場合のみ) ・被害現場の間取り図
・被害現場の写真 ・修理見積書 等

判定・算定

通常：1～2週間

立会鑑定が必要な場合：1か月程度

④ 保険会社からの支払可否の連絡

ご提出いただいた書類にて、保険金支払可否の判定および認定額の算定を行い、その結果をご連絡
いたします。支払対象であれば、追加書類のご提出をお願いいたします。

⑤ 追加書類の準備、保険会社へ提出

被保険者と被害者で示談を行い、示談書を取付けてください。※1
その後、示談書、作成した保険金請求書※2 等を保険会社へご提出ください。

※1 示談交渉サービスはありませんが、ご相談は可能です。保険会社にご連絡ください。

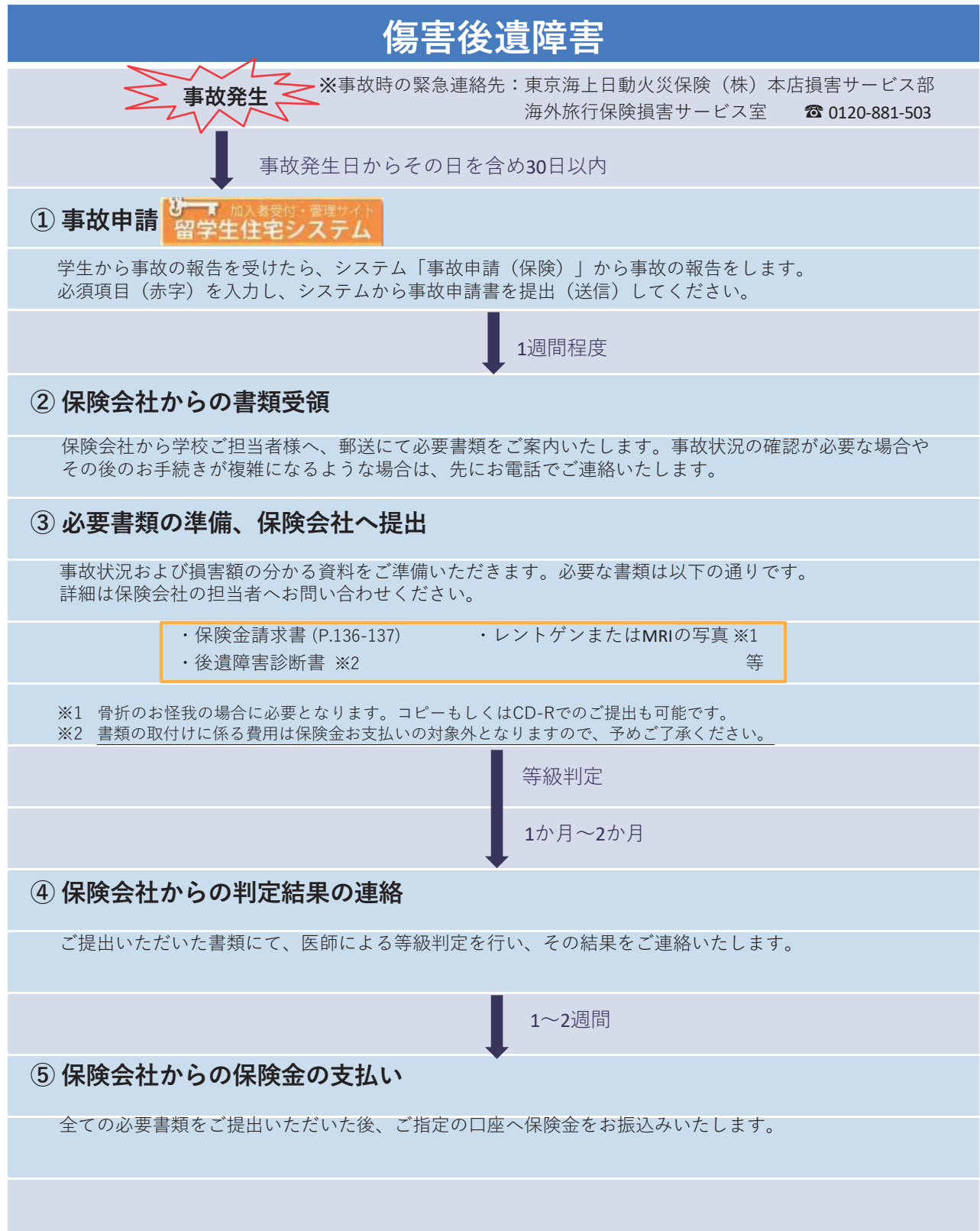
※2 被保険者をご記入ください。被保険者が未成年の場合は、親権者の記名捺印が必要です。

1～2週間

⑥ 保険会社からの保険金の支払い

全ての必要書類をご提出いただいた後、ご指定の口座へ保険金をお振込みいたします。
被保険者の他、費用を立替えた被害者や連帯保証人に保険金をお支払いすることもできます。

保険事故申請の主な流れ



～事故を未然に防ぐために留学生にご指導いただきたいこと～

<洗濯機が原因の水損事故>

洗濯機の給水ホースや排水ホースが外れて階下に水が漏れるという事故が多発しています。電気店で洗濯機を購入した場合には業者が設置を行うと思いますが、留学生がリサイクルショップ等で中古の洗濯機を購入し、留学生自身が設置する際は注意喚起が必要です。給水ホースを蛇口にきちんと取り付けること、排水ホースは排水口にしっかりと差し込むようにご指導ください。保険事故件数の6割弱が居室・階下への水損です。

<凍結による破裂事故>

水道管や給湯器が凍結により破裂する事故が相次いでいます。凍結の可能性のある地域では、特に冬期に留学生が一時帰国する前に水抜きを行うよう、また、凍結防止ヒーターが付いている場合は留守中もブレーカーを切らないようにご指導ください。詳細は貸主や不動産会社に確認してください。



◀注意喚起用チラシ「水漏れ・凍結事故にご注意」（日・英・中・韓・ベトナム）をご用意しています。

留学生住宅システムのログイン前の画面（<https://www.jees-rsys.jp/>）からダウンロードできますので、ぜひご活用ください。

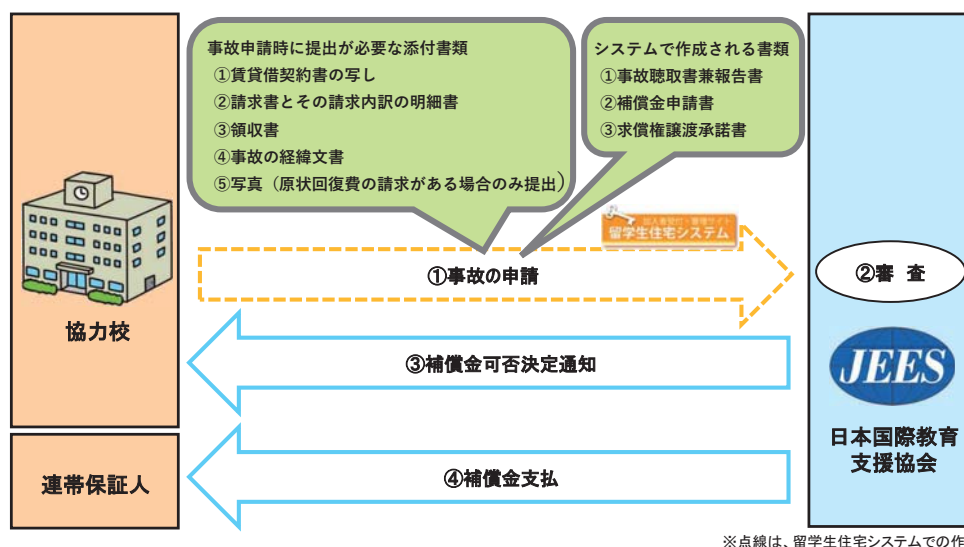
<炊事中の火災>

台所で炊事中に火元から離れ出火したという事故がありました。天ぷら鍋を火にかけたまま離れて重過失を問われた判例もありますので、炊事中は火の元に十分注意するようご指導ください。（※重過失については、P.20～21に記載のQ20をご参照ください。）

<その他の水損事故>

清掃の際に水をまき、階下に漏水してしまった例など、生活習慣上の違いなどから生じる事故もあります。また、トイレや風呂場の水が階下に溢れたという事故もよく見受けられます。留学生が日本の下水システムのことを理解していないための事故と考えられます。トイレの手洗い部分には余計なものは置かない、風呂は各機種の説明をよく読んで使用するなどのご指導をお願いします。

(2) 基金事故（保証人補償基金が補償対象とする事故）



補償金支払に関する事故は、次の必要書類を取り揃えて留学生住宅システムから申請手続きを行ってください。

① 賃貸借契約書の写し

- ・ 賃貸人・賃借人・保証人全員の押印またはサインがあるもの。
- ・ 全ページが判読可能であるもの。

② 請求書とその請求内訳の明細書

③ 領収書（銀行振込控えなどでも可）

- ・ 請求書の金額と相違がないこと。
- ・ 連帯保証人宛であるもの。

④ 事故の経緯文書

- ・ 事故の発生状況や留学生との連絡状況、卒業・退学・除籍日、解約明渡日を時系列に沿って記入してあるもの。

⑤ 写真（原状回復費の請求がある場合のみ提出）

- ・ 修繕費が請求されている場合は、修繕前後が比較できるもの。
- ・ 残置物撤去費が請求されている場合は、残置物撤去前後が比較できるもの。

[参考]

- (1) 「留学生住宅総合補償」事故聴取書兼報告書（基金）(P.132 資料⑧)
- (2) 補償金申請書（基金事故用）(P.133 資料⑨)
- (3) 求償権譲渡承諾書（基金事故用）(P.134 資料⑩)
- (4) 補償金申請に係る証拠書類（基金事故用）(P.107)

※(1)、(2)、(3)については、システム上で申請をすることで自動的に本協会に提出されます。

基金事故申請の主な流れ

滞納発覚

※ 滞納などが発覚した場合は、
まず本協会までご相談ください。
(TEL: 03-5454-5275)

学生の所在および在籍状況の確認
居室の状況(滞納額、汚損・残置物の有無)の確認

● 行方不明・帰国で連絡取れず

賃貸借契約の解約
(補償期間内に解約・居室の明渡し)

室内の状態と請求額の確認
(賃貸借契約書の条項や原状回復費の内容確認)
請求内容が妥当であれば支払い

申請に必要な証拠書類を準備

- | | | |
|----------|-------|-------|
| ① 賃貸借契約書 | ② 請求書 | ③ 領収書 |
| ④ 経緯文書 | ⑤ 写真 | |

システムで事故申請

本協会にて支払いを審査
(各証拠書類の内容を確認)

補償金の支払決定
(内容によっては申請金額の一部支払い)

補償金支払い

● 本人と連絡が取れる

本人に支払うように指導

支払い完了により解決

未払いのまま
連絡が
取れなくなる

原状回復を超える**グレードアップのような請求**を
されていないか確認してください。
長期滞納の場合は、貸主側がどのように対応した
かも確認してください。

光熱水料などは対象外となるため、申請金額から
除外します。

証拠書類はPDFなどのデータでご提出ください。

書類に不備・質問等がある場合はご連絡いたし
ますので、ご協力ください。

- ・本協会が連帯保証人(学校)に補償金を支払うと、留学生に対する求償権は本協会に移転します。
- ・補償金支払後、当該留学生に関する新しい情報がありましたら本協会までご連絡ください。また、定期的に求償権に係る調査を実施していますので、お手数ですがその際はご協力をお願いします。

Ⅳ. Q&A

よくあるご質問をまとめていますので、ご参照ください。

なお、留学生住宅システム (<https://www.jees-rsys.jp/>) にも同様にFAQを掲載しておりますのであわせてご参照ください。

留学生住宅システムの操作については、操作マニュアル (P.69 ～) をご参照ください。

1. 加入手続

Q1 この制度における保証人の範囲について知りたい。

A. 学校およびその教職員（留学生センター長・留学生課長等の方々）を原則とします。また、地域の国際交流協会・センター等による機関保証も認められます。

Q2 保険部分のみ、または補償基金部分のみの加入はできるか。

A. 海外旅行保険と保証人補償基金の組み合わせで留学生住宅総合補償が成り立っていることから、保険部分のみまたは補償基金部分のみの加入はできません。

Q3 協力校としての登録料は毎年負担しなければならないのか。

A. 登録料は協力校加入申請時の1回限りです。なお、申請時に在籍する留学生が100名以下の学校等においては、登録料の納入を免除しています。

Q4 まだ協力校の加入手続はしていないが、留学生からの申込みを受付けてもよいか。

A. 留学生からの申込みを受付ける前に、まず留学生住宅システムにて協力校加入申請をしてください。本協会にて登録が完了しましたら、通知をお送りしています。

Q5 4月に入学予定の留学生が、この制度を入学前の3月から利用することを希望している。3月から補償が開始されるよう加入手続を行うことはできるのか。

A. 留学生住宅総合補償実施要項第2条において、本制度の補償対象となる留学生の範囲に、日本の学校等に「入学確実な者」も含めています。留学ビザを取得しているもしくは申請中であることを確認の上、学校として連帯保証人を引き受けるのであれば、入学前の方についても加入を受け付けます。在学中の学生同様の管理をお願いいたします。

Q6 補償期間は「在留期間に合わせる」とあるが、入学時期は在留期間終了日が間近であったり、短期滞在ビザで在留期間更新（在留資格変更）許可申請中であったりする。このような場合どうすればいいのか。

A. 更新中や変更中の在留資格が「留学」であれば、申請した在留期間も考慮して本制度に加入することができます。例えば、残存する在留期間が3か月であり、1年の在留期間の延長を申請している場合は、合計で1年3か月となるため、1年加入＋半年加入、または2年加入の補償期間を選ぶことができます。

Q7 この制度の補償終了日は補償開始日応当日の前日になるのか。

A. そのとおりです。補償終了日は補償開始日の1年後または2年後の応当日前日（午後12時）になります。応当日の前日とは、例えば4月1日が始期であれば、1年後または2年後の3月31日をいいます。

Q8 学校が所有する寮などに留学生を住ませる場合に利用できるか。

A. 留学生が連帯保証人を必要としない借上宿舍や学校所有の寮は対象となりません。ただし、PFI事業等によって、所有者が学校、賃貸人が別法人、連帯保証人が学校という契約においては、契約書類等を確認しご加入いただけるかどうかを個別に判断しますので、本協会までお問い合わせください。

Q9 休学中の留学生でも加入することができるか。

A. 対象在留資格を有するなど条件が備わっており、学校等が保証人（P.18Q1参照）を引き受けるのであれば加入できます。

Q10 6か月の期間延長は、補償期間終了後1日でも空いてしまうと利用できないのか。

A. 1日でも空くと6か月の期間延長の取扱いができませんので、1年間での加入をお願いします。無補償となる期間の発生を防ぐという観点からも、早期の手続きを徹底し、原契約の補償期間終了前に保険料を払い込むようにしてください。また、家賃等を滞納していないか必ずご確認をお願いします。

2. 異動手続

Q11 本制度に加入した留学生が、引越しなどで部屋が申込み当初と変わった場合の手続きや補償はどうなるのか。

A. 引越し後も引き続き保証人補償基金の補償が必要となる場合、住所変更・保証人変更の異動手続を行うことにより、補償期間中であれば補償は継続します。ただし、保証人が不要となり保証人補償基金の補償が不要となった場合、補償は終了しますので解約手続を行ってください。

Q12 留学生が部屋を変えずに編入学などで所属学校等が変わった場合はどうなるか。

A. 連帯保証人の変更が必要な場合は、まずは本協会へご連絡ください。変更後の学校が連帯保証人を担う場合は、変更後の学校等の情報（編入日、学校名、学部、学科等）をお知らせください。

Q13 ①保証人が変更となった場合の手続きや補償はどうなるのか。

②機関として保証している留学生課長等が人事異動で替わった場合はどうなるのか。

A. ①保証人変更後も引き続き保証人補償基金の補償が必要な場合は、保証人変更の異動手続を行うことにより、補償期間中は補償が継続します。

②機関保証の保証人変更の場合には、保証人変更の異動通知書の提出は不要ですが、留学生住宅システムの「ユーザー情報」の保証人情報を変更し、以後の各種手続きは新しい保証人情報で行ってください。

Q14 留学生の籍がなくなった場合（卒業・退学など）、この制度を引き続き利用できるか。

A. 卒業・退学等により学校に籍がなくなった場合は、本制度に加入する資格を失い、補償は終了しますので解約手続を行ってください。ただし、卒業・退学後に日本を出国する手続きなどで多少の期間滞在する場合がありますので、当該在留資格の期間内で、補償期間が残っている場合に限り、卒業・退学後31日間までは補償は継続できることとし、31日を超えた時点で補償は終了します。

Q15 留学ビザから家族滞在ビザや研究ビザになる場合はどうなるのか。

A. 「留学」の在留資格による在留期間が終了した場合、本制度の補償は終了します。質問のケースは、在留資格が変更となりますので、補償終了のため解約していただくことになります。

Q16 卒業直前に留学ビザが切れ、短期滞在ビザとなった場合は補償は終了となるのか。

- A. 卒業までの残り期間が短く、「短期滞在」の在留資格しか認められなかった場合は、学校にて在留資格ならびに在留期間が管理されている場合に限り、「短期滞在」の在留資格でも補償は継続します。

3. 補償内容

(1) 共通

Q17 補償期間中の事故であれば、何回でも補償が受けられるのか。

- A. ・海外旅行保険……………事故の回数ではなく、保険金額・支払限度額に上限があります。
a. 留学生賠償責任……………1回の事故につき5,000万円限度
b. 傷害後遺障害……………補償期間を通じ、240万円限度
・保証人補償基金……………1加入期間につき1回を限度とし、30万円限度
※①家賃滞納は3か月まで、②原状回復費用は10万円までとし、①と②の合算額が30万円を超えない範囲で補償します。

(2) 保険事故

Q18 留学生本人の家財に対する補償はあるのか。居室に付属した家具はどうか。

- A. 留学生本人が所有する家財（私物）についての補償はありませんので、火災や盗難などによる家財の損害における保険金の支払いはありません。ただし、居室に付属した家具については賃借物ですので、それらに損害を与えた場合は対象となります（火災、爆発、破裂、および漏水等による水濡れが原因の場合に限ります）。

Q19 留学生が台所の排水管に物を詰らせて（もしくは冬に水抜きせずに凍結して）、その排水管が壊れて水浸しとなってしまい、自分の居室から階下にまで被害を与えてしまった。この場合の保険の適用はどうか。

- A. ①借戸室の排水管自体の損壊については、破裂による損害として補償される可能性があります。詳細については、留学生住宅システムから事故連絡の上、東京海上日動火災保険（株）海外旅行保険損害サービス室（P.68）へご相談ください。また、②借戸室の床やその戸室以外である階下の天井・壁、階下住人の家財等への水濡れ損害については、貸主や階下住人から損害賠償が請求された場合、保険金（留学生賠償責任）の支払対象となります。なお、留学生本人の家財は保険適用とはなりません。

Q20 留学生が借りていた部屋から出火し、アパートのほとんどを焼失してしまった。この場合の責任と保険の適用はどのようになるのか。

- A. 火災を起こした場合、「失火の責任に関する法律」（失火法）によって、貸主や近隣住人に対する不法行為責任は免れることができます（ただし、故意・重過失^(＊1)による失火は除く）が、貸主との賃貸借契約に基づく債務不履行責任は免れないため、結局貸主への賠償責任を負うことになります。ただし、この場合に賠償責任を負うのは借戸室について生じた損害のみであり、それ以外の部分に生じた損害については責任を負いません。留学生が法律上の賠償責任を負った部分につき、保険（留学生賠償責任）が適用されます。

なお、先に述べた「故意・重過失による失火」の場合は、貸主等に対して不法行為責任を負いますが、留学生賠償責任では、このうち「故意による失火」は補償の対象となりませんのでご注意ください。

（＊1）重過失：わずかな注意さえ払えば火事になることが容易にわかる場合であるにもかかわらず、漫然とこ

れを見過ごして火災が生じたケース等をいいます。判例によると、①天ぷら油を入れた鍋をガスコンロにかけて加熱したまま洗濯物を干している間に、油に引火し出火した、②残火のある灰をダンボール箱に投棄したため出火したなどの例があります。

Q21 台風の暴風で居室の窓が割れて雨水が浸入した、地震により居室の壁にひびが入った等の損害は補償対象となるのか。

A. 天災が原因である損害は、留学生に賠償責任が生じないため補償対象外です。借戸室に別途付保されている火災保険等があれば対象となる場合もありますので、ご確認をお願いします。

(3) 基金事故

Q22 入居中の留学生が現在家賃滞納しているということで、貸主から何とかしてもらいたいと相談があった。この場合、補償金の申請はできるのか。

A. 留学生住宅総合補償実施要項第18条に規定されているとおり、補償金を申請できるのは、補償期間中に賃貸借物件の明け渡しを完了させた時が前提となります。したがって、いまだ入居中の場合は、補償金の申請はできません。

Q23 補償金の補償範囲に光熱水料（電気・ガス・水道料）は含まれるのか。

A. 留学生住宅総合補償実施要項第16条に規定されているとおり、補償金の支払いは、「(1) 家賃もしくは賃料および共益費の支払い」と「(2) 借戸室等の修理または原状回復費用の支払い」が履行されないことによって保証人が損害を被った場合が対象となります。光熱水料は、それぞれの会社（電力会社、ガス会社、水道局など）に対する債務となりますので、留学生住宅総合補償実施要項第17条に規定されているとおり補償対象外となります。

Q24 連帯保証人として貸主に滞納家賃や原状回復費を支払ったが、卒業後帰国済みの留学生本人と連絡が取れている場合、どれくらい督促をした後に補償金の申請ができるのか。

A. 連帯保証人として貸主に支払いをした場合、個別の状況にもよりますが、当該留学生へ直接催促することや、当該留学生の家族に連絡をとることを月2～3回（最低3か月）を目安に行ってください。3か月経っても留学生やその家族から何ら弁済もなく、返済計画も提出されない場合には、補償金をご申請いただいても構いません。

Q25 申請した補償金の金額は全て支払ってもらえるのか。

A. 申請書とそれに関する一連の書類（賃貸借契約書、精算書など）を留学生住宅総合補償実施要項に則って、本協会にて審査いたします。問題がなければ申請どおりにお支払いしますが、申請内容によっては全額の支払いとならない場合もあります。なお、補償金限度額は30万円です。

※①家賃滞納は3か月まで、②原状回復費用は10万円までとし、①と②の合算額が30万円を超えない範囲で補償します。

Q26 連帯保証人に加え、保証会社の利用が必要な物件に留学生が居住し、本制度に加入したが、退去時の精算が完了しないまま行方不明となってしまった。貸主からの請求に加え、保証会社からも請求されたが、保証会社からの請求も本制度の補償対象となるのか。

A. 賃貸借契約書で保証会社が保証人として記載されておらず、貸主や留学生が保証会社と別途保証契約や保証委託契約を交わしている場合、保証会社からの請求も留学生住宅総合補償での補償対象として取り扱います。

なお、賃貸借契約書に保証会社が保証人として記載されており、学校等（連帯保証人）と併記されている場合には、両者の保証債務の負担割合が明記されていれば、保証会社からの請求も補償対象とします。負担割合が明記されていない場合においては、補償金をお支払いできないことがありますので個別にご相談ください。

Q27 退去した留学生在が原状回復費を支払うことができず、貸主から学校に請求が来ている。留学生とは連絡が取れるが支払いに応じない。連帯保証人として学校が支払った場合、補償金の申請はできるか。

A. 留学生と連絡が取れている間は、まず留学生に支払いについてご指導いただくようお願いしています。なお卒業後で帰国済みなどの場合は、Q24のご対応をお願いします。

Q28 貸主への支払いや補償金申請の手続きは、補償期間終了前に行う必要があるのか。

A. 補償期間終了後でも構いません。重要なのは、当該居室の解約・明け渡しを補償期間内^(※1)に行うことです。

(※1) 当該在留資格の期間内で補償期間が残っている場合に限り、卒業・退学後31日間までは補償が継続します。

Q29 残置物がある場合はどうすればよいのか。

A. 補償金を申請できるのは「補償期間内に当該賃貸物件の解約・明渡し」を行った場合です。補償期間内に明け渡しを完了させるため、貸主が残置物を処分してその費用を原状回復費として連帯保証人に請求してもらうか、連帯保証人が一時保管または処分してください。なお、残置物の処分にかかる費用を連帯保証人が業者に依頼し、業者からの請求に基づいて、連帯保証人が支払った場合は補償対象とします。

Q30 補償金受領後に実施される、協会からの求償権に係る留学生の行方に関する調査は、何回、どの程度情報を入手して回答すればよいのか。

A. 補償金支払後半年以上経過した方について、半年ごとに2回、書面での調査を行っています。すでに帰国した留学生については弁済は困難なものと判断しておりますので、普段業務をされている中で、留学生から弁済があった場合や、日本国内での住所や連絡先等新たな情報が得られた場合は本協会までご連絡ください。

4. ルームシェア等について

Q31 複数人で同一物件に入居する際、本学の留学生在が賃貸借契約において賃借人ではなく同居人である場合、本制度に加入することはできるのか。

A. 本制度に加入する留学生Aが賃借人であり、協力校に在籍する留学生Bと同居する場合、それぞれが本制度に加入する必要があることから、留学生Bが、賃貸借契約上の同居人として、本制度に加入する形であれば可能です。この場合、賃貸借契約書に同居人である留学生Bの名前も明記するようにしてください。

なお、原則として本制度は賃貸借契約上の賃借人である留学生を対象としているため、賃貸借契約上の同居人である留学生在が単独で本制度に加入することはできません。例えば、夫C（社会人）が賃借人で、同居する妻D（留学生）が同居人の場合、妻Dは本制度に加入することはできません。

Q32 ①友人等と同一の物件に入居する場合、補償はどうなるのか。

②配偶者や子どもと同一の物件に入居する場合はどうか。

③それぞれ留学生である兄弟が同一物件に入居する場合には、兄だけ加入すれば弟は対象となるのか。

A. ①本制度の補償対象者は加入した留学生本人のみとなっており、同居する友人等も個別に加入する必

要があります。

事故時の補償については次のとおりです。

【保険事故】

- ・本制度に加入していない友人等第三者が起こした賠償責任事故は、原則として本制度加入の留学生本人に賠償責任は発生せず、補償の対象となりません。
- ・借戸室内で第三者が起こした賠償責任事故については、本制度加入の留学生本人に賠償責任が生じる可能性があります。必ず東京海上日動火災保険(株) 海外旅行保険損害サービス室 (P.68) へご相談ください。

【基金事故】

補償金の申請は借戸室の明渡しが完了していることが前提であり、原則として1物件につき1事故が補償対象であるため、最後に居室に残っていた留学生の協力校(連帯保証人)が事故申請をすることになります。ただし、入居者間で退去時期が異なる状況で基金事故が起きた場合は、賃貸借契約書の形態等の個別の状況に応じて審査を行いますので、本協会にご相談ください。

- ②本制度加入者である留学生が賃借人となり、配偶者や自分の子どもを同居人として同一物件に居住させる場合、事故時の補償は次のとおりとなります。

【保険事故】

- ・本制度に加入していない配偶者や子供の事故について、留学生本人に賠償責任が生じるか否かは、事故の形態により異なります。必ず東京海上日動火災保険(株) 海外旅行保険損害サービス室 (P.68) へご相談ください。
- ・後遺障害については、被保険者である留学生本人のみ補償対象です。

【基金事故】

賃借人である留学生が本制度に加入しているのであれば、加入していない配偶者や子どもが同居していたとしても、補償金は申請できます。ただし、例えば留学生だけが行方不明となり、配偶者や子どもが当該居室に引き続き居住しているなど、状況によっては補償金の申請ができない場合もあるため、必ず本協会までご相談ください。

- ③上記②は、配偶者と子ども以外の親族には当てはまりません。兄弟で同居する場合は、上記①と同じく、個別に本制度に加入する必要があります。

Q33 他校の学生とルームシェアをする場合、他校が協力校かどうか、誰が連帯保証人をしているのか等が分からないが、どのように対応すればよいのか。

- A. 他校が協力校か否かは、本協会にお問い合わせください。他校が協力校の場合、他校の学生にも本制度に加入してもらうことになります。他校と直接連絡を取り合い、賃貸借契約書の内容や事故時の対応などを確認し、家主や不動産業者等からも了解を得ておくことをお勧めします。

Q34 ルームシェアをしていた留学生が他の入居者を残していなくなった。その留学生に係る未納家賃などを貸主から請求されて支払ったが、補償金の申請はできるのか。

- A. ルームシェア物件で、他の入居者を残して先に退去した加入者に係る連帯保証人の損害については、留学生住宅総合補償実施要項第18条に基づき、当該加入者の補償期間中に他の入居者も退去し、当該居室の解約・明け渡しが完了した場合は、先に退去した加入者に係る損害について補償金を申請できるものとします。他の入居者が当該居室に居住し続ける場合は、原則として補償金の申請はできません。

Q35 シェアハウス^(※1)に入居する留学生は加入できるか。

- A.** 連帯保証人が必要な物件であり、かつ賃貸借契約書が部屋ごとに作成されていれば加入できます。
ただし、加入者本人が賠償責任を負った場合に保険金が支払われるため、因果関係が明確でない場合や、シェアハウスの他の住人が事故を起こしたと考えられる場合は対象外となります。

(※1) ここでは、「1つの物件で賃借人が単独で使用する部屋と、他の賃借人との共用部分がある住宅」を想定しています。

V. 留学生住宅総合補償実施要項

(平成24年 1 月 4 日制定)

(平成25年 2 月19日改正)

(平成25年 9 月13日改正)

(平成27年 1 月 9 日改正)

(平成31年 3 月 1 日改正)

(令和 7 年 1 月16日改正)

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この要項は、公益財団法人日本国際教育支援協会（以下「本協会」という。）定款第4条第2号に掲げる事業として、日本で学ぶ外国人留学生（以下「留学生」という。）の民間宿舎等への入居に際し、留学生が保証人を探す困難さと保証人の精神的・経済的負担を軽減し、留学生の民間宿舎等への円滑な入居を支援するために実施する留学生住宅総合補償（以下「留補償」という。）の実施に関し、必要な事項を定め、適正な運営を図ることを目的とする。

(留学生の範囲)

第2条 留学生とは、日本国内の大学、短期大学、高等専門学校、専修学校専門課程（専門学校）、法務省が告示をもって定める日本語教育機関又は認定日本語教育機関（以下「学校等」という。）に入学した者及び入学確実な者とする。

2 前項の留学生は、原則として入管法に規定する在留資格のうち、「留学」の資格を有する者とする。

(保証人の範囲)

第3条 保証人とは、留学生の民間宿舎等への入居に際し、賃貸借契約の連帯保証を行う機関又は個人とし、機関については、留学生の所属する学校等又は地域の国際交流機関等、個人については、留学生の所属する学校等において、留学生センター長・留学生課長等の教職員をそれぞれ原則とする。

2 保証を業務とする法人又は留学生から保証に関して委託金等を徴収する機関・個人は、留補償における保証人となることができない。

(留補償の構成)

第4条 留補償は、海外旅行保険（傷害後遺障害保険金支払特約・留学生賠償責任危険担保特約付）と保証人補償基金により構成され、それぞれの目的及び内容は以下のとおりとする。

区分	目的	内容
海外旅行保険（傷害後遺障害保険金支払特約・留学生賠償責任危険担保特約付）	留学生の失火等による賃貸人への賠償責任等に対する補償	海外旅行保険普通保険約款、傷害後遺障害保険金支払特約条項及び留学生賠償責任危険担保特約条項（以下「保険約款」という。）の内容で、本協会が保険契約者となり、保証人補償基金に加入する留学生全員を被保険者として東京海上日動火災保険株式会社（以下「保険会社」という。）との間で包括契約する保険
保証人補償基金	賃借人である留学生が債務を履行しないことによって保証人が被った損害に対する補償	学校等が負担する登録料及び留学生が抛出する保証人補償基金加入金（以下「加入金」という。）を原資として、本協会が運営する基金

第2章 協力校

(協力校の定義)

第5条 協力校とは、留学生住宅総合補償協力校約款（以下「協力校約款」という。）を承諾した上で所定の申請を行い、本協会理事長（以下「理事長」という。）が加入を承認した学校等をいう。

2 協力校として加入できる学校等は、第2条第1項に定める留学生が在籍する学校等とする。

(協力校の申請)

第6条 協力校として加入を希望する学校等は、留学生住宅総合補償協力校加入申込書（以下「加入申込書」という。）（別紙様式1）に必要事項を記載の上、理事長に提出しなければならない。

(登録料の納付)

第7条 学校等は、協力校加入にあたり別に定める登録料を負担するものとする。

(協力校の事務)

第8条 協力校は、留学生及び教職員に対し留補償の周知を図るとともに、加入の取りまとめ・異動・事故対応等協力校約款に定められた事務を取り扱うものとする。

第3章 加入及び保険料・加入金

(加 入)

第9条 留学生で加入を希望する者は、協力校を通じて本協会へ申込むものとする。

ただし、海外旅行保険保険料（以下「保険料」という。）及び加入金は、留学生又は協力校が本協会へ振込むものとする。

2 加入期間は、原則として第2条第2項に規定する留学生の在留期間に応じて、1年間又は2年間とする。ただし、既に留補償に加入している者は、期間満了前に所定の手続きを完了させることで、6か月間補償を延長することができる。

3 海外旅行保険と保証人補償基金は一括して加入するものとする。

4 協力校は、保険料及び加入金を支払済みの留学生に加入者控を発行するものとする。

5 本条に定める手続きは、本協会が指定する、電磁的に表示・記録する方式により行うものとする。

(保険料及び加入金と支払限度額)

第10条 保険料及び加入金は、次のとおりとする。

加入期間	保険料及び加入金
1年間	4,000円（保険料2,500円＋加入金1,500円）
2年間	8,000円（保険料5,000円＋加入金3,000円）

前条第2項但し書きにより6か月間延長する場合、保険料及び加入金は次のとおりとする。

延長期間	保険料及び加入金
6か月間	2,000円（保険料1,250円＋加入金750円）

2 海外旅行保険に係る保険金（以下「保険金」という。）及び補償金の支払内容は次のとおりとする。

補償項目	保険金及び補償金支払限度額	対象	適用制度
(1) 海外旅行保険 ①留学生賠償責任 ②傷害後遺障害	5,000万円 240万円	留学生	保 険
(2) 家賃等補償	30万円	保証人	基 金

3 留学生又は協力校が、保険料及び加入金の振込み後、協力校が、加入者名簿を本協会に提出する前に留補償への加入の必要がなくなった場合、当該保険料及び加入金を返戻する。なお、返戻に要する費用は本協会の負担とする。

(保険料及び加入金の納入)

第11条 加入を希望する留学生は、保険料と加入金を合わせて本協会へ納入する。

2 本協会は、当該保険料を保険会社へ納入する。

(保険・補償期間)

第12条 留補償の支払責任の始期及び終期は、加入期間に対応するものとし、責任の始期は、留学生在が本補償加入の際に指定する加入手続き完了日（留学生又は協力校が本協会に保険料及び加入金を振込み、かつ、学校等が、加入者控を発行した日）の翌日又は留学生の賃貸借契約開始日のいずれか遅い方の日の午前0時とする。また、責任の終期は、責任期間終了年の始期応当日前日の午後12時とする。ただし、延長の場合には、原責任期間満了となる月から起算し6か月を経過した応当日前日の午後12時とする。

2 既に留補償に加入している者が、前項終期満了後これを継続するため、期間の満了前に第9条に定める手続きを完了している場合、責任の始期は原責任期間満了の日の翌日午前0時からとする。

3 加入手続き時の賃貸借契約の終了、連帯保証人の死亡等の事実が発生したにもかかわらず、第14条に定める通知の手続きを怠った場合、留補償の支払責任期間は終了する。

4 原則として「留学」の在留資格による在留期間が終了した場合、留補償の補償は終了する。

(保険料及び加入金の返還)

第13条 加入者が加入期間の途中で解約する場合は、原則として保証人の承認を得るものとし、納入された保険料及び加入金は、在籍する協力校を経由した本人の請求により保険約款及び本実施要項に基づき返還される。

2 海外旅行保険は、納入した保険料から既経過期間に対応する保険料を差し引いて、その残額が返還される。

3 保証人補償基金は、未経過期間が1年以上の場合に限り加入金を返還されるものとし、返還額は1年分の加入金額とする。

4 前2項の返還に要する費用は本協会の負担とする。

(通知義務)

第14条 留学生は留補償申込みの前後を問わず、次の事実が発生したことを知った時は、協力校を通じ、遅滞なくその旨を保証人、本協会及び保険会社に通知し、その承諾を得なければならない。

(1) 海外旅行保険と全部又は一部について支払責任が同一である他の保険契約又は

同一の賃貸借契約に係る他の保証契約の締結

- (2) 賃貸借物件の変更又は追加
- (3) 保証人の変更
- (4) 在籍する学校等の変更
- (5) 第16条に掲げる債務不履行があった場合における賃貸人の権利保全又は行使の方法の変更（敷金の減額、放棄を含む。）
- (6) その他、補償金支払に重大な影響を及ぼすべき事実

第4章 保険金の支払い

（保険金の支払い）

第15条 保険会社は、留学生からの請求に基づき、第4条に定める保険約款により保険金を支払う。

第5章 保証人補償基金

（補償金の支払い）

第16条 本協会は、賃借人である留学生が賃貸人に対して負担する債務のうち、次に掲げるものが履行されないことによって保証人が損害を被った場合、保証人からの申請に基づき、補償金を支払う。

- (1) 家賃もしくは賃料及び共益費（以下「家賃等」という。）の支払い
- (2) 借戸室等の修理又は原状回復費用の支払い

（補償金を支払わない場合）

第17条 次に掲げる損害に対しては、補償金を支払わない。

- (1) 賃借人である留学生が賃貸人に対して負担する債務とは認められない次に掲げる損害
 - ア 光熱水料
 - イ 町内会費
 - ウ その他、賃貸人が賃借人に代わって支払う義務のない債務の履行による損害
- (2) 保証人、賃貸人又はこれらの者の代理人の故意又は重大な過失によって生じた損害
- (3) 家賃等の公正妥当でない値上げ、環境悪化、賃貸人の義務不履行等に起因して賃貸人と賃借人との間に争いがある場合に生じた不履行に基づく損害

- (4) 補償期間の開始時に家賃等の支払いの履行遅滞が生じていた賃借人にかかる損害。ただし、第12条第2項に規定する補償期間の継続において、協力校が相当の注意を払ったにもかかわらず損害を認識できなかった時は、この限りではない。
- (5) 補償期間が開始してもなお、賃貸借契約書が作成されていない場合、又は賃貸借契約の保証人が確定していない場合
- (6) 賃貸借契約締結後に、賃貸人、連帯保証人及び協力校の同意を得ることなく賃借人の変更又は転貸借契約をした場合
- (7) 留補償の申込み時に、留学生、保証人、又はこれらの代理人に詐欺行為があった場合

(補償金の申請)

第18条 保証人は、原則として次の各号の事情の発生を知った時から30日以内に、別に定める申請書類を本協会に提出し、補償金を申請するものとする。

- (1) 補償金の支払対象となる債務不履行によって、賃貸人が、当該賃貸借契約を解除し、かつ、補償期間中に留学生に当該賃貸借物件の明け渡しを完了させた時
- (2) 賃貸借契約が前号の事由によらないで終了し、補償期間中に留学生が賃貸借物件の明け渡しを完了した場合において、補償金の支払対象となる債務の履行遅滞が相当期間に及ぶ等の理由から、保証人がその取立てを困難であると認めた時

2 本条及び第19条並びに第23条に定める手続きは、本協会が指定する、電磁的に表示、記録する方式により行うものとする。

(補償金支払の時期)

第19条 本協会は、保証人より前項の書類を受理し、審査の結果正当と認めた場合、その旨を文書で通知し、2か月以内に保証人に補償金を支払うこととする。

(補償金の限度)

第20条 本協会は、学校等に在籍する留学生の保証人補償基金の支払対象となる事故について、補償期間中、1契約につき1回に限り、30万円を上限として、保証人に補償金を支払うものとする。

2 前項にかかわらず、補償金の支払限度額は、保証人補償基金積立資産の範囲内とする。

(求償権の譲渡)

第21条 保証人が補償金を受領した場合、保証した留学生に対する補償金相当額の債権は、本協会に譲渡されたものとする。

(他の保険契約等がある場合の補償金)

第22条 保証人が、他に重複する保険契約等を締結している場合において、それぞれの契約がないものとして算出した支払責任額の合計額が損害額を超過する場合、本協会は次のいずれかに定める額を補償金として支払うものとする。

- (1) 他の保険契約等から保険金等が支払われていない場合

第20条に定める補償金

- (2) 他の保険契約等から保険金等が支払われた場合

損害額から、他の保険契約等から支払われた保険金等の合計額を差し引いた残額。ただし、第20条に定める額を上限とする。

(審査及び決定)

第23条 本協会は、補償金申請書について速やかに審査の上、支払いの可否を決定するものとする。

- 2 審査のため、特に必要と認められる場合、補償金申請者又は関係者に、必要な書類の提出、もしくは説明を求めることができるものとする。なお、正当な理由なく協力が得られない場合、補償金の支払いは行わないものとする。

- 3 審査の結果、申請を却下する場合、理由を付してその旨を補償金申請者に、文書で通知するものとする。

(不服の申し出)

第24条 補償金申請者が審査の結果に不服のある場合、異議申し立てを文書で、補償金の支払日又は前条第3項の通知書の到着した日から30日以内に、理事長に申し出るものとする。

(再審査)

第25条 本協会は、異議申し立てがあった時は、外部の有識者を含む補償審査委員会を設置し、再審査を行うものとする。

(補償金の返還)

第26条 本協会は、補償金の支払いに関し、申請原因に虚偽の事実があったとき及び申請又は受領に不正の事実があった時は、補償金の支払いは行わない。既に支払った補償金については、その全額の返還を求めることができる。

第6章 補則

(個人情報の取扱)

第27条 留補償に係る個人情報は、個人情報保護規則その他関係法令に基づき、適切な管理を行うものとする。

(委 任)

第28条 この実施要項に定めるもののほか、留補償に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

付 則

- 1 この要項は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人設立の登記の日から施行する。ただし、第9条第2項ただし書きによる延長は、平成24年3月1日から適用する。
- 2 補償開始日が平成22年2月28日以前の加入者については、第10条第3項表中の②傷害後遺障害に係る保険金支払・補償金給付限度額について、260万円と読み替えるものとする。
- 3 留学生住宅総合補償実施要項（平成16年4月1日制定）は廃止する。

付 則

この要項は、平成25年2月19日から施行する。

付 則

この要項は、平成25年9月13日から施行する。

付 則

この要項は、平成27年1月9日から施行する。

付 則

この要項は、平成31年3月1日から施行する。

付 則

この要項は、令和7年1月16日から施行する。

別紙様式 1

SAMPLE

別紙様式 1

年 月 日

公益財団法人 日本国際教育支援協会 理事長 殿

留学生住宅総合補償 協力校加入申込書

貴協会の実施する留学生住宅総合補償について、協力校約款及び実施要項を承諾の上、協力校として加入を申し込みます。

記

学校名			
学（校）長名			
学校種別		在籍留学生数	名
登録料振込日 ※	年 月 日	※登録料振込日は、在籍留学生が 100 名を超える場合にのみご記入ください。	
学校所在地	〒		
事務担当部署名			
事務担当者氏名			
事務担当者氏名 カナ			
電話番号			
メールアドレス			

Ⅵ. 留学生住宅総合補償協力校約款

(平成24年1月4日制定)

(平成27年1月9日改正)

(令和7年1月16日改正)

(約款の適用)

第1条 本約款は、公益財団法人日本国際教育支援協会（以下「本協会」という。）が留学生住宅総合補償実施要項（平成24年1月4日制定。以下「実施要項」という。）に基づいて実施する留学生住宅総合補償（以下「留補償」という。）に協力校として加入する日本国内の大学、短期大学、高等専門学校、専修学校専門課程（専門学校）、法務省が告示をもって定める日本語教育機関又は認定日本語教育機関（以下「学校等」という。）の権利義務を規定する。

2 この約款に定めのない事項については、実施要項によるものとする。

(登録料の納入)

第2条 学校等は、協力校加入にあたり、登録料として、50,000円を本協会に納入するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、協力校加入申請時に在籍する留学生が100名以下の学校等においては、当分の間、登録料の納入を免除するものとする。

(留学生の加入)

第3条 協力校は、在籍する又は入学確実な留学生のうち、賃貸借契約を結ぶ際に連帯保証人を必要とする者を留補償に加入させることができる。

(事務処理の負担)

第4条 協力校は、在籍する留学生へ留補償の周知・加入取りまとめ・異動・事故対応等の事務取扱を別に定めるマニュアルに従って行うものとする。

(事務の便宜供与)

第5条 本協会は、前条の実施に必要な事務システム及び帳票類等を、協力校に提供する。

(協力校資格の取消)

第6条 学校等は、以下の各号に該当する場合は協力校としての資格を喪失する。

- (1) 廃校等の時。
- (2) 日本語教育機関において、実施要項第2条に定める日本語教育機関でなくなっ

た時。

- (3) その他本協会が、学校等及び在籍する留学生の行為が、留補償の運営に重大な支障をきたすと判断する時。
- 2 前項に該当する事由が生じ、学校等が協力校としての資格を喪失した場合、学校等は本協会に対して、理由の如何にかかわらず登録料の返還を請求できないものとする。
- 3 学校等は、第1項第1号及び第2号に該当する事由が生じた場合、速やかに本協会にその旨を伝えるものとする。

付 則

この約款は、平成27年1月9日から施行する。

付 則

この約款は、令和7年1月16日から施行する。

Ⅶ. 海外旅行保険普通保険約款

(引受保険会社：東京海上日動火災保険株式会社)

第 1 章 用語の定義条項

第 1 条 (用語の定義)

この約款およびこの保険契約に付帯された特約において、下表の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用 語	定 義
医師	日本国外においては、被保険者が診察、治療または診断を受けた地および時における医師に相当する資格を有する者をいいます。また、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。
企画旅行	旅行業者（*1）が、旅行の目的地および日程、旅行者が提供を受けることができる運送等サービス（*2）の内容ならびに旅行者が支払うべき旅行代金の額を定めた旅行に関する計画を、旅行者の募集のためにあらかじめ、または旅行者からの依頼により作成するとともに、その計画に定める運送等サービス（*2）を旅行者に確実に提供するために必要と見込まれる運送等サービス（*2）の提供にかかる契約を、自己の計算において、運送等サービス（*2）を提供する者との間で締結することにより実施する旅行をいいます。 （*1）旅行業法で定められた旅行業の登録を受けた者をいいます。 （*2）運送または宿泊のサービスをいいます。
危険	損害等の発生の可能性をいいます。
居住施設	宿泊施設以外で宿泊することを主たる目的とした施設をいいます。
告知事項	危険に関する重要な事項のうち、保険契約申込書の記載事項とすることによって当会社が告知を求めたものをいいます。（*1） （*1）他の保険契約等に関する事項を含みます。
再取得価額	保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要とする額をいいます。
疾病	傷害以外の身体の障害をいいます。ただし、妊娠、出産、早産、流産および不妊症を除きます。
死亡保険金受取人	この保険契約に、傷害死亡保険金または疾病死亡保険金のいずれかを支払う特約が付帯された場合に、その特約に規定する死亡保険金受取人をいいます。

用 語	定 義
宿泊施設	宿泊することを主たる目的とする次のいずれかの施設をいいます。 ア．企画旅行または手配旅行において手配された施設 イ．ホテル、旅館またはこれに類する施設。なお、アパート等の主たる目的が賃貸の施設は含みません。 ウ．被保険者の渡航期間が被保険者の住所の属する国を出国してからその日を含めて31日以内に終了する場合のア．およびイ．以外の施設
傷害	急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、この傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状（*1）を含みます。 （*1）継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。
親族	6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。
損害等	この約款およびこの保険契約に付帯された特約の規定により、当社が保険金を支払うべき損害、損失、傷害または疾病等をいいます。
他の保険契約等	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
治療	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。
通院	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
手配旅行	旅行業者（*1）が旅行者の委託により、旅行者のために代理、媒介または取次をすること等により旅行者が運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービスの提供を受けることができるように、手配することを引き受ける旅行をいいます。 （*1）旅行業法で定められた旅行業の登録を受けた者をいいます。
入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
配偶者	婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある者を含みます。
被保険者	保険証券記載の被保険者をいいます。
保険価額	損害が生じた地および時における保険の対象の価額をいいます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。
保険金	この保険契約に付帯された特約のそれぞれに規定する保険金をいいます。
保険事故	この保険契約に付帯された特約のそれぞれに保険事故として規定する事由をいいます。

用 語	定 義
保険年度	初年度については保険期間の初日から1年間、また、次年度以降についてはそれぞれの保険期間の初日応当日から1年間をいいます。ただし、保険期間に1年未満の端日数がある保険契約の場合には、初年度については、保険期間の初日からその端日数期間、第2年度については、初年度の末日の翌日から1年間とし、以後同様とします。
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
旅行行程	保険証券記載の海外旅行の目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでの旅行行程をいいます。

第2章 補償条項

第2条（保険金を支払う場合）

当会社は、この約款およびこの保険契約に付帯された特約に従い、保険金を支払います。

第3条（保険金を支払わない場合）

当会社が保険金を支払わない場合は、この保険契約に付帯された特約の規定によります。

第4条（死亡の推定）

被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合において、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日を経過してもなお被保険者が発見されないときは、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日に、傷害によって被保険者が死亡したものと推定します。

第3章 基本条項

第5条（保険責任の始期および終期）

- (1) 当会社の保険責任は、保険期間の初日の午前0時に始まり、末日の午後12時に終わります。
- (2) (1) の時刻は、日本国の標準時によるものとします。
- (3) (1) の規定にかかわらず、被保険者の旅行の最終目的地への到着が保険期間の末日の午後12時までには予定されているにもかかわらず下表に掲げる事由のいずれかにより遅延した場合には、保険責任の終期は、その事由により到着が通常遅延すると認められる時間で、かつ、72時間を限度として延長されるものとします。

①	被保険者が乗客として搭乗しているまたは搭乗予定の交通機関（*1）のうち運行時刻が定められているものの遅延または欠航もしくは運休または到着地変更（*2）
②	交通機関（*1）の搭乗予約受付業務に不備があったことによる搭乗不能
③	被保険者が治療を受けたこと
④	被保険者の旅券の盗難または紛失。ただし、被保険者が旅券の発給または渡航書の発給を受けた場合に限りです。
⑤	被保険者の同行家族（*3）または同行予約者（*4）が入院または死亡したこと

- (4) (3) の場合のほか、被保険者の旅行の最終目的地への到着が保険期間の末日の午後12時までに予定されているにもかかわらず下表に掲げる事由のいずれかにより遅延した場合には、保険期間の末日の午後12時から被保険者が解放され正常な旅行行程につくことができる状態に復するまでに必要とする時間だけ保険責任の終期は延長されるものとします。ただし、最終目的地に到着した時または当初予定していなかった目的地に向けて出発した時（*5）のいずれか早い時までとします。

①	被保険者が乗客として搭乗している交通機関（*1）または被保険者が入場している施設に対する第三者による不法な支配または公権力による拘束
②	被保険者に対する公権力による拘束
③	被保険者が誘拐または略取されたこと
④	日本国外において、空港が閉鎖された結果、被保険者がその空港所在国を容易に出国できない状態になったこと

- (5) (1)、(3) および (4) の規定にかかわらず、当会社は、下表のいずれかに掲げる保険事故による損害等に対しては、保険金を支払いません。

①	保険料領収前に生じた保険事故
②	被保険者の旅行行程開始前または旅行行程終了後に生じた保険事故

(*1) 航空機、船舶、車両等の交通機関をいいます。

(*2) 予定されていない地点に到着することをいいます。

(*3) 被保険者と旅行行程を同一にする、被保険者の配偶者、被保険者もしくは配偶者と生計を共にする同居の親族、または、被保険者もしくは配偶者と生計を共にする別居の未婚の子をいいます。

(*4) 被保険者と同一の旅行を同時に参加予約した者で被保険者に同行しているものをいいます。

(*5) 最終目的地への移動のため必要、かつ、やむを得ない場合を除きます。

第6条（告知義務）

- (1) 保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、告知事項につい

て、当会社に事実を正確に告げなければなりません。

- (2) 当会社は、保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

- (3) (2) の規定は、下表のいずれかに該当する場合には適用しません。

①	(2) に規定する事実がなくなった場合
②	当会社が保険契約締結の際、(2) に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合 (*1)
③	保険契約者または被保険者が、保険事故が発生する前に、告知事項について、書面をもって訂正を当会社に申し出て、当会社がこれを承認した場合。なお、当会社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当会社に告げられていたとしても、当会社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。
④	当会社が、(2) の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または保険契約締結時から5年を経過した場合

- (4) (2) の規定による解除が損害等の発生した後になされた場合であっても、第14条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

- (5) (4) の規定は、(2) に規定する事実に基づかずに発生した保険事故による損害等については適用しません。

- (*1) 当会社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。

第7条（職業または職務の変更に関する通知義務）

- (1) 保険契約締結の後、被保険者が旅行行程中に従事する保険証券記載の職業または職務を変更した場合は、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その事実を当会社に通知しなければなりません。
- (2) 職業に就いていない被保険者が新たに職業に就いた場合または保険証券記載の職業に就いていた被保険者がその職業をやめた場合も (1) と同様とします。

第8条（保険契約者の住所変更）

保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その事実を当会社に通知しなければなりません。

第9条（保険契約の無効）

- (1) 下表に掲げる事実のいずれかがあった場合には、保険契約は無効とします。

①	保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結した場合
②	保険契約者以外の者を被保険者とする保険契約について、傷害または疾病に対して一定額の保険金を支払う特約が付帯されている場合に、その被保険者の同意を得なかったとき

(2) (1) の表の②の規定は、この保険契約に付帯された (1) の表の②の特約の各々が下表に該当する場合には適用しません。

①	被保険者が保険金の受取人である特約
②	被保険者の法定相続人が死亡保険金受取人である特約 (*1)

(*1) 被保険者の被った傷害または疾病に対し、傷害死亡保険金または疾病死亡保険金以外の一定額の保険金を支払う特約が付帯されている場合に限りです。

第10条（保険契約の失効）

保険契約締結の後、被保険者が死亡した場合には、保険契約は効力を失います。

第11条（保険契約の取消し）

保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の詐欺または強迫によって当会社が保険契約を締結した場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

第12条（保険契約者による保険契約の解除）

保険契約者は、当会社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

第13条（重大事由による解除）

(1) 当会社は、下表のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

①	保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、当会社はこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害等を生じさせ、または生じさせようとしたこと
②	被保険者または保険金を受け取るべき者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと
③	保険契約者が、次のいずれかに該当すること ア. 反社会的勢力 (*1) に該当すると認められること イ. 反社会的勢力 (*1) に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること ウ. 反社会的勢力 (*1) を不当に利用していると認められること エ. 法人である場合において、反社会的勢力 (*1) がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること オ. その他反社会的勢力 (*1) と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

④	他の保険契約等との重複によって、被保険者に係る保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること
⑤	①から④までに掲げるもののほか、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、①から④までの事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと

- (2) 当会社は、下表のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約（*2）を解除することができます。

①	被保険者が、(1) の表の③ア．からウ． までまたはオ． のいずれかに該当すること
②	被保険者に生じた損害等に対して支払う保険金を受け取るべき者が、(1) の表の③ア．からオ． までのいずれかに該当すること

- (3) (1) または (2) の規定による解除が保険事故（*3）の生じた後になされた場合であっても、第14条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、(1) の表の①から⑤までの事由または (2) の表の①もしくは②の事由が生じた時から解除がなされた時まで発生した保険事故（*3）による損害等に対しては、当会社は、保険金（*4）を支払いません。この場合において、既に保険金（*4）を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(*1) 暴力団、暴力団員（*5）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

(*2) その被保険者に係る部分に限ります。

(*3) (2) の規定による解除がなされた場合には、その被保険者に生じた保険事故をいいます。

(*4) (2) の表の②の規定による解除がなされた場合には、保険金を受け取るべき者のうち、(1) の表の③ア．からオ． までのいずれかに該当する者の受け取るべき金額に限ります。

(*5) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。

第14条（保険契約解除の効力）

保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第15条（保険料の返還または請求－告知義務等の場合）

- (1) 第6条（告知義務）(1) により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。
- (2) 当会社は、保険契約者が(1) の規定による追加保険料の支払を怠った場合（*1）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) (1) の規定により追加保険料を請求する場合において、(2) の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません。この場合にお

いて、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(4) (1) のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当会社に通知し、承認の請求を行い、当会社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還または請求します。

(5) (4) の規定により、追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に生じた保険事故による損害等に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に従い、保険金を支払います。

(*1) 当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限りします。

第16条（保険料の返還－無効または失効の場合）

(1) 保険契約が無効の場合には、当会社は、保険料の全額を返還します。ただし、第9条（保険契約の無効）(1) の表の①の規定により保険契約が無効となる場合には、保険料を返還しません。

(2) 保険契約が失効となる場合には、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

第17条（保険料の返還－取消しの場合）

第11条（保険契約の取消し）の規定により、当会社が保険契約を取り消した場合には、当会社は、保険料を返還しません。

第18条（保険料の返還－解除の場合）

(1) 下表の規定により、当会社が保険契約を解除した場合には、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

①	第6条（告知義務）(2)
②	第13条（重大事由による解除）(1)
③	第15条（保険料の返還または請求－告知義務等の場合）(2)

(2) 第12条（保険契約者による保険契約の解除）の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合には、当会社は、保険料から既経過期間に対応する保険料を差し引いて、その残額を返還します。

(3) 第13条(2)の規定により、当会社がこの保険契約(*1)を解除した場合には、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

(*1) その被保険者に係る部分に限りします。

第19条（保険金の請求）

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、この保険契約に付帯された特約に定める時から、それぞれ発生し、これを行行使することができるものとします。
- (2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、この保険契約に付帯された特約に規定する保険金の請求書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。
- (3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けべき被保険者の代理人がいないときは、下表のいずれかの者がその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。

①	被保険者と同居または生計を共にする配偶者（*1）
②	①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする親族（*2）のうち3親等内の者
③	①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者（*1）または②以外の親族（*2）のうち3親等内の者

- (4) (3)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。
- (5) 当会社は、事故の内容、損害の額、傷害の程度等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (6) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合または(2)、(3)もしくは(5)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(*1) 第1条（用語の定義）の規定にかかわらず、法律上の配偶者に限ります。

(*2) 第1条（用語の定義）の規定にかかわらず、法律上の親族に限ります。

第20条（保険金の支払時期）

- (1) 当会社は、請求完了日（*1）からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な下表の事項の確認を終え、保険金を支払います。

①	保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生状況、損害または傷害発生の有無および被保険者に該当する事実
②	保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
③	保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額（*2）または傷害の程度、事故と損害または傷害との関係、治療の経過および内容
④	保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
⑤	①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

- (2) (1) の確認をするため、下表に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1) の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日（*1）からその日を含めて下表に掲げる日数（*3）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。

①	(1) の表の①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査結果または調査結果の照会（*4） 180日
②	(1) の表の①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90日
③	(1) の表の③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会 120日
④	災害救助法が適用された災害の被災地域における (1) の表の①から⑤までの事項の確認のための調査 60日
⑤	(1) の表の①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日

- (3) (1) および (2) に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（*5）には、これにより確認が遅延した期間については、(1) または (2) の期間に算入しないものとします。

(*1) 被保険者または保険金を受け取るべき者が第19条（保険金の請求）(2) および (3) の規定による手続を完了した日をいいます。

(*2) 保険価額を含みます。

(*3) 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(*4) 弁護士法に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

(*5) 必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第21条（支払通貨および為替交換比率）

- (1) 当会社が保険金を支払うべき場合には、支払通貨（*1）をもって行うものとします。
- (2) (1) の場合において、下表のいずれかに該当するときは、保険金の支払額が確定した日の前日における保険金支払地の属する国の最有力為替銀行の交換比率により支払通貨（*1）に換算します。ただし、保険金の支払額が確定した日の前日の交換比率と異なる交換比率により換算した通貨によって保険金支払の対象となる費用を支出していた旨の被保険者または保険金を受け取るべき者からの申出があり、かつ、その証明がなされた場合には、その交換比率により支払通貨（*1）に換算することができます。

①	保険証券において、この保険契約に付帯された特約に規定する保険金額を表示している通貨と支払通貨（*1）が異なる場合
②	保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、保険金支払の対象となる費用について現実に支出した通貨と支払通貨（*1）が異なる場合

- (3) 被保険者または保険金を受け取るべき者が、当会社と提携する機関から保険金支払の対象となる費用の請求を受け、その機関への支払を当会社に求めた場合には、当会社が、当会社と提携する機関に保険金を支払う日の交換比率により支払通貨（*1）に換算することができます。
- (4) (2) および (3) の規定にかかわらず、被保険者または保険金を受け取るべき者と当会社との間であらかじめ別段の合意がある場合には、その交換比率により支払通貨（*1）に換算することができます。
- (*1) 保険金支払地の属する国の通貨をいいます。

第22条（時効）

保険金請求権は、第19条（保険金の請求）(1) に規定する時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第23条（保険契約者の変更）

- (1) 保険契約締結の後、保険契約者は、当会社の承認を得て、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務を第三者に移転させることができます。
- (2) (1) の規定による移転を行う場合には、保険契約者は書面をもってその事実を当会社に申し出て、承認を請求しなければなりません。
- (3) 保険契約締結の後、保険契約者が死亡した場合は、その死亡した保険契約者の死亡時の法定相続人にこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務が移転するものとします。

第24条（保険契約者が複数の場合の取扱い）

- (1) この保険契約について、保険契約者が2名以上である場合は、当会社は、代表

者1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の保険契約者を代理するものとします。

(2) (1) の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、保険契約者の中の1名に対して行う当会社の行為は、他の保険契約者に対しても効力を有するものとします。

(3) 保険契約者が2名以上である場合には、各保険契約者は連帯してこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する義務を負うものとします。

第25条（契約内容の登録）

(1) 当会社は、この保険契約締結の際、下表の事項を協会（*1）に登録することができるものとします。

①	保険契約者の氏名、住所および生年月日
②	被保険者の氏名、住所、生年月日および性別
③	死亡保険金受取人の氏名
④	保険金額、被保険者の同意の有無
⑤	保険期間
⑥	当会社名

(2) 各損害保険会社は、(1) の規定により登録された被保険者について、他の保険契約等の内容を調査するため、(1) の規定により登録された契約内容を協会（*1）に照会し、その結果を保険契約の解除または保険金の支払について判断する際の参考にすることができるものとします。

(3) 各損害保険会社は、(2) の規定により照会した結果を、(2) に規定する保険契約の解除または保険金の支払について判断する際の参考にすること以外に用いないものとします。

(4) 協会（*1）および各損害保険会社は、(1) の登録内容または(2) の規定による照会結果を、(1) の規定により登録された被保険者に係る保険契約の締結に関する権限をその損害保険会社が与えた損害保険代理店および犯罪捜査等にあたる公的機関からその損害保険会社が公開要請を受けた場合のその公的機関以外に公開しないものとします。

(5) 保険契約者または被保険者は、その本人に係る(1) の登録内容または(2) の規定による照会結果について、当会社または協会（*1）に照会することができます。

（*1）一般社団法人日本損害保険協会をいいます。

第26条（被保険者が複数の場合の約款の適用）

被保険者が2名以上である場合は、それぞれの被保険者ごとにこの約款の規定を適用します。

第27条（訴訟の提起）

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第28条（準拠法）

この約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

傷害後遺障害保険金支払特約

第1条（用語の定義）

この特約において、下表の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用 語	定 義
医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
競技等	競技、競争、興行（*1）または試運転（*2）をいいます。
後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。
自動車等	自動車または原動機付自転車をいいます。
傷害後遺障害保険金額	保険証券記載の傷害後遺障害保険金額をいいます。
乗用具	自動車等、モーターボート（*3）、ゴーカート、スノーモービルその他これらに類するものをいいます。
保険事故	この特約においては、傷害の原因となった事故をいいます。

（*1）いずれもそのための練習を含みます。

（*2）性能試験を目的とする運転または操縦をいいます。

（*3）水上オートバイを含みます。

第2条（保険金を支払う場合）

- （1）当社は、被保険者が旅行行程中に傷害を被り、その直接の結果として、傷害の原因となった事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合は、この特約および普通保険約款の規定に従い、次の算式によって算出した額を傷害後遺障害保険金として被保険者に支払います。

$$\text{傷害後遺障害保険金額} \times \frac{\text{別表1に掲げる各等級の後遺障害に対する保険金支払割合}}{\text{傷害後遺障害保険金の額}} = \text{傷害後遺障害保険金の額}$$

- （2）（1）の規定にかかわらず、被保険者が傷害の原因となった事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を必要とする状態にある場合は、当社は、傷害の原因となった事故の発生の日からその日を含めて181日目における医

師の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、(1) のとおり算出した額を傷害後遺障害保険金として支払います。

- (3) 別表1の各等級に掲げる後遺障害に該当しない後遺障害であっても、各等級の後遺障害に相当すると認められるものについては、身体の障害の程度に応じ、それぞれその相当する等級の後遺障害に該当したものとみなします。
- (4) 傷害の原因となった同一の事故により、2種以上の後遺障害が生じた場合には、当会社は、傷害後遺障害保険金額に下表の保険金支払割合を乗じた額を傷害後遺障害保険金として支払います。

①	別表1の第1級から第5級までに掲げる後遺障害が2種以上ある場合は、重い後遺障害に該当する等級の3級上位の等級に対する保険金支払割合
②	①以外の場合で、別表1の第1級から第8級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の2級上位の等級に対する保険金支払割合
③	①および②以外の場合で、別表1の第1級から第13級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の1級上位の等級に対する保険金支払割合。ただし、それぞれの後遺障害に対する保険金支払割合の合計の割合が上記の保険金支払割合に達しない場合は、その合計の割合を保険金支払割合とします。
④	①から③まで以外の場合は、重い後遺障害の該当する等級に対する保険金支払割合

- (5) 既に後遺障害のある被保険者が傷害を受けたことによって、同一部位について後遺障害の程度を加重した場合は、傷害後遺障害保険金額に、次の割合を乗じた額を傷害後遺障害保険金として支払います。

別表1に掲げる加重後の後遺障害に該当する等級に対する保険金支払割合 $-$ 既にあった後遺障害に該当する等級に対する保険金支払割合 $=$ 適用する割合

- (6) (1) から (5) までの規定に基づいて、当会社が支払うべき傷害後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、傷害後遺障害保険金額をもって限度とします。

第3条（保険金を支払わない場合—その1）

- (1) 当会社は、下表のいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しては、傷害後遺障害保険金を支払いません。

①	保険契約者（*1）または被保険者の故意または重大な過失
②	傷害後遺障害保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失
③	被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
④	被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故 ア. 法令に定められた運転資格（*2）を持たないで自動車等を運転している間 イ. 道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間 ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ（*3）、シンナー等（*4）を使用した状態で自動車等を運転している間
⑤	被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失
⑥	被保険者の妊娠、出産、早産または流産

⑦	被保険者に対する外科的手術その他の医療処置。ただし、外科的手術その他の医療処置によって生じた傷害が、当会社が傷害後遺障害保険金を支払うべき傷害の治療によるものである場合には、傷害後遺障害保険金を支払います。
⑧	被保険者に対する刑の執行
⑨	戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変
⑩	核燃料物質（*5）もしくは核燃料物質（*5）によって汚染された物（*6）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
⑪	⑨もしくは⑩の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
⑫	⑩以外の放射線照射または放射能汚染

(2) 当会社は、被保険者が頸部症候群（*7）、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足る医学的他覚所見のないものに対しては、その症状の原因がいかなるときでも、傷害後遺障害保険金を支払いません。

(*1) 保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(*2) 運転する地における法令によるものをいいます。

(*3) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第15項に定める指定薬物をいいます。

(*4) 毒物及び劇物取締法第3条の3の規定に基づく政令で定めるものをいいます。

(*5) 使用済燃料を含みます。

(*6) 原子核分裂生成物を含みます。

(*7) いわゆる「むちうち症」をいいます。

第4条（保険金を支払わない場合—その2）

当会社は、被保険者が下表のいずれかに該当する間に生じた保険事故に対しては、傷害後遺障害保険金を支払いません。

①	乗用具を用いて競技等をしている間。ただし、③に該当する場合を除き、自動車等を用いて道路上で競技等をしている間については、傷害後遺障害保険金を支払います。
②	乗用具を用いて競技等を行うことを目的とする場所において、競技等に準ずる方法または態様により乗用具を使用している間。ただし、③に該当する場合を除き、道路上で競技等に準ずる方法または態様により自動車等を使用している間については、傷害後遺障害保険金を支払います。
③	法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車等を用いて競技等をしている間または競技等に準ずる方法もしくは態様により自動車等を使用している間
④	被保険者が別表2に掲げる運動等を行っている間

第5条（他の身体の障害または疾病の影響）

(1) 被保険者が傷害を被った時既に存在していた身体の障害もしくは疾病の影響に

より、または傷害を被った後に保険事故と関係なく発生した傷害もしくは疾病の影響により傷害が重大となった場合は、当会社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。

- (2) 正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは傷害後遺障害保険金を受け取るべき者が治療をさせなかったことにより傷害が重大となった場合も、(1)と同様の方法で支払います。

第6条（保険料の返還または請求—職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）

- (1) 職業または職務の変更の事実（*1）がある場合において、適用料率を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の適用料率と変更後の適用料率との差に基づき、職業または職務の変更の事実（*1）が生じた時以降の期間（*2）に対し日割をもって計算した保険料を返還または請求します。
- (2) 当会社は、保険契約者が(1)の規定による追加保険料の支払を怠った場合（*3）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) (1)の規定による追加保険料を請求する場合において、(2)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、職業または職務の変更の事実（*1）があった後に生じた保険事故に対しては、変更前の適用料率の変更後の適用料率に対する割合により、傷害後遺障害保険金を削減します。
- (4) 保険契約者または被保険者が故意または重大な過失によって、遅滞なく普通約款第7条（職業または職務の変更に関する通知義務）(1)または(2)の規定による通知をしなかった場合において、変更後の適用料率に変更前の適用料率よりも高いときは、当会社は、職業または職務の変更の事実（*1）があった後に生じた保険事故に対しては、変更前の適用料率の変更後の適用料率に対する割合により、傷害後遺障害保険金を削減します。
- (5) (4)の規定は、当会社が、(4)の規定による傷害後遺障害保険金を削減して支払うべき事由の原因があることを知った時から傷害後遺障害保険金を削減して支払うことについて被保険者もしくは傷害後遺障害保険金を受け取るべき者に対する通知をしないで1か月を経過した場合または職業または職務の変更の事実（*1）があった時から5年を経過した場合には適用しません。
- (6) (4)の規定は、職業または職務の変更の事実（*1）に基づかずに発生した傷害については適用しません。
- (7) (4)の規定にかかわらず、職業または職務の変更の事実（*1）が生じ、この保険契約の引受範囲（*4）を超えることとなった場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (8) (7)の規定による解除が保険事故の発生した後になされた場合であっても、普通約款第14条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、職業または職務の

変更の事実（*1）が生じた時から解除がなされた時まで発生した保険事故に対しては、当会社は、傷害後遺障害保険金を支払いません。この場合において、既に傷害後遺障害保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

- （*1）普通約款第7条（1）または（2）の規定による変更の事実をいいます。
- （*2）保険契約者または被保険者の申出に基づく、普通約款第7条（1）または（2）の変更の事実が生じた時以降の期間をいいます。
- （*3）当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限りです。
- （*4）保険料を増額することにより保険契約を継続することができる範囲として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたものをいいます。

第7条（被保険者による保険契約の解除請求）

- （1）被保険者が保険契約者以外の者である場合において、下表のいずれかに該当するときは、その被保険者は、保険契約者に対しこの保険契約（*1）を解除することを求めることができます。

①	この保険契約（*1）の被保険者となることについての同意をしていなかった場合
②	保険契約者または傷害後遺障害保険金を受け取るべき者に、普通約款第13条（重大事由による解除）（1）の表の①または②に該当する行為のいずれかがあった場合
③	保険契約者が、普通約款第13条（1）の表の③ア．からオ．までのいずれかに該当する場合
④	普通約款第13条（1）の表の④に規定する事由が生じた場合
⑤	②から④までのほか、保険契約者または傷害後遺障害保険金を受け取るべき者が、②から④までの場合と同程度に被保険者のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約（*1）の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合
⑥	保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事由により、この保険契約（*1）の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合

- （2）保険契約者は、（1）の表の①から⑥までの事由がある場合において被保険者から（1）に規定する解除請求があったときは、当会社に対する通知をもって、この保険契約（*1）を解除しなければなりません。
- （3）（1）の表の①の事由のある場合は、その被保険者は、当会社に対する通知をもって、この保険契約（*1）を解除することができます。ただし、健康保険証等、被保険者であることを証する書類の提出があった場合に限りです。
- （4）（3）の規定によりこの保険契約（*1）が解除された場合は、当会社は、遅滞なく、保険契約者に対し、その事実を書面により通知するものとします。
- （*1）その被保険者に係る部分に限りです。

第8条（保険料の返還－解除の場合）

- (1) 第6条（保険料の返還または請求－職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）(2) または (7) の規定により、当会社が保険契約を解除した場合には、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。
 - (2) 第7条（被保険者による保険契約の解除請求）(2) の規定により、保険契約者がこの保険契約（*1）を解除した場合には、当会社は、保険料から既経過期間に対応する保険料を差し引いて、その残額を返還します。
 - (3) 第7条 (3) の規定により、被保険者がこの保険契約（*1）を解除した場合には、当会社は、保険料から既経過期間に対応する保険料を差し引いて、その残額を保険契約者に返還します。
- （*1）その被保険者に係る部分に限ります。

第9条（事故の通知）

- (1) 被保険者が傷害を被った場合は、保険契約者、被保険者または傷害後遺障害保険金を受け取るべき者は、保険事故の発生の日からその日を含めて30日以内に保険事故発生状況および傷害の程度を当会社に通知しなければなりません。この場合において、当会社が書面による通知もしくは説明を求めたときまたは被保険者の診断書もしくは死体検案書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。
- (2) 被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合は、保険契約者または傷害後遺障害保険金を受け取るべき者は、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日以内に行方不明または遭難発生状況を当会社に書面により通知しなければなりません。
- (3) 保険契約者、被保険者または傷害後遺障害保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく (1) もしくは (2) の規定に違反した場合、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて傷害後遺障害保険金を支払います。

第10条（保険金の請求）

- (1) この特約にかかる保険金の当会社に対する保険金請求権は、被保険者に後遺障害が生じた時または保険事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時から発生し、これを行行使することができるものとします。
- (2) この特約にかかる保険金の請求書類は、保険金請求書、保険証券および下表に掲げる書類のうち当会社が求めるものとします。

①	被保険者の印鑑証明書
②	後遺障害の程度を証明する医師の診断書

③	当会社の定める傷害状況報告書
④	公の機関（*1）の事故証明書
⑤	傷害後遺障害保険金の請求を第三者に委任する場合には、傷害後遺障害保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書
⑥	その他当社が普通約款第20条（保険金の支払時期）（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの

（*1）やむを得ない場合には、第三者とします。

第11条（当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求）

（1）当社は、第9条（事故の通知）の規定による通知または第10条（保険金の請求）および普通約款第19条（保険金の請求）の規定による請求を受けた場合は、傷害の程度の認定その他傷害後遺障害保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者、被保険者または傷害後遺障害保険金を受け取るべき者に対し当社の指定する医師が作成した被保険者の診断書または死体検案書の提出を求めることができます。

（2）（1）の規定による診断または死体の検案（*1）のために必要とした費用（*2）は、当社が負担します。

（*1）死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。

（*2）収入の喪失を含みません。

第12条（代位）

当社が傷害後遺障害保険金を支払った場合であっても、被保険者またはその法定相続人がその傷害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当社に移転しません。

第13条（傷害後遺障害保険金の受取人の変更）

保険契約者は、傷害後遺障害保険金について、その受取人を被保険者以外の者に定めること、または変更することはできません。

第14条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款およびこの保険契約に付帯された特約の規定を準用します。

別表1 後遺障害等級表

等級	後遺障害	保険金 支払割合
第1級	(1) 両眼が失明したもの (2) 咀嚼および言語の機能を廃したもの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を必要とするもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を必要とするもの (5) 両上肢をひじ関節以上で失ったもの (6) 両上肢の用を全廃したもの (7) 両下肢をひざ関節以上で失ったもの (8) 両下肢の用を全廃したもの	100%
第2級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力（視力の測定は万国式試視力表によるものとします。以下同様とします。）が0.02以下になったもの (2) 両眼の矯正視力が0.02以下になったもの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、随時介護を必要とするもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を必要とするもの (5) 両上肢を手関節以上で失ったもの (6) 両下肢を足関節以上で失ったもの	89%
第3級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.06以下になったもの (2) 咀嚼または言語の機能を廃したもの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (5) 両手の手指の全部を失ったもの（手指を失ったものとは、母指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。以下同様とします。）	78%
第4級	(1) 両眼の矯正視力が0.06以下になったもの (2) 咀嚼および言語の機能に著しい障害を残すもの (3) 両耳の聴力を全く失ったもの (4) 1上肢をひじ関節以上で失ったもの (5) 1下肢をひざ関節以上で失ったもの (6) 両手の手指の全部の用を廃したもの（手指の用を廃したものとは、手指の末節骨の半分以上を失い、または中手指節関節もしくは近位指節間関節（母指にあっては指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。） (7) 両足をリスフラン関節以上で失ったもの	69%

第5級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの (3) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの (4) 1上肢を手関節以上で失ったもの (5) 1下肢を足関節以上で失ったもの (6) 1上肢の用を全廃したもの (7) 1下肢の用を全廃したもの (8) 両足の足指の全部を失ったもの（足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいいます。以下同様とします。）	59%
第6級	(1) 両眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2) 咀嚼または言語の機能に著しい障害を残すもの (3) 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (4) 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (5) 脊柱に著しい変形または運動障害を残すもの (6) 1上肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの (7) 1下肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの (8) 1手の5の手指または母指を含み4の手指を失ったもの	50%
第7級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2) 両耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (3) 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (4) 神経系統の機能または精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの (5) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの (6) 1手の母指を含み3の手指または母指以外の4の手指を失ったもの (7) 1手の5の手指または母指を含み4の手指の用を廃したもの (8) 1足をリスフラン関節以上で失ったもの (9) 1上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの (10) 1下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの (11) 両足の足指の全部の用を廃したもの（足指の用を廃したものとは、第1の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失ったものまたは中足指節間関節もしくは近位指節間関節（第1の足指にあっては指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。） (12) 外貌に著しい醜状を残すもの (13) 両側の睪丸を失ったもの	42%

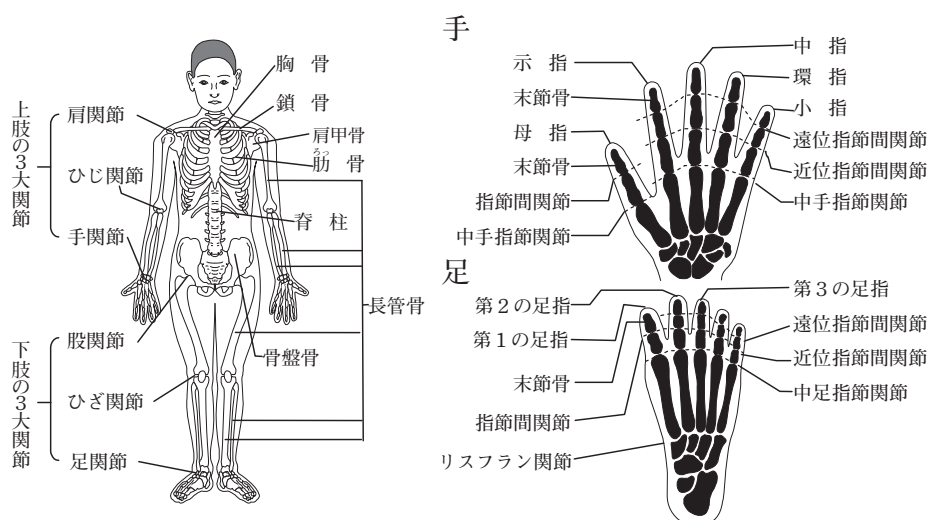
第8級	(1) 1眼が失明し、または1眼の矯正視力が0.02以下になったもの (2) 脊柱に運動障害を残すもの (3) 1手の母指を含み2の手指または母指以外の3の手指を失ったもの (4) 1手の母指を含み3の手指または母指以外の4の手指の用を廃したもの (5) 1下肢を5cm以上短縮したもの (6) 1上肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの (7) 1下肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの (8) 1上肢に偽関節を残すもの (9) 1下肢に偽関節を残すもの (10) 1足の足指の全部を失ったもの	34%
第9級	(1) 両眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2) 1眼の矯正視力が0.06以下になったもの (3) 両眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの (4) 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの (5) 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの (6) 咀嚼および言語の機能に障害を残すもの (7) 両耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (8) 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (9) 1耳の聴力を全く失ったもの (10) 神経系統の機能または精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (11) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (12) 1手の母指または母指以外の2の手指を失ったもの (13) 1手の母指を含み2の手指または母指以外の3の手指の用を廃したもの (14) 1足の第1の足指を含み2以上の足指を失ったもの (15) 1足の足指の全部の用を廃したもの (16) 外貌に相当程度の醜状を残すもの (17) 生殖器に著しい障害を残すもの	26%

第10級	(1) 1眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2) 正面視で複視を残すもの (3) 咀嚼または言語の機能に障害を残すもの (4) 14歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (5) 両耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (6) 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (7) 1手の母指または母指以外の2の手指の用を廃したもの (8) 1下肢を3cm以上短縮したもの (9) 1足の第1の足指または他の4の足指を失ったもの (10) 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの (11) 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの	20%
第11級	(1) 両眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの (2) 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの (3) 1眼のまぶたに著しい欠損を残すもの (4) 10歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (5) 両耳の聴力が1m以上の距離では小声を解することができない程度になったもの (6) 1耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (7) 脊柱に変形を残すもの (8) 1手の示指、中指または環指を失ったもの (9) 1足の第1の足指を含み2以上の足指の用を廃したもの (10) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの	15%
第12級	(1) 1眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの (2) 1眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの (3) 7歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (4) 1耳の耳殻の大部分を欠損したもの (5) 鎖骨、胸骨、肋骨、肩甲骨または骨盤骨に著しい変形を残すもの (6) 1上肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの (7) 1下肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの (8) 長管骨に変形を残すもの (9) 1手の小指を失ったもの (10) 1手の示指、中指または環指の用を廃したもの (11) 1足の第2の足指を失ったもの、第2の足指を含み2の足指を失ったものまたは第3の足指以下の3の足指を失ったもの (12) 1足の第1の足指または他の4の足指の用を廃したもの (13) 局部に頑固な神経症状を残すもの (14) 外貌に醜状を残すもの	10%

第13級	(1) 1眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2) 1眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの (3) 正面視以外で複視を残すもの (4) 両眼のまぶたの一部に欠損を残しまたはまつげはげを残すもの (5) 5歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (6) 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの (7) 1手の小指の用を廃したもの (8) 1手の母指の指骨の一部を失ったもの (9) 1下肢を1cm以上短縮したもの (10) 1足の第3の足指以下の1または2の足指を失ったもの (11) 1足の第2の足指の用を廃したものの、第2の足指を含み2の足指の用を廃したもののまたは第3の足指以下の3の足指の用を廃したもの	7%
第14級	(1) 1眼のまぶたの一部に欠損を残し、またはまつげはげを残すもの (2) 3歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (3) 1耳の聴力が1m以上の距離では小声を解することができない程度になったもの (4) 上肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (5) 下肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (6) 1手の母指以外の手指の指骨の一部を失ったもの (7) 1手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの (8) 1足の第3の足指以下の1または2の足指の用を廃したもの (9) 局部に神経症状を残すもの	4%

注1 上肢、下肢、手指および足指の障害の規定中「以上」とはその関節より心臓に近い部分をいいます。

注2 関節等の説明図



別表2 第4条（保険金を支払わない場合—その2）④

山岳登はん（*1）、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機（*2）操縦（*3）、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機（*4）搭乗、ジャイロブ

レーン搭乗その他これらに類する危険な運動

- (1) ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するものをいいます。
- (2) グライダーおよび飛行船を除きます。
- (3) 職務として操縦する場合を除きます。
- (4) モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機（*5）を除きます。
- (5) パラプレーン等をいいます。

留学生賠償責任危険担保特約

第1条（保険金を支払う場合）

- (1) 当会社は、保険期間中に発生した下表に掲げる偶然な事故のいずれかによる他人の身体の障害（*1）または他人の財物の損壊（*2）もしくは紛失について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に対して、この特約および普通約款（*3）の規定に従い、留学生賠償責任保険金を支払います。

①	住宅（*4）の所有、使用または管理に起因する事故
②	被保険者の日常生活（*5）に起因する事故

- (2) (1) の被保険者が責任無能力者の場合には、親権者等（*6）を被保険者とします。ただし、当会社が留学生賠償責任保険金を支払うのは、その責任無能力者が保険期間中に発生した（1）の表の偶然な事故のいずれかにより他人に加えた身体の障害または財物の損壊もしくは紛失について、親権者等（*6）が法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に限ります。

- (1) 傷害、疾病、後遺障害または死亡をいいます。以下この特約において同様とします。
- (2) 財物の滅失、損傷、汚損をいいます。以下この特約において同様とします。
- (3) 海外旅行保険普通保険約款をいいます。以下この特約において同様とします。
- (4) 被保険者の留学（*7）または旅行の目的のために供される宿泊施設もしくは居住施設をいい、その宿泊施設または居住施設の敷地ならびに敷地内の動産および不動産を含みます。以下この特約において同様とします。
- (5) 住宅および住宅以外の不動産の所有、使用または管理を除きます。
- (6) 被保険者である責任無能力者の親権者またはその他の法定の監督義務者をいいます。
- (7) 勉学、研修および技術修得を目的として海外に滞在することをいいます。以下この特約において同様とします。

第2条（保険事故）

この特約における保険事故は、被保険者が他人の身体の障害または財物の損壊もしくは紛失について、法律上の損害賠償責任を負担する原因となった第1条（保険金を支払う場合）の事故をいいます。

第3条（保険金を支払わない場合—その1）

当会社は、下表のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、留學生賠償責任保険金を支払いません。

①	保険契約者（*1）または被保険者の故意
②	戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱、その他これらに類似の事変
③	核燃料物質（*2）もしくは核燃料物質（*2）によって汚染された物（*3）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
④	②または③の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
⑤	③以外の放射線照射または放射能汚染

（*1） 保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（*2） 使用済燃料を含みます。

（*3） 原子核分裂生成物を含みます。

第4条（保険金を支払わない場合—その2）

（1） 当会社は、被保険者が、下表に掲げる損害賠償責任のいずれかを負担することによって被った損害に対しては、留學生賠償責任保険金を支払いません。

①	被保険者の職務遂行またはアルバイト業務（*1）の遂行に起因する損害賠償責任
②	専ら被保険者の職務の用に供される動産または不動産（*2）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任

③	被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊もしくは紛失について、その財物について正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任。ただし、次に掲げる損害に対する賠償責任については、この規定は適用しません。	
	ア. 賃貸業者から保険契約者または被保険者が直接借り入れた旅行用品または生活用動産に与えた損害	
	イ. 被保険者が次のいずれかの施設に滞在する間に生じた下記の損害	
	被保険者が滞在する施設	損害の内容
	(ア)宿泊施設	客室 (*3) に与えた損害
	(イ)居住施設	部屋 (*4) に与えた損害。ただし、建物またはマンションの戸室全体を賃借している場合は、以下に限る。 ⑦火災、爆発、破裂により部屋に与えた損害 ⑧漏水、放水またはあふれ水による水濡れにより部屋に与えた損害。ただし、給排水設備自体に生じた損害を除きます。
		部屋以外 火災、爆発、破裂および漏水、放水またはあふれ水による水濡れによる損害。
④	被保険者の使用人が、被保険者の事業または業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任。ただし、被保険者が家事使用人として使用する者については、この規定は適用しません。	
⑤	被保険者と第三者との間に損害賠償に関する約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任	
⑥	被保険者の親族に対する損害賠償責任	
⑦	航空機、船舶 (*5)、車両 (*6)、銃器 (*7) の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任	
⑧	被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任	
⑨	被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任	

(2) 当会社は、被保険者が負担する罰金、違約金または懲罰的賠償金に対しては、留学生賠償責任保険金を支払いません。

- (*1) 一時的、臨時的に収入を得るために、夏期休暇、冬期休暇、年度休暇等に行う仕事または勉学と両立させる形で期間を限って行う仕事をいいます。
- (*2) 被保険者の留学の目的のために供される住宅の一部が専ら被保険者の職務の用に供される場合は、その部分を含みます。
- (*3) 客室内の動産ならびに客室外におけるセイフティボックスのキーおよびルームキーを含みます。
- (*4) 部屋内の動産を含みます。
- (*5) 原動力が専ら人力であるもの、ヨットおよび水上オートバイを除きます。
- (*6) 原動力が専ら人力であるもの、ゴルフ場の乗用カートおよびレジャーを目的として使用中のスノーモービルを除きます。

(*7) 空気銃を除きます。

第5条（支払保険金の範囲）

当社が支払う留学生賠償責任保険金の範囲は、下表に掲げるものに限りします。

①	被保険者が被害者に支払うべき損害賠償金
②	保険事故が発生した場合において、被保険者が第7条（事故の発生）（1）の表の②に規定する第三者に対する求償権の保全または行使その他損害の発生または拡大を防止するために必要または有益であった費用
③	②の損害の発生または拡大を防止するために必要または有益と認められる手段を講じた後において、被保険者に損害賠償責任がないと判明した場合、被保険者が被害者のために支出した応急手当、護送その他緊急措置に必要とした費用および支出についてあらかじめ当会社の書面による同意を得た費用
④	被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停に必要とした費用
⑤	第8条（当会社による解決）に規定する当会社による損害賠償請求の解決に協力するために被保険者が支出した費用

第6条（保険金の支払額）

当社が支払うべき留学生賠償責任保険金の額は、下表の金額の合計額とします。

①	1回の保険事故について、損害賠償金が保険証券記載の免責金額（*1）を超過する場合には、その超過した額。ただし、1回の保険事故について、留学生賠償責任保険金額（*2）を支払の限度とします。
②	第5条（支払保険金の範囲）の表の②から⑤までの費用については、その全額。ただし、同条の表の④の費用は、1回の保険事故について、同条の表の①の損害賠償金の額が留学生賠償責任保険金額（*2）を超える場合は、留学生賠償責任保険金額（*2）の同条の表の①の損害賠償金に対する割合によってこれを支払います。

（*1）支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額をいいます。

（*2）保険証券記載の留学生賠償責任保険金額をいいます。

第7条（事故の発生）

- （1）保険事故により他人の身体の障害または財物の損壊もしくは紛失が発生したことを知った場合は、保険契約者または被保険者は、下表に掲げる事項を履行しなければなりません。

①	保険事故発生の日時、場所、被害者の住所、氏名、年齢、職業、保険事故の状況およびこれらの事項について証人となる者がある場合は、その者の住所、氏名を保険事故の発生の日からその日を含めて30日以内に、また、損害賠償の請求を受けた場合はその内容を、遅滞なく、当会社に通知すること。この場合において、当社が書面による通知を求めたときは、これに応じなければなりません。
②	第三者から損害の賠償を受けることができる場合には、その権利の保全または行使について必要な手続きをとり、その他損害の発生および拡大を防止するために必要ないっさいの手段を講ずること

③	損害賠償責任の全部または一部を承認しようとする場合は、あらかじめ当会社の承認を得ること。ただし、応急手当、護送その他の緊急措置をとることを妨げません。
④	損害賠償責任に関する訴訟を提起する場合または提起された場合は、ただちに書面により当会社に通知すること
⑤	他の保険契約等（*1）の有無および内容（*2）について遅滞なく当会社に通知すること
⑥	①から⑤までのほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害の調査に協力すること

- (2) 保険契約者または被保険者が正当な理由がなく（1）の表の①から⑥までに規定する義務に違反した場合は、当会社は、下表の金額をそれぞれ控除して支払額を決定します。

①	（1）の表の①、④、⑤または⑥に違反した場合は、それによって当会社が被った損害の額
②	（1）の表の②に違反した場合は、損害の発生または拡大を防止することができたと認められる額
③	（1）の表の③に違反した場合は、損害賠償責任がないと認められる額

（*1）第1条（保険金を支払う場合）（1）の損害に対して保険金または共済金を支払うべき他の保険契約または共済契約をいいます。

（*2）既に他の保険契約等（*1）から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

第8条（当会社による解決）

当会社は必要と認めた場合は、被保険者に代わって自己の費用で被害者からの損害賠償請求の解決に当たることができます。この場合において、被保険者は、当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりません。

第9条（保険金の請求）

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時から発生し、これを行行使することができるものとします。
- (2) 被保険者が留学生賠償責任保険金の支払を請求する場合は、保険金請求書、保険証券および下表に掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

①	当会社の定める事故状況報告書
②	損害を証明する書類
③	留学生賠償責任保険金の請求を第三者に委任する場合には、留学生賠償責任保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書

④	損害賠償金の支払または損害賠償請求権者の承諾があったことを示す書類
⑤	その他当社が普通約款第20条（保険金の支払時期）（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの

第10条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

- （1）他の保険契約等（*1）がある場合において、支払責任額（*2）の合計額が、損害の額を超えるときは、当社は、下表に掲げる額を留学生賠償責任保険金として支払います。

①	他の保険契約等（*1）から保険金または共済金が支払われていない場合	この保険契約の支払責任額（*2）
②	他の保険契約等（*1）から保険金または共済金が支払われた場合	損害の額から、他の保険契約等（*1）から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額（*2）を限度とします。

- （2）（1）の損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額（*3）の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額（*3）を差し引いた額とします。

（*1）第1条（保険金を支払う場合）（1）の損害に対して保険金または共済金を支払うべき他の保険契約または共済契約をいいます。

（*2）他の保険契約等（*1）がないものとして算出した支払うべき保険金の額をいいます。

（*3）支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額をいいます。

第11条（代 位）

- （1）損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権（*1）を取得した場合において、当社がその損害に対して留学生賠償責任保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、下表の額を限度とします。

①	当社が、損害の額の全額を留学生賠償責任保険金として支払った場合	被保険者が取得した債権の全額
②	①以外の場合	被保険者が取得した債権の額から、留学生賠償責任保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

- （2）（1）の表の②の場合において、当社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

- （3）保険契約者および被保険者は、当社が取得する（1）または（2）の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。このために必要な費用は、当社の負担とします。

(*1) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

第12条（先取特権）

- (1) 損害賠償請求権者は、被保険者の当会社に対する保険金請求権（*1）について先取特権を有します。
- (2) 当会社は、下表のいずれかに該当する場合に、留学生賠償責任保険金の支払を行うものとします。

①	被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当会社から被保険者に支払う場合。ただし、被保険者が賠償した金額を限度とします。
②	被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
③	被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が（1）の先取特権を行使したことにより、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
④	被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当会社が被保険者に留学生賠償責任保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当会社から被保険者に支払う場合。 ただし、損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。

- (3) 保険金請求権（*1）は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権（*1）を質権の目的とし、または（2）の表の③の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、（2）の表の①または④の規定により被保険者が当会社に対して留学生賠償責任保険金の支払を請求することができる場合を除きます。

(*1) 第5条（支払保険金の範囲）の表の②から⑤までの費用に対する保険金請求権を除きます。

第13条（重大事由による解除の特則）

- (1) 当会社は、保険契約者または被保険者が、普通約款第13条（重大事由による解除）（1）の表の③ア．からオ．までのいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約（*1）を解除することができます。
- (2) （1）の規定による解除が保険事故の生じた後になされた場合であっても、（1）の解除の原因となる事由が生じた時から解除がなされた時まで発生した保険事故による損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (3) （1）の規定による解除がなされた場合には、（2）の規定は、下表の損害については適用しません。

①	普通約款第13条（1）の表の③ア．からウ．までまたはオ．のいずれにも該当しない被保険者に生じた損害
②	普通約款第13条（1）の表の③ア．からウ．までまたはオ．のいずれかに該当する被保険者に生じた損害賠償金の損害

（*1）被保険者が該当する場合には、その被保険者に係る部分に限ります。

第14条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款およびこの保険契約に付帯された特約の規定を準用します。

戦争危険等免責に関する一部修正特約

- （1）当会社は、この特約により、この保険契約に傷害死亡保険金支払特約が付帯されている場合には、同特約第3条（保険金を支払わない場合－その1）の表の⑨の規定を次のとおり読み替えて適用します。

「

- ⑨ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変。ただし、これらに該当するかどうかにかかわらず、テロ行為（政治的、社会的、宗教的もしくは思想的な主義もしくは主張を有する団体もしくは個人またはこれと連帯するものがその主義または主張に関して行う暴力的行動をいいます。）を除きます。

」

- （2）当会社は、この保険契約に付帯された他の特約に、傷害死亡保険金支払特約第3条の表の⑨と同じ規定がある場合には、その規定についても（1）と同様に読み替えて適用します。

VIII. (公財) 日本国際教育支援協会担当部署

担当部署	所在地・電話・FAX
学生支援部学生保険課	〒153-8503 東京都目黒区駒場4-5-29 TEL 03-5454-5275 FAX 03-5454-5232

IX. 東京海上日動火災保険(株) 担当部署および損害サービス室

取扱事業所	所在地・電話・FAX
■担当部署 公務第二部文教公務室	〒102-8014 東京都千代田区三番町6-4 TEL 03-3515-4133 FAX 03-3515-4132
■担当損害サービス室 本店損害サービス部 海外旅行保険損害サービス室	〒104-0061 東京都中央区銀座5-3-16 日動火災・熊本県共同ビル6階 フリーダイヤル 0120-881-503 TEL 03-5537-3504 FAX 03-5537-3509
【保険事故に関するお問い合わせ先】 本店損害サービス部 海外旅行保険損害サービス室 フリーダイヤル 0120-881-503	

留学生住宅総合補償 加入者受付・管理サイト

【 留学生住宅システム 】 操作マニュアル

令和7年3月補償開始用

目次

I. はじめに	73
1 手順の主な流れ	73
2 ご利用上の注意	74
II. 画面別操作説明	76
1 ホーム画面(「協会からのお知らせ」画面)	76
2 加入申請	78
(1) 加入希望者の登録	79
① 個別登録	79
② 一括登録	80
(2) 加入希望者情報の作成・確認	81
① 加入希望者・既加入者の検索	81
② 加入希望者情報の作成	82
③ 払込票の発行／保険料等負担金の支払	84
④ 加入者控の発行／賃貸借契約開始日・補償開始日の入力	89
(3) 加入申請(加入者名簿の提出)	90
(4) 契約情報の削除	91
(5) 補償期間の変更	92
(6) 追加の払込	93
(7) 返金申請(加入者名簿提出前のキャンセル)	94
3 異動解約申請	96
(1) 加入者データの検索	97
(2) 解約(加入者名簿提出後のキャンセル)	99
① 解約情報の入力	99
② 解約の申請(異動通知書の提出)	100
(3) 住所・保証人・その他の情報の変更	101
① 住所・保証人・その他の情報の入力	101
② 住所・保証人・その他の情報の変更申請(異動通知書の提出)	102
4 事故申請	103
(1) 保険事故	103
① 加入者データの検索	103
② 保険事故の申請	104
(2) 基金事故	105
① 加入者データの検索	105
② 基金事故の申請	106

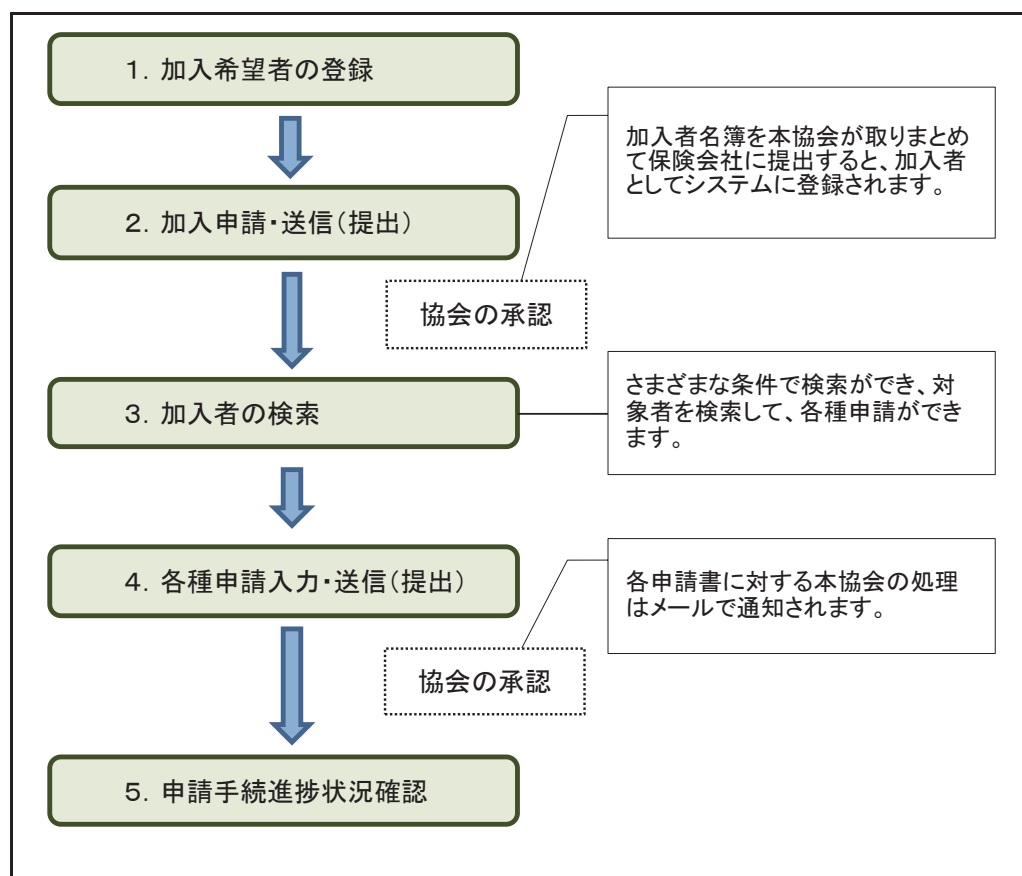
5	各種照会	108
(1)	過去の申請書の確認	108
①	加入者名簿一覧	108
②	異動通知書一覧	109
③	事故申請書一覧	110
(2)	統計データの出力	111
(3)	加入者の検索	112
6	FAQ	114
7	問い合わせ	115
8	ユーザー情報	116
(1)	ユーザー情報の登録・修正	116
(2)	パスワードの変更	117
(3)	ID・パスワードを忘れた時	118
9	付録(入力支援)	119
(1)	カレンダー	119
(2)	住所表示	120
(3)	金融機関選択	121
10	各種帳票	123

I. はじめに

(公財)日本国際教育支援協会(以下「本協会」という。)は、留学生住宅総合補償の事務手続を留学生住宅総合補償加入者受付・管理サイト「留学生住宅システム」を通じて行います。

本マニュアルは、留学生住宅総合補償の協力校事務ご担当者が留学生住宅システムにおいて円滑に事務手続を行うための手引きとして本協会が作成したものです。

1 手続の主な流れ



※ 協会の承認には時間がかかる場合があります。

2 ご利用上の注意

1 推奨環境

- OS: Windows 10以降
- ブラウザ: Microsoft Edge 最新版
Mozilla Firefox 最新版
Google Chrome 最新版
- ※ 操作性の観点から、画面の小さいノート型パソコンではなく、画面の比較的大きいデスクトップ型のパソコンでご使用を推奨します。
- Microsoft Excel 2010以降
- ※ 本システムは帳票をExcelファイル形式で出力します。
紙媒体へ印刷するためには、A4サイズを出力できるプリンターをご用意ください。

2 登録内容の情報セキュリティ

- 本システムに蓄積されるデータは、セキュリティプログラムにより保護されています。
- 利用者が利用者以外の協力校のデータにアクセスすることはできません。
- 本協会が提供する個別のログインID とパスワードは協力校の責任で管理してください。
※ ログインIDを変更することはできません。
※ パスワードはログイン後に変更可能です。
- 本システムのサイトは、SSL 認証により通信内容を保護しています。

3 操作についての注意事項

- 留学生住宅システムへの接続方法
本システムにアクセスするには、本協会ホームページ (<https://www.jees.or.jp/>)にある
留学生住宅システムのリンク (<https://www.jees-rsys.jp/>)をクリックしてください。
- ログイン方法
本システムの上記ログインページでログインID・パスワードを入力してください。
忘れた場合には、ご登録のメールアドレスを入力して確認できます。
ID・パスワードは、原則として1大学(1部署)につき1つです。
※ ID・パスワードについてのお問い合わせは、本マニュアル「問い合わせ」(P.115)
または「ID・パスワードを忘れた時」(P.118)をご参照ください。
- 初めてログインする場合
初回ログイン時にパスワードの変更を促す画面が表示されますので、新しいパスワードを
登録し、必ず控えてください。
※ **必ずメールアドレスの登録をお願いします。**本システムは処理の進捗状況等をメールで
お知らせしますので、登録がないと本協会の対応に時間がかかる可能性があります。
ログインID・パスワードの問い合わせにもメールアドレスが必要になります。
- 終了方法
画面を終了する際は、必ずログアウトにより画面を終了してください。
- 自動ログアウト
30分以上操作を行わなかった場合には、セキュリティのため自動的にログアウトします。
30分以上離席する場合は、その前に今行なっている操作を完了させてください。

- 使用できる文字
本システムで使用できる漢字は、JIS第1水準～第2水準漢字です。その他の漢字、半角カナ、外字、特定の機種に依存する文字は入力エラーとなります。エラーが表示された場合は、代替文字を使用してください。
- 検索条件と検索ボタン
検索条件を何も入力せずに[検索]ボタンをクリックすると、該当する学生を全て表示します。対象者を探しにくい場合は、条件を指定して絞り込んでください。人数が多く検索条件の[詳細な検索]のリンクをクリックすると、さらに詳しい条件を指定できます。検索結果は20件ごとに表示されますので、21件目以降を確認するには、[次へ]をクリックしてください。
- [ひとつ前の画面へ]ボタンについて
前の画面に戻る場合には、必ず左上または下にある[ひとつ前の画面へ]ボタンをクリックしてください。
※ ブラウザの「戻る([←])」ボタンをクリックするとエラー画面となりますので、ご注意ください。
- 各種帳票のお申込みについて
留学生住宅システムログイン画面にある「帳票申込サイト」をご利用ください。
パンフレットや本解説書を追加でお申込みいただけます。
※ 留学生住宅システムのログインID・パスワードと、帳票申込サイトのログインID・パスワードは異なります。

大学・学校の窓口ご担当者の方へ

サインアップ

ID

パスワード

※ ID、パスワードを忘れた方はこちら

ログイン **新規登録**
(協力校加入申請)

※新規に協力校の加入手続を行うご担当者の方は、新規登録から仮申込登録フォームへお進みください。

お問い合わせ FAQ 学校コード検索 **帳票申込**

お問合わせ ? 学校コード検索 帳票申込

↑帳票申込サイトは
こちらから

II. 画面別操作説明

1 ホーム画面(「加入・異動申請状況」画面)

- 留学生住宅システムにログインすると、「加入・異動申請状況」画面が表示されます。

加入・異動申請状況

メールアドレスが登録されていません。
ユーザー情報の申請内容変更よりメールアドレスを登録してください。

現在貴校で申請準備中のものは、以下の通りです。

30日以内に 契約満期の加入者	加入申請提出前 負担金納付前	加入申請提出前 負担金納付済	異動解約 申請提出前
0件	0件	0件	0件

個人情報取扱の取扱いについて | 個人情報保護方針 | 特定商取引に基づく表示 | Copyright © 2011 Japan Educational Exchanges and Services All Rights Reserved.

A メールアドレス登録について

B [契約満期]リンク

C [加入手続中の希望者]リンク

D [協会宛加入申請待ち]リンク

E [協会宛異動解約申請待ち]リンク

A メールアドレス登録について

メールアドレスは各種通知・本協会からの連絡に使用しますので、必ず登録してください。
登録方法については、P.116「ユーザー情報の登録・修正」をご参照ください。
※ メールアドレスが登録されるまで注意文は消えません。

B [契約満期]リンク

30日以内に補償期間終了となる加入者の一覧画面(「加入申請前処理」)に移動します。
継続手続については、P.83「契約継続の場合」をご参照ください。

C [加入手続中の希望者]リンク

加入者名簿提出が「不可」の希望者一覧画面(「加入申請前処理」)に移動します。
加入手続については、P.81「加入希望者・既加入者の検索」以降をご参照ください。

D [協会宛加入申請待ち]リンク

加入手続中の希望者のうち、加入者名簿提出が「可」の希望者一覧画面に移動します。
加入名簿提出については、P.90「加入申請(加入者名簿の提出)」をご参照ください。

E [協会宛異動解約申請待ち]リンク

解約申請で異動通知書に追加済みの加入者一覧画面に移動します。
異動通知書提出については、P.100「解約の申請(異動通知書の提出)」をご参照ください。

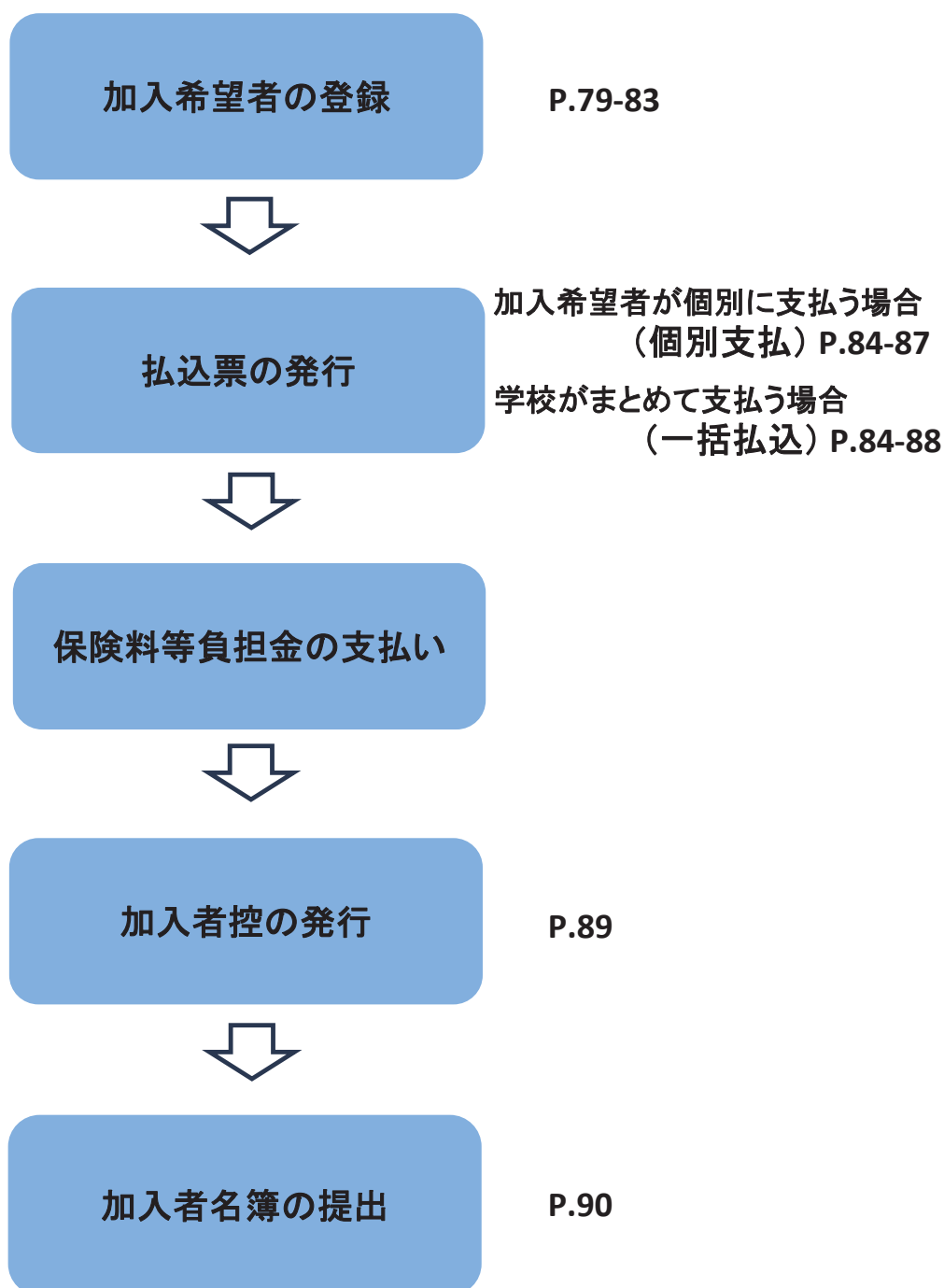
● システムメニュー

ホーム	A	ホーム画面(「加入・異動申請状況」画面)に戻ります。
加入申請	B	
異動解約申請	C	
事故申請	D	
各種照会	E	
FAQ	F	よくあるご質問と回答を確認できます(P.114)
問い合わせ	G	本協会へのお問い合わせはこちら(P.115)
ユーザー情報	H	
説明会	I	

B	加入申請	
	加入希望者新規登録	新規加入申請は こちらから
	加入希望者一括登録	加入希望者を個別に入力して登録できます(P.79) 複数人の登録はCSVファイルでの一括登録が便利です(P.80)
	加入申請前処理	システムに登録した加入手続中の方、既加入者の情報を 確認できます(P.81)
	一括払込対象者選択	一括払込用の払込票を発行できます(P.86)
	一括払込状況・履歴確認	一括払込の入金状況や払込票を発行した履歴を確認できます(P.88)
	加入者名簿提出	保険料の払込と必要な入力を終えた加入者情報を送信できます(P.90)
	返金申請	加入手続を取消し、入金済み保険料の返金を申請できます (加入者名簿提出前に限る)(P.94)
C	異動解約申請	
	異動情報入力	解約・登録情報変更は こちらから
	解約申請	解約や住所・保証人等変更の申請内容を入力できます (P.99,101)
	保証人／住所変更申請	「異動情報入力」で入力した解約の異動通知書を提出できます(P.100) 「異動情報入力」で入力した変更申請の異動通知書を提出できます(P.102)
D	事故申請	
	事故申請(保険)	居室の水漏れ、自転車事故等の留学生賠償責任保険の申請はこちら(P.104)
	事故申請(基金)	連帯保証人が貸主に家賃等の保証債務を履行した場合の保証人補償の 申請はこちら(P.106)
E	各種照会	
	加入者名簿一覧	これまでに作成した加入者名簿を確認・ダウンロードできます(P.108)
	異動通知書一覧	これまでに作成した異動通知書を確認・ダウンロードできます(P.109)
	事故申請書一覧	これまでに作成した事故申請書を確認・ダウンロードできます(P.110)
	統計データ出力	対象年度を基準とした月別の加入者数を出力できます(P.111)
	加入者検索	条件を指定して加入者を検索できます(P.112)
H	ユーザー情報	
	申請内容修正	ユーザーの登録内容や保証人情報を登録・修正できます(P.116)
	パスワード変更	システムのログインパスワードを変更できます(P.117)

2 加入申請

加入申請の流れ



(1) 加入希望者の登録

① 個別登録

画面：メニューの「加入申請」>「加入希望者新規登録」>「加入希望者新規登録」画面

操作：各項目に入力し、必ず[保存]ボタンをクリックして登録をします。

※ 氏名・カナは必須入力項目です。

※ この段階で入力しなかった他の情報は、のちほど入力することができます(P.82)。

A 補償期間

この画面から払込票の発行を行う場合には補償期間を選択し、払込方法を選んでください。

登録後、完了画面にて払込票を印刷し、留学生本人に渡してください。

一括払込を行う場合は、この画面で登録後、P.86「一括払込対象者選択」画面に進んでください。

個別支払
一括払込

※ この画面で払込票を作成しなかった場合は、P.82「加入希望者情報の作成」の画面にある[契約情報登録]ボタンから作成できます。

※ 払込票発行後の入金確認については、

P.89「加入者控の発行／賃貸借契約開始日・補償開始日の入力」をご参照ください。

B 保証人情報

事前登録されている場合、保証人情報が自動的に表示されます。

入力し直す場合は、[クリア]ボタンをクリックして入力内容を削除してください。

※ 保証人情報の登録については、P.116「ユーザー情報の登録・修正」をご参照ください。

C [保存]ボタン

入力後は必ず[保存]ボタンをクリックしてください。入力内容がシステムに反映されます。

D [クリア]ボタン

入力内容を全てリセットし、画面の内容を初期表示状態に戻します。

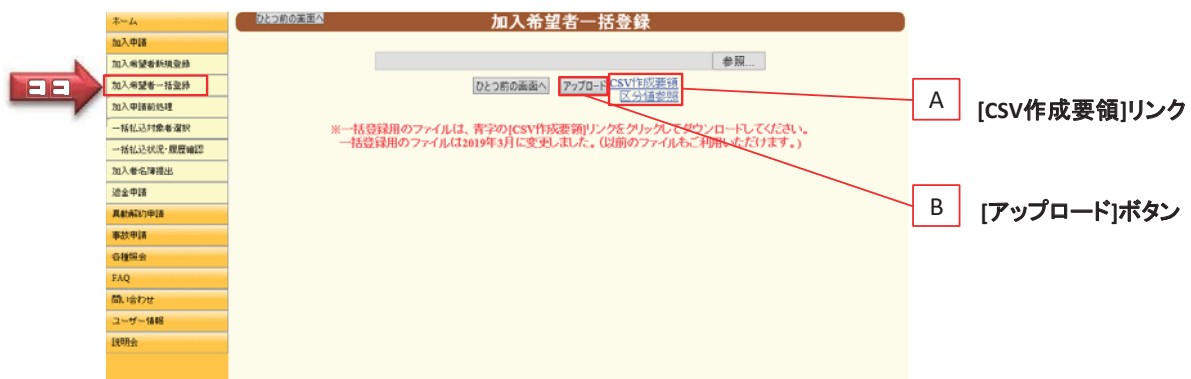
② 一括登録

- 加入希望者の登録には、CSVファイルからの一括登録もご利用いただけます。

画面：メニューの「加入申請」>「加入希望者一括登録」>「加入希望者一括登録」画面

操作：

- (1) 登録用のCSVファイルを作成します。
※ ファイルは指定の形式のCSVファイルで作成する必要があります。
後述の「CSV作成要領」ファイルをダウンロードしてください。
※ PC環境によっては、「CSV作成要領」ファイルをダウンロードができない場合があります。
その際は本協会へご連絡ください(TEL: 03-5454-5275)。
- (2) [参照]ボタンをクリックし、作成したCSVファイルを選択します。
- (3) [アップロード]ボタンをクリックしてCSVファイル内の加入希望者情報を登録をします。
※ CSVファイルに何らかの問題がある場合、登録処理全てがキャンセルされます。
何件目の情報が登録できないのか、画面にエラーメッセージを表示しますので、
内容を確認の上、再度処理してください。
例) 10件中、5件目の加入希望者情報が登録できない場合には、10件全ての登録処理が
キャンセルされます。
- (4) 各加入希望者について「加入希望者個別登録」画面(P.82)を開き、システムにデータが登録
されていることを確認し、必ず[保存]ボタンをクリックして保存してください。



A [CSV作成要領]リンク

「CSV作成要領」ファイルをダウンロードできます。
このエクセルファイルに加入希望者情報を入力すると、CSVファイルが作成できます。
※ [区分値参照]をクリックすると、CSVファイルに記述するコード情報が表示されます。

※一括登録用のファイルは、青字の[CSV作成要領]リンクをクリックしてダウンロードしてください。
一括登録用のファイルは2019年3月に変更しました。(以前のファイルもご利用いただけます。)

性別	国籍	登録住所	保証人様別	一括申込	申込期間
1 男性	A01 日本	01 北海道	1 学校等・学校等の 監督(機関保 証)	1 一括申込する 入力なし 一括申込しない	1 1年
2 女性	F44 アゼルバイジャン	02 青森県	2 地域国際交流 協会		2 2年
	C11 アフガニスタン	03 岩手県	3 留学生支援組 織(大学・ノー ン・シム等)		※一括申込が 「1一括申込する」の場合のみ 登録します。
	B02 インド	04 宮城県	4 学校等関係者 (教職員)		
	A10 インドネシア	05 秋田県			
	F31 ウズベキスタン	06 山形県			
	F32 カザフスタン	07 福島県			
	A13 韓国	08 茨城県			

B [アップロード]ボタン

作成したCSVファイルを読み込み、加入希望者情報をシステムに反映します。

(2) 加入希望者情報の作成・確認

① 加入希望者・既加入者の検索

- 該当の加入希望者を検索し、[加入者ID]リンクをクリックすると各留学生の情報が確認できます。
加入希望者、既加入者に関わらず**全員の情報をこちらから確認することができます。**
- P.82以降を参照し、必ず加入者名簿の提出まで行なってください。

画面：メニューの「加入申請」>「加入申請前処理」>「加入申請前処理」画面

操作：各検索条件は、部分一致で検索ができますので、まずは少ない条件で検索します。

例) 既加入者「王 雪舟」さんを検索する場合、留学生氏名に「王」「雪」「舟」のいずれか一文字を入力することで検索が可能です。

スペースも一文字として認識しますので、登録した姓名の間などにスペースの入力がないか、確認してください。

例) 既加入者「王 雪舟」さんを検索する場合、留学生氏名に「王雪舟」と入力しても対象データとして認識されませんのでご注意ください。

A [詳細な検索]リンク

氏名、カナ、その他検索条件を組み合わせることでより高度な絞り込みができます。

B [検索結果に契約終了済を含む]チェックボックス

チェックを入れて検索を行うと、補償期間が終了した加入者も検索対象に含まれます。

C [加入者ID]リンク

「加入希望者個別登録」画面に移動し、各留学生の情報を確認できます。

D 手続進捗状況

加入申込中	加入者名簿が未提出の状態です。必ず加入者名簿を提出してください。 まだ加入者ではないため各種申請処理はできません。 ただし、入金がある場合は返金申請が可能です。
差戻	申請内容に不備があったため、本協会から差戻された状態です。 内容を訂正後、再度申請してください。
申込取消	申込取消については、P.91「契約情報の削除」またはP.94「返金申請（加入者名簿提出前のキャンセル）」をご参照ください。
協会提出済	本協会に加入者名簿を提出し、加入申請を行なった状態です。 まだ解約や住所変更などの異動情報入力はできません。
承認済	加入申請が本協会に承認された状態です。 異動手続が可能になります。
保険会社提出済	加入申請が保険会社へ送付された状態です。 異動解約申請や事故申請など、各種申請処理が行えるようになります。

② 加入希望者情報の作成

画面：メニューの「加入申請」>「加入申請前処理」>「加入申請前処理」画面
>[加入者ID]リンクをクリック>「加入希望者個別登録」画面

操作：必須項目を入力後、必ず[保存]ボタンをクリックして保存をします。

※ 入学前で学籍番号が未定の場合は「未定」等と入力してください。

学籍番号が確定次第、異動通知書を提出して変更してください(P.101-102)。

※ 留学生が電話を持っていない場合、協力校の担当窓口の電話番号をご入力ください。

A 状況確認メッセージ

入金金額に過不足があるなどの場合に、注意喚起のメッセージを表示します。

B 情報入力確認

全ての項目が「済」になれば加入者名簿の提出が可能です(P.90)。

※ 加入申請のために必要な情報が全て揃っている場合、以下の表示となります。

●「加入希望者情報作成」

申請に必要な加入希望者情報が登録されていることを確認します。

保存をしていないと「未」のままの可能性があり。必ず[保存]ボタンをクリックしてください。

●「保険料等負担金支払」

適切な金額の保険料等負担金が支払われていることを確認します。

※ 詳しくはP.84以降をご参照ください。

●「加入者控発行」

加入者控発行日が入力されていることを確認します。

●「契約開始日入力」

賃貸借契約開始日、補償開始日が入力されていることを確認します。

C [契約情報登録]ボタン

保険料等負担金支払、加入者控発行、契約開始日の入力を行う画面に移動します。
加入希望者情報を保存後にこちらのボタンをクリックし、各手続を行ってください(P.84-89)。

D [保存]ボタン

入力内容がシステムに反映されます。
保存をしていないと処理が完了しません。必ず[保存]ボタンをクリックしてください。

E [削除]ボタン

加入者名簿の提出前であり、**払込票が有効でない場合に限り**、削除が可能です。
※ 保険料等負担金の入金後に申込のキャンセルをする場合には、返金申請を行います。
詳しくはP.94「返金申請(加入者名簿提出前のキャンセル)」をご参照ください。

F [クリア]ボタン

入力内容を全てリセットし、画面の内容を初期表示状態に戻します。

< 契約継続の場合 >



G [契約継続]ボタン

契約継続が可能な場合は、4つのオレンジの枠の上に緑のボタンが表示されます。

G [契約継続]ボタン

既加入者については、**補償終了日の6か月前から**契約継続が行えます。
クリックをして移動した画面で、払込票を作成してください(次ページ以降参照)。
返金・異動・事故いずれかの申請が保存中や申請中の場合、ボタンは表示されません。

※ 継続希望者の加入者情報入力は、払込票作成後に可能となります。
※ **払込票の支払期限内は契約継続の申込を取り消すことはできません。**
また、払込票作成後は原契約の解約手続を行うことはできません。
継続手続を行う際は、必ず**留学生本人の意思・状況の確認**を行ってください。

- 補償期間が終了する加入者に補償継続の要否を確認し、無保険期間が生じないように早めに継続手続をしてください。
- ※ ホーム画面(P.76)の[契約満期]リンクをクリックすると、30日以内に補償期間が終了する加入者の一覧が表示されます。
- ※ 「加入者検索」画面(P.112)でも満期予定者を検索することができ、該当者の一覧をCSVファイルで出力できます。
- 半年延長の制度を利用するには、このボタンを使用します。
「補償契約登録」画面で補償期間を選択する際に【半年】を選択してください。
- ※ **原契約の補償終了日までに振込がされないと、半年延長制度は利用できません。**
- ※ 原補償期間内に振込ができなかった場合には、**補償期間を「1年」に変更し(P.92)、再度ご加入ください。**
- 原契約の補償期間終了後に再度加入する場合でも、契約継続と同じ流れで手続を行うと、同じ加入者IDや情報を保持することができます。
ただし、無保険期間を解消することはできません。

③ 払込票の発行／保険料等負担金の支払

画面：メニューの「加入申請」>「加入申請前処理」>「加入申請前処理」画面
>[加入者ID]リンクをクリック>「加入希望者個別登録」画面

操作：

- (1) 青い「契約情報登録」バーをクリックし、「補償契約登録」画面に移動します。
- (2) 補償期間を選択し、[次へ]ボタンをクリックします。
※ 補償期間「半年」は契約継続の場合のみ選択可能です。
- (3) 「払込票発行」画面で支払方法を選択します。

一括払込

「一括払込対象者選択」画面で一括払込にまとめる加入希望者を選択し、「払込票発行」画面で支払方法(コンビニ／銀行)を選択後、「払込票発行完了」画面から払込票を印刷してください。

※ 一括払込で発行した払込票の支払期限は、発行日から3日後です。

※ 一括払込で発行した払込票の支払期限が過ぎるまで、個別支払への変更、補償期間の変更、支払方法(コンビニ／銀行)の変更はできません。

個別支払

「払込票発行完了」画面から払込票と支払方法を印刷して留学生へ渡してください。

- (4) 選択した払込方法に応じて、保険料等負担金をコンビニレジや店頭端末、銀行ATM等でお支払いください。個別支払の場合は留学生に支払うよう伝えてください。

※ 二重支払防止のため、払込票の発行は紛失等の場合を除き、1人につき1回としています。
やむを得ず支払先を変更する場合は、[追加払込]ボタン(P.93)をご利用ください。

● 「補償契約登録」画面

A 補償期間選択

A 補償期間選択

補償期間を選択します。

※ 補償期間「半年」は契約継続の場合のみ選択可能です。

●「払込票発行」画面

The screenshot shows the '払込票発行' (Payment Slip Issuance) screen. Callout A points to the '[払込方法]選択ボタン' (Payment Method Selection Button) in the '払込方法' section. Callout B points to the '[電話番号]テキストボックス' (Phone Number Text Box) in the '支払者情報' section. Callout C points to the '[発行]ボタン' (Issue Button) at the bottom right.

A [払込方法]選択ボタン

- a) **一括払込** 登録ボタンを押し、一括払込対象者選択画面(P.86)に移動してください。
 ※ 一括払込の払込票を発行する前であれば、「加入者控発行・契約開始日入力」画面(P.89)において、補償期間の変更、同画面の「追加払込」ボタンで個別支払への変更、支払方法(コンビニ／銀行)の変更が可能です。

The dialog box shows the '払込方法' (Payment Method) selection screen. It has two tabs: '一括払込' (Lump Sum Payment) and '個別払込' (Individual Payment). Under '一括払込', there is a radio button for '一括払込' and a text box for '発行後、一括払込対象者選択画面にて一括払込を行って下さい。' (After issuance, please perform lump sum payment on the selection screen). Under '個別払込', there are radio buttons for 'コンビニ支払' and '銀行支払'. At the bottom, there are buttons for 'ひとつ前の画面へ' (Previous Screen) and '登録' (Register).

- b) **個別支払** コンビニ支払の場合は、「払込コンビニ」欄で以下のコンビニを選択できます。

A list of convenience stores for selection: セブンイレブン (Seven-Eleven), ファミリーマート (FamilyMart), ローソン (Lawson), デイリーヤマザキ (Daily Yamazaki), ミニストップ (Ministop), セイコーマート (Seicomart).

- c) **個別支払** 銀行支払の場合は、Pay-easy(ペイジー)を利用してゆうちょ銀行ATM等から払込ができます。

The dialog box shows the '払込方法' (Payment Method) selection screen. It has two tabs: '一括払込' (Lump Sum Payment) and '個別払込' (Individual Payment). Under '個別払込', there are radio buttons for 'コンビニ支払' and '銀行支払'. The '銀行支払' option is selected, and a 'Pay-easy' logo is visible.

B [電話番号]テキストボックス 個別支払

払込方法で「コンビニ支払」を選択し、加入希望者の電話番号が未登録の場合には、電話番号の入力フォームが表示されます。
 コンビニ店頭端末にて電話番号の入力が必要となる場合は、払込票にその電話番号が表示されます。
 ※ 留学生が電話を持っていない場合、協力校の担当窓口の電話番号をご入力ください。

C [発行]ボタン 個別支払

個別支払の場合は、払込票を発行し、「払込票発行完了」画面に移動します(次ページ参照)。
 「a)払込票」及び「b)支払方法」をそれぞれ印刷し、留学生本人に渡してください。
 ※ 払込票の学校名や留学生氏名はスペースの都合で全てを印刷できないことがありますが、問題なく振込みができます。
 ※ 払込票は「加入者控発行・契約開始日入力」画面(P.89)からも出力することができます。

一括払込

●「一括払込対象者選択」画面

一括払込にまとめる加入希望者を選択し、一括払込ボタンを押してください。

選択	加入者ID	姓	名	カナ	学号・学科	国籍	補償期間	支払金額	原契約終了日
☒	R000000000X	★	★	★	★	☆	1年	4000円	
☒	R000000000X	★	★	★	★	☆	1年	4000円	
☒	R000000000X	★	★	★	★	☆	2年	8000円	
☒	R000000000X	★	★	★	★	☆	2年	8000円	

●「払込票発行」画面

払込方法(コンビニ／銀行)を選択し、内容を確認後、発行ボタンを押してください。

加入者ID	加入者名	保険料等負担金	原契約終了日
1 R000000000X	★ ★ ★ ★ ★	4000円	
2 R000000000X	★ ★ ★ ★ ★	4000円	
3 R000000000X	★ ★ ★ ★ ★	8000円	
4 R000000000X	★ ★ ★ ★ ★	8000円	

※ 収納機関において一度に支払うことができる限度額が設定されているため、一括払込の合計金額により払込票が分かれる場合があります。

<限度額>

- ・ コンビニ支払 30万円
- ・ 銀行支払 10万円

※ 一括払込で発行した払込票の支払期限は、発行日から3日後です。

※ 契約継続の一括払込対象者で、一括払込の払込票発行日を含め3日以内に原補償期間が終了する方を含んだ払込票は、一番早く補償終了を迎える方の原補償期間終了日が支払期限に設定されます。

※ 一括払込で発行した払込票の支払期限が過ぎるまで、個別支払への変更、補償期間の変更、支払方法(コンビニ／銀行)の変更はできません。(下表参照。)

払込方法	支払期限	補償期間 変更	支払方法 (コンビニ/銀行) 変更	払込票 (同じ登録内容のもの) 再発行	払込方法 (個別⇔一括) 変更
個別支払	期限内	○	○	○	○ (※)
	期限切れ	○	○	○	○
一括払込	期限内	×	×	○	×
	発行前・期限切れ	○	○	×	○

(※) 個別支払の払込票が有効な状態でも、一括払込の払込票が発行できます。
支払期限内は個別支払と一括払込のどちらの払込票も有効ですので、
二重払いには十分にご注意ください。

一括払込

個別支払

●「払込票発行完了」画面

a) 払込票

b) 支払方法

払込票及び
支払方法は
それぞれの
払込先で
異なります。

※ 払込票及び支払方法は既定の収納システムを利用しているため日本語表記のみとなります。

一括挾込

●「一括払込状況確認・履歴確認」画面

一括払込に関する確認ができます。

支払期限が有効な払込票はこの画面で再発行が可能です。

支払期限を過ぎた払込票は再発行できません。再度「一括払込対象者選択」画面で対象者を選び、新しい払込票を発行してください。

一括払込状況・履歴確認

ステータス

☒未入金 ☐支払済 ☐滞り切れ

検索

2件

取引ID	伝票内取引	支払方法	ステータス	払込金額	払込期日	払込地
EXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX	Z000/Z00/Z0	銀行実払	未入金	24000円	Z000/Z00/Z0	払込票
EXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX	Z000/Z00/Z0	銀行実払	未入金	12000円	Z000/Z00/Z0	払込票

一括払込状況・履歴確認

一括払込内容

支払方法	銀行実払 my-easy
支払方法	ATM実払
氏名	XXXXXXXXXX
カナ	XXXXXXXXXX
払込先	留付補完払い

取引ID	EXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
払込額	24000円
払込期日	Z000/Z00/Z0
ステータス	未入金

	加入者ID	加入者名	保険料等負担金	原契約締結日
1	RXXXXXXXXX	★★★★★	4000円	
2	RXXXXXXXXX	★★★★★	4000円	
3	RXXXXXXXXX	★★★★★	8000円	
4	RXXXXXXXXX	★★★★★...	8000円	

ひとつ前の画面へ

払込票

*代金支払後コンビニ店舗での返金はできません。

④ 加入者控の発行／賃貸借契約開始日・補償開始日の入力

画面：メニューの「加入申請」＞「加入申請前処理」＞「加入申請前処理」画面
＞[加入者ID]リンクをクリック＞「加入希望者個別登録」画面

操作：

- (1) 「加入希望者個別登録」画面で[契約情報登録]ボタンをクリックして「加入者控発行・契約開始日入力」画面に移動します。
- (2) 入金を確認し、加入者控発行日・賃貸借契約開始日・補償開始日を入力します。
※ 各日付を空欄のままにして加入者控を発行する場合は、後日各日付を入力し、再度加入者控を発行して留学生へ渡してください。
- (3) [保存]をしてから、加入者控を発行します。
※ 加入者控は必ず振込を確認してから発行してください。
※ 紛失等の場合には、[加入者控出力]ボタンから再発行ができます。

A 各日付入力用ボックス

加入者控発行日は、必ず振込日以降の日付を入力してください。

B [保存]ボタン

情報を更新する場合は、必ず[保存]ボタンを押してください。
保存をしないと、加入者控を出力する際に情報が反映されません。

C [加入者控出力]ボタン

加入者控がExcel形式で出力されます。
Excelファイルをダウンロードした後、印刷して留学生本人に渡してください。
※ 紛失等の場合でも、このボタンで再発行することができます。

● 補償開始日について

補償開始日は、加入者控発行日の翌日または賃貸借契約開始日のどちらか遅い日です。
振込日よりさかのぼって補償開始日とすることはできませんので、遅滞なくお振込みください。

	振込日	加入者控発行日	賃貸借契約開始日	補償開始日
例①	3月20日	<u>3月30日</u>	3月25日	3月31日
例②	4月20日	4月20日	<u>4月25日</u>	4月25日

(3) 加入申請(加入者名簿の提出)

画面: メニューの「加入申請」>「加入者名簿提出」>「加入者名簿提出」画面

操作:

- (1) 加入者名簿の提出準備ができた加入希望者一覧が表示されます。
※ 補償開始日が1か月より先の加入希望者は一覧に表示されず、選択もできません。
- (2) 対象の留学生にチェックを入れ、[提出]ボタンをクリックして提出します。
こちらの画面から加入者名簿を提出しなければ、加入手続は完了しません。
※ 補償開始月ごとに選択して提出してください。
[全選択]ボタンをクリックすると、見えていないページも含めて全て選択されますのでご注意ください。
例) 補償開始月が10月の留学生と11月の留学生は分けて提出します。
※ 加入者名簿は、補償開始月の翌月10日までに提出してください。
※ 加入者名簿の提出がないと、異動解約申請や事故申請ができませんのでご注意ください。

A 加入者名簿提出名義

B [名簿記載対象] チェックボックス

加入希望者ID	加入希望者氏名	性別	生年	生月	生日	住所	加入希望日	補償開始日	補償終了日	補償期間	補償開始日	補償終了日
0000000000	XXXXXXXXXX	★	1990	01	01	XXXXXXXXXX	2000/00/00	2000/00/00	1年	2000/00/00	2000/00/00	2000/00/00
0000000000	XXXXXXXXXX	★	1990	01	01	XXXXXXXXXX	2000/00/00	2000/00/00	2年	2000/00/00	2000/00/00	2000/00/00

A 加入者名簿提出名義

事前登録されている場合、担当者情報が自動的に表示されます。
担当者情報の登録については、P.116「ユーザー情報の登録・修正」をご参照ください。

B [名簿記載対象] チェックボックス

チェックを入れた加入希望者が加入申請対象となり、加入者名簿に追加されます。

● 加入者名簿が送れないときは

- ① 以下の4つのマークは全て「済」になっていますか。1つでも「未」があると加入者名簿は提出できません。
→ 各情報更新後は、必ず[保存]ボタンをクリックしてください。

- ② 半年の延長の場合、保険料の振込は原補償終了日以前に行われていますか。
→ 補償終了日を過ぎているときは、補償期間を「1年」に変更して再度ご加入ください(P.92)。
- ③ 加入者控発行日・賃貸借契約開始日・補償開始日を正しく入力していますか。
→ 西暦に間違いがないかも確認してください。
補償開始日については、前ページをご参照ください。

(4) 契約情報の削除

- 保険料等負担金の振込前であれば、加入手続中の契約情報を破棄することができます。

画面: メニューの「加入申請」>「加入申請前処理」>「加入申請前処理」画面
>[加入者ID]リンクをクリック>**契約情報登録**ボタンをクリック

操作: 保険料等負担金が未払いで、払込票の支払期限が過ぎていることを確認し、**[削除]**ボタンをクリックします。

- ※ **保険料等負担金を振り込んでいる**場合は、返金申請をしてください(P.94)。
払込票の支払期限がまだ残っている場合は、支払期限後に「加入希望者個別登録」画面の[削除]ボタンをクリックしてください。
- ※ 契約情報は破棄するが、契約情報を作成した事実は記録しておきたい場合は、[削除]ボタンではなく、「加入者控発行・契約開始日入力」画面の[申込取消]ボタンを使用してください。(申込取消を行うと、「加入申請前処理」画面での検索時に、「申込取消」の進捗状況を指定しなければデータが表示されなくなります。
 また、契約継続時の入力情報を破棄する場合は、[削除]ボタンを使用しないと以前の契約情報が表示されなくなります。)

[illegible]

- A** [削除]ボタン

登録した契約情報が破棄され、以前の契約の状態に戻ります。
保険料等負担金が未払いで、払込票の支払期限が過ぎた場合に押すことができます。

- [B][申込取消]ボタン**

登録した契約情報は破棄するが、契約情報を作成したことを記録しておく場合に使用します。
保険料等負担金が未払いで、払込票の支払期限が過ぎた場合に押すことができます。

(5) 補償期間の変更

- 半年の契約継続をしようとしていたが原契約の補償期間内に振込めなかった、などの場合は、補償期間の変更をすることができます。

画面：メニューの「加入申請」>「加入申請前処理」>「加入申請前処理」画面
>[加入者ID]リンクをクリック>「加入希望者個別登録」画面

操作：

- (1) 「加入希望者個別登録」画面で[契約情報登録]ボタンをクリックして「加入者控発行・契約開始日入力」画面に移動します。
- (2) 補償期間を変更し、[保存]ボタンをクリックします。
その後は画面に従い、追加の払込票の発行または返金申請をします。

B [保存]ボタン

補償期間変更時にすでに支払済の場合は、保存完了後に以下のメッセージが表示されます。

- a) 期間を延長する場合(例:補償期間半年→1年)

[OK]ボタンをクリックすると、「払込票発行」画面に移動します。
[Cancel]ボタンをクリックしてメッセージを閉じた場合は、支払金額が不足のままですので、[追加払込]ボタンをクリックして不足分の払込票を発行してください。

追加払込					
取扱ID	支払金額	支払期限	入金	振込日	
RXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX	4000円	2XXX/XX/XX	支払済	2XXX/XX/XX	
RXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX	4000円	2XXX/XX/XX	未入金		払込票

- b) 期間を短縮する場合(例:補償期間2年→1年)

[OK]ボタンをクリックすると、「返金処理」画面に移動します。
[Cancel]ボタンをクリックしてメッセージを閉じた場合は、過払いがある状態ですので、P.94「返金申請(加入者名簿提出前のキャンセル)」から返金申請をしてください。

(6) 追加の払込

- 補償期間を変更(例:半年→1年)して追加の払込みをする場合や、払込先を変更する場合は、[追加払込]ボタンを使用します。

画面: メニューの「加入申請」>「加入申請前処理」>「加入申請前処理」画面
>[加入者ID]リンクをクリック>「加入希望者個別登録」画面

操作:

- (1) 「加入希望者個別登録」画面で[契約情報登録]ボタンをクリックすると「加入者控発行・契約開始日入力」画面に移動します。
- (2) 補償期間を変更する場合は新たな補償期間を選択し、[保存]ボタンをクリックします。
- (3) [追加払込]ボタンから、払込票を発行します。

※ 二重払いを防ぐため、特別な事情のない限り1人につき1つの払込票にとどめてください。
再発行する際には、不要となった払込票を必ず破棄してください。

※ 補償期間変更により追加払込を行なった場合、補償期間に合った金額が振込まれると加入者控発行の進捗に進むことができます。

- (4) [追加払込]を行なった場合の加入者控発行日は追加分の払込日以降に変更し、補償開始日はその発行日の翌日以降にしてください。

A 払込票発行履歴

※払込票データを削除することはできません。

追加払込					
取扱いID	支払金額	支払期限	入金	振込日	
RXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX	4000円	2XXX/XX/XX	支払済	2XXX/XX/XX	
RXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX	4000円	2XXX/XX/XX	未入金		払込票

B [追加払込]ボタン

(7) 返金申請(加入者名簿提出前のキャンセル)

- 入金後、加入者名簿の提出前に申請をキャンセルする場合には、返金申請をします。
加入者名簿の提出後、本協会でも名簿の承認をした後のキャンセルは、解約申請をしてください。
詳しくはP.99「解約(加入者名簿提出後のキャンセル)」以降をご参照ください。

画面：メニューの「加入申請」>「返金申請」>「返金処理」画面

操作：

- (1) [返金]ボタンをクリック後の画面で必須項目を入力します。
入金があり、返金可能な加入希望者に対して[返金]ボタンが表示されます。
※ 振込先は日本国内の金融機関に限ります。非居住者用口座への振込みもできません。
- (2) [保存]ボタンで保存をした後、[提出]ボタンを押し、確認画面で申請を[送信]します。
なお、返金申請は毎月10日を締日とし、本協会からの振込は同月18日ごろの予定です。
※ 一度提出した返金申請は取り消すことができませんので、ご注意ください。

画面：返金処理

メニュー：加入申請 > 返金申請 > 返金処理

検索条件：留学生氏名、留学生カナ、加入者ID、学籍番号

検索ボタン：検索、クリア

22件 12次へ

加入者ID	学籍番号	氏名	性別	学部・学科	所属期間	振込予定日	手続進捗状況
R000000000	00000000	★★★★★	☆☆☆☆☆	〇〇科	1年		返金
R000000000	00000000	★★★★★	☆☆☆☆☆	〇〇科	1年		返金
R000000000	00000000	★★★★★	☆☆☆☆☆	〇〇科	1年		返金
R000000000	00000000	★★★★★	☆☆☆☆☆	〇〇科	2年		返金
R000000000	00000000	★★★★★	☆☆☆☆☆	〇〇科	2年		返金
R000000000	00000000	★★★★★	☆☆☆☆☆	〇〇科	1年		返金
R000000000	00000000	★★★★★	☆☆☆☆☆	〇〇科	1年		返金
R000000000	00000000	★★★★★	☆☆☆☆☆	〇〇科	1年		返金

手続進捗状況：保存中、差戻、返金請求中、返金処理中、返金済

A [詳細な検索]リンク

詳細な検索

留学生氏名 留学生カナ

加入者ID 学籍番号

学部・学科 国籍

補償期間 手続進捗状況

手続進捗状況：保存中、差戻、返金請求中、返金処理中、返金済

手続進捗状況は、それぞれ以下の状態を意味します。

保存中	返金申請情報の入力を保存している状態です。提出は行われていません。
差戻	提出した返金申請に不備があり、本協会から差戻された状態です。 内容を訂正後、再度申請を提出してください。
返金請求中	返金申請を本協会に提出した状態です。
返金処理中	本協会が返金処理を行なっている状態です。
返金済	本協会が加入者に返金を行った状態です。

B [返金]ボタン

入金があり、返金可能な加入希望者に対して[返金]ボタンが表示されます。

●「返金申請入力」画面

The screenshot shows the 'Refund Application Input' screen. On the left is a sidebar menu with options like 'ホーム', '加入申請', '加入希望者検索', etc. The main area contains a form with the following sections:

- Header:** Includes '加入者ID' (R0000000000), '学部・学科' (○◎科), '学籍番号' (XXXXXXXX), '氏名' (★★★★★), and 'カナ' (☆☆☆☆☆).
- Processing Selection:** A section with '処理選択' (Processing Selection) where '期間短縮' (Period Shortening) is selected. A note states: '※必須項目は赤で表示されています。期間短縮する場合は加入者控発行・契約開始日より画面で契約の補償期間を変更する必要があります。' (Required items are shown in red. When shortening the period, you must change the compensation period in the screen from the date of contract issuance/start).
- Amount:** '返金金額' (Refund Amount) is set to '4000円'.
- Payment Method:** '金融機関' (Financial Institution) is selected.
- Bank Details:** Fields for '支店' (Branch), '口座番号' (Account Number), and '名義カナ' (Name in Kana).
- Reason:** A dropdown for '返金理由' (Reason for Refund).
- Buttons:** At the bottom, there are buttons for '保存' (Save), '削除' (Delete), and '提出' (Submit).

Callouts A-E point to specific elements:

- A** [処理選択]ボタン (Processing Selection Button)
- B** 返金金額 (Refund Amount)
- C** [保存]ボタン (Save Button)
- D** [削除]ボタン (Delete Button)
- E** [提出]ボタン (Submit Button)

A [処理選択]ボタン

申込取消または期間短縮を選択します。
補償期間を変更した場合には、「期間短縮」を選んでください。

B 返金金額

返金金額を自動計算して表示します。

C [保存]ボタン

入力した情報を保存すると、申請の手続進捗状況が「保存中」になります。

D [削除]ボタン

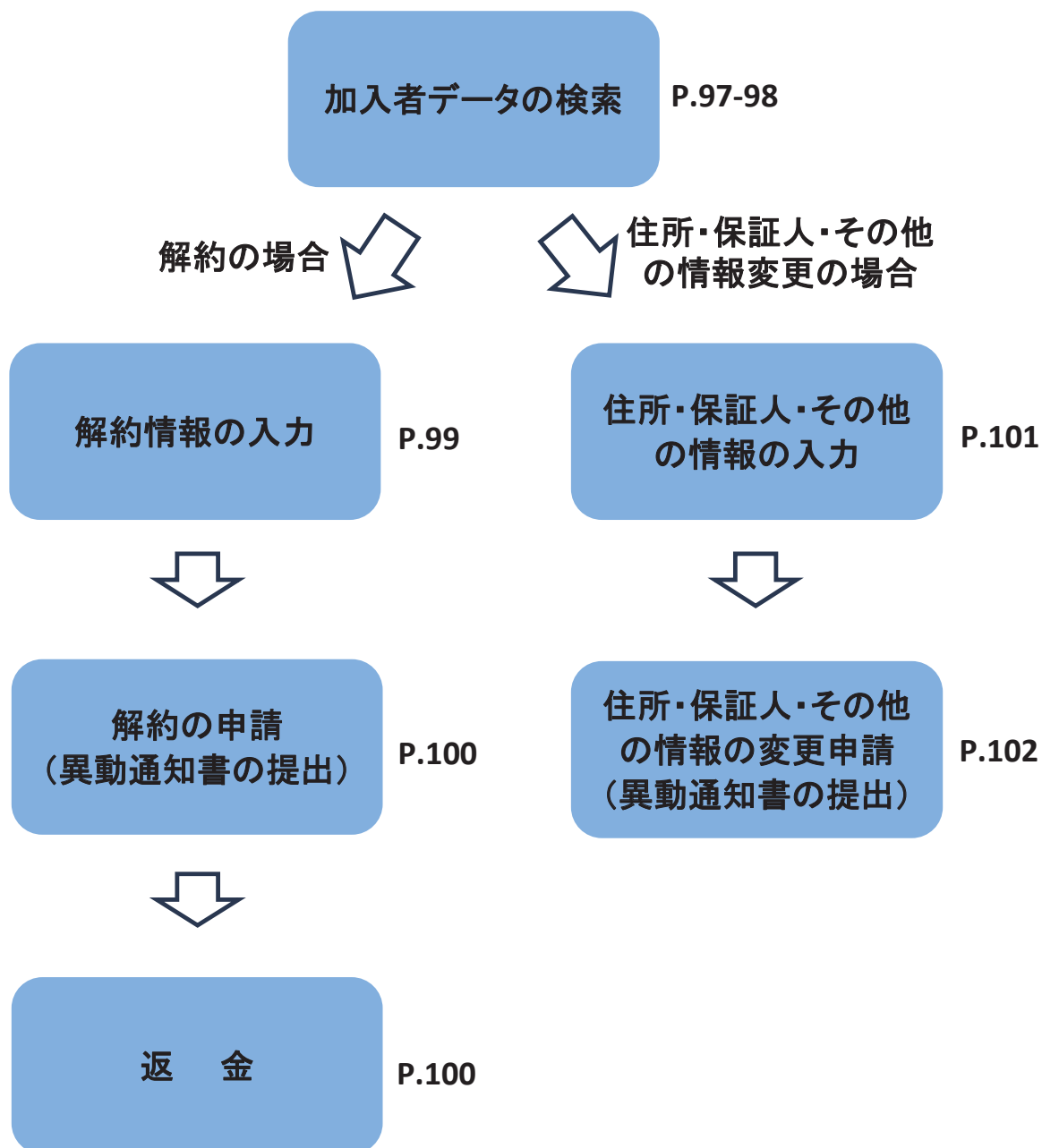
入力した情報を削除します。申請の手続進捗状況が「保存中」の場合のみ使用できます。

E [提出]ボタン

入力確認画面に進み、「送信」ボタンをクリックして返金申請を提出します。

3 異動解約申請

異動解約申請の流れ



(1) 加入者データの検索

- 補償期間内においてのみ、解約や住所などの情報の変更ができます。

画面：メニューの「異動解約申請」>「異動情報入力」>「異動情報入力」画面

操作：各検索条件は、部分一致で検索ができますので、まずは少ない条件で検索します。

例) 既加入者「王 雪舟」さんを検索する場合、留学生氏名に「王」「雪」「舟」のいずれか一文字を入力することで検索が可能です。

スペースも一文字として認識しますので、登録した姓名の間などにスペースの入力がないか、確認してください。

例) 既加入者「王 雪舟」さんを検索する場合、留学生氏名に「王雪舟」と入力しても対象データとして認識されませんのでご注意ください。

A [詳細な検索]リンク

B [加入者ID]リンク

C [加入者控出力]ボタン

加入者ID	学籍番号	氏名	カナ	学部・学科	補償期間	補償開始日	変更理由	半額減額決定	加入者控出力
RXXXXXXX	XXXXXX	★★★★★	☆☆☆☆☆	〇〇科	1年	2000/00/00			加入者控出力
RXXXXXXX	XXXXXX	★★★★★	☆☆☆☆☆	〇〇科	2年	2000/00/00			加入者控出力
RXXXXXXX	XXXXXX	★★★★★	☆☆☆☆☆	〇〇科	1年	2000/00/00			加入者控出力
RXXXXXXX	XXXXXX	★★★★★	☆☆☆☆☆	〇〇科	2年	2000/00/00			加入者控出力
RXXXXXXX	XXXXXX	★★★★★	☆☆☆☆☆	〇〇科	1年	2000/00/00			加入者控出力
RXXXXXXX	XXXXXX	★★★★★	☆☆☆☆☆	〇〇科	2年	2000/00/00			加入者控出力
RXXXXXXX	XXXXXX	★★★★★	☆☆☆☆☆	〇〇科	1年	2000/00/00			加入者控出力
RXXXXXXX	XXXXXX	★★★★★	☆☆☆☆☆	〇〇科	2年	2000/00/00			加入者控出力
RXXXXXXX	XXXXXX	★★★★★	☆☆☆☆☆	〇〇科	1年	2000/00/00			加入者控出力
RXXXXXXX	XXXXXX	★★★★★	☆☆☆☆☆	〇〇科	2年	2000/00/00			加入者控出力
RXXXXXXX	XXXXXX	★★★★★	☆☆☆☆☆	〇〇科	2年	2000/00/00			加入者控出力
RXXXXXXX	XXXXXX	★★★★★	☆☆☆☆☆	〇〇科	2年	2000/00/00			加入者控出力
RXXXXXXX	XXXXXX	★★★★★	☆☆☆☆☆	〇〇科	1年	2000/00/00			加入者控出力
RXXXXXXX	XXXXXX	★★★★★	☆☆☆☆☆	〇〇科	1年	2000/00/00			加入者控出力
RXXXXXXX	XXXXXX	★★★★★	☆☆☆☆☆	〇〇科	1年	2000/00/00			加入者控出力
RXXXXXXX	XXXXXX	★★★★★	☆☆☆☆☆	〇〇科	1年	2000/00/00			加入者控出力
RXXXXXXX	XXXXXX	★★★★★	☆☆☆☆☆	〇〇科	1年	2000/00/00			加入者控出力
RXXXXXXX	XXXXXX	★★★★★	☆☆☆☆☆	〇〇科	1年	2000/00/00			加入者控出力
RXXXXXXX	XXXXXX	★★★★★	☆☆☆☆☆	〇〇科	1年	2000/00/00			加入者控出力
RXXXXXXX	XXXXXX	★★★★★	☆☆☆☆☆	〇〇科	1年	2000/00/00			加入者控出力
RXXXXXXX	XXXXXX	★★★★★	☆☆☆☆☆	〇〇科	1年	2000/00/00			加入者控出力

A [詳細な検索]リンク

氏名、カナ、その他検索条件を組み合わせることにより高度な絞り込みができます。

B [加入者ID]リンク

「異動情報入力」画面に移動します。

C [加入者控出力]ボタン

加入者控を出力するためのボタンです。

加入者控はExcel形式で出力されますので、ダウンロードした後、印刷してください。

※ 住所・保証人・その他の情報の変更については、異動通知書を本協会承認した後、加入者控にその内容が反映されます。

●「手続進捗状況」確認ボックスについて

詳細検索

留学生氏名		留学生カナ	
加入者ID		学籍番号	
学部・学科		国籍	---
変更事由	---	手続進捗状況	---
解約日・変更日	年 月 日 ~ 年 月 日		
補償開始日	年 月 日 ~ 年 月 日		
提出日	年 月 日 ~ 年 月 日		

加入中
 保存中
 提出待ち
 差戻
 協会提出済
 承認済
 保険会社提出済

手続進捗状況は、それぞれ以下の状態を意味します。

加入中	初期状態です。
保存中	異動情報を保存している状態です。 提出は行われていません。
提出待ち	対象者が異動通知書に追加され、異動申請ができる状態です。
差戻	申請内容に不備があったため本協会から差戻された状態です。 内容を訂正後、速やかに再申請をしてください。
協会提出済	本協会に異動通知書を提出した状態です。
承認済	異動(解約)申請が本協会に承認され、情報が反映された状態です。 承認済となると申請内容の変更や取り消しはできません。 ※住所・保証人・その他変更の申請は、「承認済」が最終進捗状況です。 「保険会社提出済」にはなりません。
保険会社提出済	解約申請が保険会社へ送付された状態です。

(2) 解約(加入者名簿提出後のキャンセル)

① 解約情報の入力

- 留学生が退去時の清算を完了しているかなどを必ず確認してから解約をしてください。

画面: メニューの「異動解約申請」>「異動情報入力」>「異動情報入力」画面
>[加入者ID]リンクをクリック>「異動情報入力」画面

操作:

- (1) 「異動情報入力」画面にて必須項目を入力し、[保存]ボタンをクリックします。
- (2) [入力内容確認]ボタンをクリックし、確認画面で登録を行うと、異動情報が異動通知書に追加されます。

※ 異動通知書として提出をしなければ解約申請の手続は完了しません。
提出の手続については、次ページ「解約の申請」をご参照ください。

A [申請選択]ボタン

初期状態では「解約」が選択されています。

B 解約日

解約日を入力します。解約日は現在の契約の補償期間内である必要があります。また、翌月以降の日付を入力することはできません。解約月になってから入力してください。

解約日の午後12時まで補償されますので、解約日当日は補償期間内です。

※ 補償期間の終了後、遡って解約することはできませんのでご注意ください。

C 返金希望チェックボックス

返金先口座が解約済みなどにより返金が必要な場合は、チェックを外してください。

D 金額

解約日から返金額が自動計算され、表示されます。

E [保存]ボタン

入力した情報を保存すると、申請の手続進捗状況が「保存中」になります。

F [削除]ボタン

入力した情報を削除します。申請の手続進捗状況が「保存中」の場合のみ使用できます。

G [入力内容確認]ボタン

確認画面で登録を行うと、手続進捗状況が「提出待ち」になります。

② 解約の申請(異動通知書の提出)

画面：メニューの「異動解約申請」>「解約申請」>「異動通知書(解約)提出」画面

操作：該当の加入者にチェックを入れ、[提出]ボタンをクリックして異動通知書を提出します。
なお、本協会からの振込は毎月27日ごろの予定です。

※ 解約日の月ごとにまとめてご提出ください。

※ 解約日の翌月10日までにご提出ください。

ただし、解約日の翌月10日までに補償期間が終了する場合は、補償期間終了日までにご提出ください。

異動通知書(解約)提出

学校名 ○○大学

担当者氏名 協会 花子

担当者氏名 キョウカイ ハナコ

担当者氏名 係長

担当者氏名 協会 太郎

電話番号 XX - XXXX - XXXX (内線:)

FAX XX - XXXX - XXXX (内線:)

異動通知書(解約)は解約日の月ごとに提出してください。
8月3月に解約する学生と4月に解約する学生は分けてください。

1件	入居申込番号	入居申込日	学歴番号	氏名	カネ	学部・学科	保証人	保証人カネ	満期開始日	満期終了日
☐	解約	R00000000000000000000	XXXXXX	☆☆☆	☆☆☆	○○科	XXXXX	XXXXXXXX	2000/00/00	2000/00/00

一覧から削除 提出

A 異動通知書提出名義

あらかじめ登録されている担当者情報が表示されます。

担当者情報の登録・変更については、P.116「ユーザー情報の登録・修正」をご参照ください。

B 通知書記載対象チェックボックス

チェックを入れた加入者が解約申請対象となり、異動通知書に追加されます。

C [一覧から削除]ボタン

通知書記載対象チェックボックスにチェックを入れた加入者を一覧から削除します。

一覧から削除された加入者の異動申請の手続進捗状況は空欄になりますが、異動情報は保存されたままになります。

D [提出]ボタン

本協会に異動通知書(解約)を提出します。

(3) 住所・保証人・その他の情報の変更

① 住所・保証人・その他の情報の入力

- 学籍番号や住所に変更があった際は、こちらから申請をします。

画面：メニューの「異動解約申請」>「異動情報入力」>「異動情報入力」画面
>[加入者ID]リンクをクリック>「異動情報入力」画面

操作：

- (1) [申請選択]ボタンで「住所・保証人・その他変更」を選択し、変更情報を入力して[保存]ボタンをクリックします。

- (2) [入力内容確認]ボタンをクリックし、確認画面で登録を行うと、異動情報が異動通知書に追加されます。

※ 次ページを参照し、必ず異動通知書の提出をしてください。

※ 異動情報は、本協会での承認後、ご指定の変更日当日に反映されます。

A [申請選択]ボタン
「住所・保証人・その他変更」を選んでください。

B 変更日

C 新情報
変更を加えた項目は背景がピンクになります。

D [保存]ボタン

E [削除]ボタン

F [入力内容確認]ボタン

B 変更日

変更日は現在の契約の補償期間内である必要があります。

D [保存]ボタン

入力した情報を保存すると、申請の手続進捗状況が「保存中」になります。

E [削除]ボタン

入力した情報を削除します。申請の手続進捗状況が「保存中」の場合のみ使用できます。

F [入力内容確認]ボタン

確認画面で登録を行うと、手続進捗状況が「提出待ち」になります。

A 異動通知書提出名義

あらかじめ登録されている担当者情報が表示されます。
担当者情報の登録・変更については、P.116「ユーザー情報の登録・修正」をご参照ください。

【通知書記載対象チェックボックス】
チェックを入れた加入者が異動申請対象となり、異動通知書に追加されます。

【一覧から削除】ボタン
通知書記載対象チェックボックスにチェックを入れた対象者を一覧から削除します。
一覧から削除された加入者の異動申請の手続進捗状況は空欄になりますが、
異動情報は保存されたままになります。

本協会に異動通知書(住所・保証人変更)を提出します。

A **異動通知書提出名義**
あらかじめ登録されている担当者情報が表示されます。
担当者情報の登録・変更については、P.116「ユーザー情報の登録・修正」をご参照ください。

B **通知書記載対象チェックボックス**
チェックを入れた加入者が異動申請対象となり、異動通知書に追加されます。

C **[一覧から削除]ボタン**
通知書記載対象チェックボックスにチェックを入れた対象者を一覧から削除します。
一覧から削除された加入者の異動申請の手続進捗状況は空欄になりますが、異動情報は保存されたままになります。

D **[提出]ボタン**
本協会に異動通知書(住所・保証人変更)を提出します。

4 事故申請

(1) 保険事故

① 加入者データの検索

画面：メニューの「事故申請」>「事故申請(保険)」>「事故申請(保険)」画面

操作：該当の加入者を検索し、[加入者ID]リンクから事故申請画面へ移動します(次ページ参照)。
※ 検索方法は加入申請(P.81)と同様です。

画面：事故申請(保険)

検索条件：加入者氏名、加入者ID、留学生氏名、学籍番号

検索ボタン

クリア

承認後の申請書は、各種照会の 事故申請書一覧 でご確認ください。

加入者ID	学籍番号	氏名	カナ	学部・学科	編入期間	編入開始日	手続進捗状況
RXXXXXXXXX	XXXXXXXX	★★★★★	☆☆☆☆☆	○○科	1年	20XX/XX/XX	
RXXXXXXXXX	XXXXXXXX	★★★★★	☆☆☆☆☆	○○科	2年	20XX/XX/XX	
RXXXXXXXXX	XXXXXXXX	★★★★★	☆☆☆☆☆	○○科	1年	20XX/XX/XX	
RXXXXXXXXX	XXXXXXXX	★★★★★	☆☆☆☆☆	○○科	2年	20XX/XX/XX	
RXXXXXXXXX	XXXXXXXX	★★★★★	☆☆☆☆☆	○○科	1年	20XX/XX/XX	
RXXXXXXXXX	XXXXXXXX	★★★★★	☆☆☆☆☆	○○科	2年	20XX/XX/XX	
RXXXXXXXXX	XXXXXXXX	★★★★★	☆☆☆☆☆	○○科	1年	20XX/XX/XX	
RXXXXXXXXX	XXXXXXXX	★★★★★	☆☆☆☆☆	○○科	2年	20XX/XX/XX	

A [詳細な検索]リンク

氏名、カナ、その他検索条件を組み合わせることにより高度な絞り込みができます。

●「手続進捗状況」確認ボックスについて

手続進捗状況

提出日

報告書保存中
差戻
申請書提出済
申請書受付
不受理

手続進捗状況は、それぞれ以下の状態を意味します。

報告書保存中	事故報告書(申請書)を保存している状態です。提出は行われていません。
差戻	申請内容に不備があったため本協会から差戻された状態です。内容を訂正後、再度申請してください。差戻はメールで通知されます。
申請書提出済	保険の事故申請を本協会に提出した状態です。
申請書受付	保険の事故申請が本協会に受付され、処理されている状態です。
不受理	保険の事故申請が本協会に不受理処理された状態です。この状態で一覧の[加入者ID]リンクをクリックすると新しい申請書が作成されます。

② 保険事故の申請

操作:

- (1) 「事故申請(保険)入力」画面で必須項目を入力し、申請内容を保存します。
- (2) [入力内容確認]ボタンをクリックし、確認画面から事故申請書を提出します。
 ※ 手続進捗状況が「報告書保存中」のままだと事故申請の手続は完了していません。
 必ず提出処理まで行ってください。
 ※ 事故発生状況は、できるだけ詳細に入力してください。(200文字以内)
 水漏れ事故の場合、以下の3点をお知らせください。
 ①水漏れの原因、②どこから発生したか、③損害の程度
 ※ 損害状況見込金額は未入力でも構いません。
 ※ 保険事故の申請をすると、保険金が支払済みとなるまで加入申請(契約継続)ができません。加入申請が必要な場合は、本協会にお問い合わせください。

A 事故申請書提出名義

B [保存]ボタン

C [削除]ボタン

D [入力内容確認]ボタン

A 事故申請書提出名義

あらかじめ登録されている担当者情報が表示されます。
 担当者情報の登録・変更については、P.116「ユーザー情報の登録・修正」をご参照ください。

B [保存]ボタン

入力した情報を保存すると、申請の手続進捗状況が「報告書保存中」になります。
 手続進捗状況が「申請書提出済」の場合、このボタンは使用できません。
 ※ 保存時に「事故発生日時」「事故発生場所」「事故発生状況」は必須入力項目です。

C [削除]ボタン

入力した情報を削除します。
 手続進捗状況が「申請書提出済」の場合、このボタンは使用できません。

D [入力内容確認]ボタン

確認画面で提出を行うと、事故申請書が本協会に提出されます。
 提出後は申請の手続進捗状況が「申請書提出済」になります。
 手続進捗状況が「申請書提出済」の場合、このボタンは使用できません。

(2) 基金事故

① 加入者データの検索

画面：メニューの「事故申請」>「事故申請(基金)」>「事故申請(基金)」画面

操作：該当の加入者を検索し、[加入者ID]リンクから事故申請画面へ移動します(次ページ参照)。
※ 検索方法は加入申請(P.81)と同様です。

画面：メニューの「事故申請」>「事故申請(基金)」>「事故申請(基金)」画面

操作：該当の加入者を検索し、[加入者ID]リンクから事故申請画面へ移動します(次ページ参照)。
※ 検索方法は加入申請(P.81)と同様です。

A [詳細な検索]リンク

氏名、カナ、その他検索条件を組み合わせることでより高度な絞り込みができます。

●「手続進捗状況」確認ボックスについて

手続進捗状況は、それぞれ以下の状態を意味します。

報告書保存中	事故報告書(申請書)を保存している状態です。提出は行われていません。
差戻	申請内容に不備があったため本協会から差戻された状態です。内容を訂正後、再度申請してください。差戻はメールで通知されます。
申請書提出済	基金の事故申請を本協会に提出した状態です。
申請書受付	基金の事故申請が本協会に受付された状態です。
不受理	基金の事故申請が本協会に不受理処理された状態です。この状態で一覧の[加入者ID]リンクをクリックすると新しい申請書が作成されます。

② 基金事故の申請

操作:

- (1) 「事故申請(基金)入力」画面で必須項目を入力します。
 ※ 「貸貸人」欄に加入者(賃借人)の名前を入力しないでください。
 ※ 事故発生状況は、できるだけ詳細に入力してください。(200文字以内)
 ・留学生の所在及び在籍状況(卒業、退学、除籍、除籍予定等)の確認
 ・留学生の母国の連絡先への連絡結果など
 ※ 振込先は貸主の口座ではなく、連帯保証人である学校等の口座を入力してください。
- (2) [提出]ボタンをクリックし、確認画面から事故申請書と証拠書類を本協会に提出します。
- (3) 提出をせずに申請内容を保存しておく場合は、[提出せずに書類以外を保存]ボタンをクリックします。
 ※ 証拠書類は保存されません。
 ※ 申請内容を保存しただけでは事故申請の手続は完了していません。必ず上記(2)の提出処理を行ってください。

The screenshot shows the '事故申請(基金)入力' (Accident Application (Fund) Input) form. The form is divided into several sections with red boxes highlighting specific areas:

- Red Box A:** The top section containing the '学校名' (School Name), '担当名称' (Responsible Name), '担当氏名' (Responsible Person's Name), '電話番号' (Phone Number), and 'FAX番号' (FAX Number).
- Red Box B:** The '証拠書類添付' (Attach Evidence Documents) section, which includes fields for '画像' (Image) and '備考' (Remarks).
- Red Box C:** The bottom left section containing the '提出せずに書類以外を保存' (Save without documents) button.
- Red Box D:** The bottom center section containing the '削除' (Delete) button.
- Red Box E:** The bottom right section containing the '提出' (Submit) button.

The form also includes sections for '事故発生日時' (Date of Incident), '事故発生場所' (Location of Incident), '留学生' (Student) information, '保証人' (Guarantor) information, '事故発生状況' (Incident Details), and a table for '損害状況及び補償金申請額' (Damage Status and Compensation Request Amount).

A
事故申請書
提出名義

B
証拠書類添付

C
[提出せずに書類以外を保存]ボタン

D
[削除]ボタン

E
[提出]ボタン

A 事故申請書提出名義

あらかじめ登録されている担当者情報が表示されます。
担当者情報の登録・変更については、P.116「ユーザー情報の登録・修正」をご参照ください。

B 証拠書類添付

[参照]ボタンをクリックすると「ファイルの選択」ウィンドウが表示されますので、
添付する画像ファイルを選択します。
画像ファイルはjpg (jpeg)形式またはPDF形式で作成する必要があります。
必要に応じて[備考]テキストエリアにファイルの詳細を入力してください。

C [提出せずに書類以外を保存]ボタン

入力した情報を保存すると、申請の手続進捗状況が「報告書保存中」になります。
手続進捗状況が「申請書提出済」の場合、このボタンは使用できません。
※ 保存時に「事故発生日時」「事故発生場所」「事故発生状況」は必須入力項目です。
※ 証拠書類は保存されません。

D [削除]ボタン

入力した情報を削除します。
手続進捗状況が「申請書提出済」の場合、このボタンは使用できません。

E [提出]ボタン

証拠書類を添付して[提出]ボタンをクリックし、確認画面から事故申請を提出します。
提出されると申請の手続進捗状況が「申請書提出済」になります。
手続進捗状況が「申請書提出済」の場合、このボタンは使用できません。

● 基金事故の申請に必要な証拠書類

以下の5点を添付してください。

※ 証拠書類は、[提出]ボタンを押した時のみ添付されます。提出後はシステムでの書類の
閲覧はできませんので、控えを必ずお手元に保管してください。

※ 添付ファイルの容量が大きく送信できない場合はエラーになります。
証拠書類は別途メール添付でも受け付けますので、rhosho@jees.or.jpまでお送りください。

※ 基金事故の申請時に提出できない証拠書類がある場合は、後日ご提出ください。

※ 各提出物の詳細は、P.16にてご確認ください。

- ① 賃貸借契約書の写し
- ② 請求書(内訳の記載があるもの)
- ③ 領収証(または振込通知)
- ④ 事故の経緯文書(書式自由)
- ⑤ 修繕箇所や残置物の写真(原状回復費の申請をされる場合のみ)

5 各種照会

(1) 過去の申請書の確認

① 加入者名簿一覧

- これまでに作成した、加入者名簿の一覧をダウンロードすることができます。

画面：メニューの「各種照会」>「加入者名簿一覧」>「加入者名簿一覧」画面

操作：各種条件を指定して検索し、[加入者名簿]ボタンからダウンロードします。

加入者名簿一覧

通知書No. 検索 クリア

6件

加入者名	通知書No.	提出日	担当学生	担当教員	加入者人数	手続進捗状況
加入者名簿	XXXXXXXXXX	20XX/XX/XX	富士 花子	富士 太郎	1人	保険会社提出済
加入者名簿	XXXXXXXXXX	20XX/XX/XX	富士 花子	富士 太郎	3人	保険会社提出済
加入者名簿	XXXXXXXXXX	20XX/XX/XX	富士 花子	富士 太郎	1人	協会提出済
加入者名簿	XXXXXXXXXX	20XX/XX/XX	富士 花子	富士 太郎	3人	保険会社提出済
加入者名簿	XXXXXXXXXX	20XX/XX/XX	富士 花子	富士 太郎	18人	保険会社提出済
加入者名簿	XXXXXXXXXX	20XX/XX/XX	富士 花子	富士 太郎	1人	保険会社提出済

詳細な検索
リンク

[加入者名簿]
ボタン

A [詳細な検索]リンク

氏名、カナ、その他検索条件を組み合わせることでより高度な絞り込みができます。
加入者名簿の手続進捗状況についてはP.81をご参照ください。

詳細な検索

通知書No.	
加入者ID	
学籍番号	
留学生氏名	
留学生カナ	
手続進捗状況	---
提出日	年 月 日 ~ 年 月 日

各検索条件は、部分一致で検索ができますので、まずは少ない条件で検索します。
スペースも一文字として認識しますので、登録した姓名の間などにスペースの入力がないか、確認してください。

B [加入者名簿]ボタン

加入者名簿を出力するためのボタンです。
加入者名簿はExcel形式で出力されますので、ダウンロードした後、印刷してください。

② 異動通知書一覧

- これまでに作成した、異動通知書の一覧をダウンロードすることができます。

画面：メニューの「各種照会」>「異動通知書一覧」>「異動通知書一覧」画面

操作：各種条件を指定して検索し、[異動通知書]ボタンからダウンロードします。

留学生住宅システム 〇〇大学 留学生センター ログアウト

協会 太郎様

異動通知書一覧

通知書No. 検索 クリア

3件

通知書No.	提出日	変更事由	担当責任者	担当者	加入者人数	手続進捗状況
異動通知書 CXXXXXXXXX	2XXX/XX/XX	解約	協会 花子	協会 太郎	1人	承認済
異動通知書 GXXXXXXXXX	2XXX/XX/XX	解約	協会 花子	協会 太郎	2人	協会提出済
異動通知書 CXXXXXXXXX	2XXX/XX/XX	解約	協会 花子	協会 太郎	2人	保険会社提出済

組織概要 | 個人情報の取扱いについて | 個人情報保護方針 | 特定取扱いに基いた表示 Copyright © 2011 Japan Educational Exchange and Services All Rights Reserved.

A [詳細な検索]リンク

氏名、カナ、その他検索条件を組み合わせることでより高度な絞り込みができます。異動通知書の手続進捗状況についてはP.98をご参照ください。

詳細な検索

通知書No.

加入者ID 学籍番号

留学生氏名 留学生カナ

変更事由 手続進捗状況

提出日 年 月 日 ~ 年 月 日

各検索条件は、部分一致で検索ができますので、まずは少ない条件で検索します。
スペースも一文字として認識しますので、登録した姓名の間などにスペースの入力がないか、確認してください。

B [異動通知書]ボタン

異動通知書を出すためのボタンです。
異動通知書はExcel形式で出力されますので、ダウンロードした後、印刷してください。

③ 事故申請書一覧

- これまでに作成した、事故申請書の一覧をダウンロードすることができます。

画面：メニューの「各種照会」>「事故申請書一覧」>「事故申請書一覧」画面

操作：各種条件を指定して検索し、[事故申請書]ボタンからダウンロードします。

留学生住宅総合補償
加入者受付・管理サイト

〇〇大学 留学生センター

ログアウト

留学生住宅システム

協会 太郎様

日本国際教育支援協会HPへ

ホーム

加入申請

異動・退会申請

事故申請

各種照会

加入者名簿一覧

異動通知書一覧

事故申請書一覧

統計データ出力

加入者検索

FAQ

問い合わせ

ユーザー情報

事故申請書一覧

申請No. 検索

クリア

条件

	申請No.	提出日	適用制度	加入者ID	学籍番号	氏名	カナ	手続進捗状況
事故申請書	R00000000000000000000	2000/00/00	保険	R00000000000000000000	X00000000000000000000	★★★★★	☆☆☆☆☆	申請書提出済
事故申請書	R00000000000000000000	2000/00/00	基金	R00000000000000000000	X00000000000000000000	★★★★★	☆☆☆☆☆	支払処理中(承認済)
事故申請書	R00000000000000000000	2000/00/00	基金	R00000000000000000000	X00000000000000000000	★★★★★	☆☆☆☆☆	申請書提出済
事故申請書	R00000000000000000000	2000/00/00	基金	R00000000000000000000	X00000000000000000000	★★★★★	☆☆☆☆☆	申請書提出済
事故申請書	R00000000000000000000	2000/00/00	保険	R00000000000000000000	X00000000000000000000	★★★★★	☆☆☆☆☆	申請書提出済

組織概要 | 個人情報の取扱いについて | 個人情報保護方針 | 特定個人情報表示

Copyright © 2011 Japan Educational Exchange and Services All Rights Reserved.

A [詳細な検索]リンク

氏名、カナ、その他検索条件を組み合わせることでより高度な絞り込みができます。
事故申請書の手続進捗状況については、P.103またはP.105をご参照ください。

詳細な検索

申請No.

加入者ID 学籍番号

留学生氏名 留学生カナ

適用制度 手続進捗状況

提出日 年 月 日 ~ 年 月 日

各検索条件は、部分一致で検索ができますので、まずは少ない条件で検索します。
スペースも一文字として認識しますので、登録した姓名の間などにスペースの入力がないか、確認してください。

B [事故申請書]ボタン

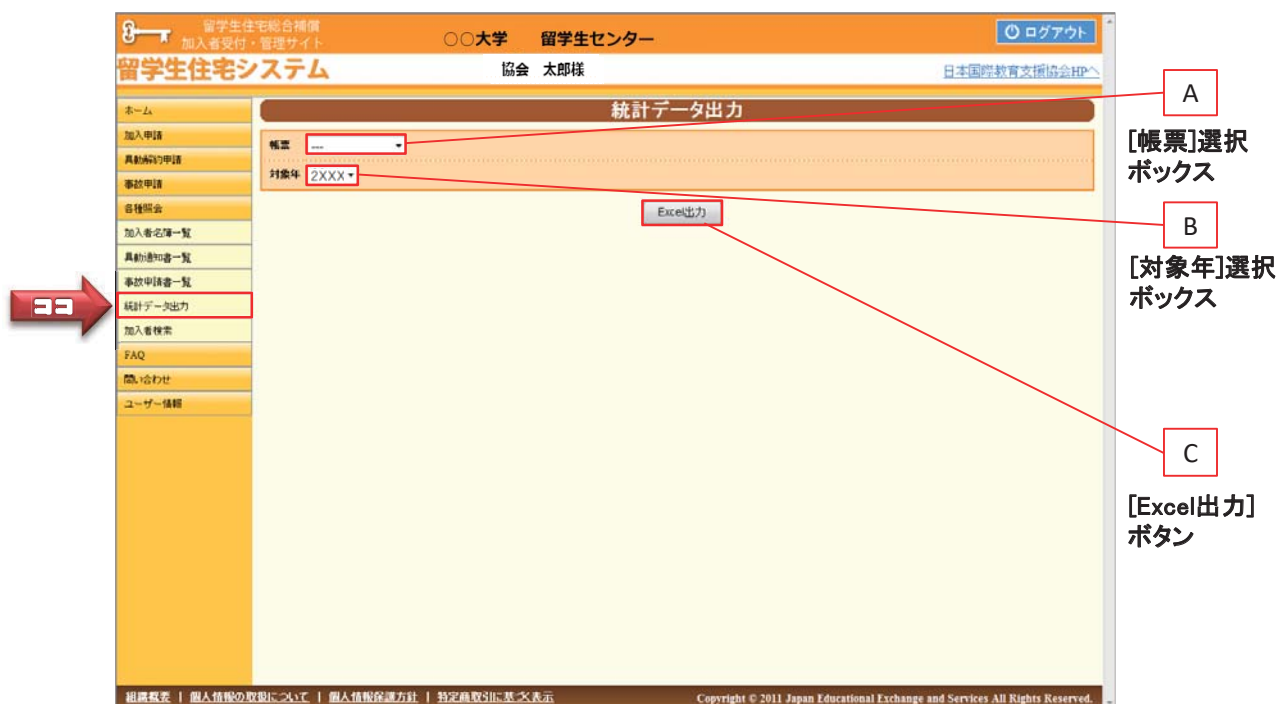
事故申請書を出力します。
事故申請書はExcel形式で出力されますので、ダウンロードした後、印刷してください。

(2) 統計データの出力

- 対象年度を基準とした月別の加入者数を出力します。

画面：メニューの「各種照会」>「統計データ出力」>「統計データ出力」画面

操作：出力する帳票を選択し、基準となる対象年度を指定して[Excel出力]をクリックします。



- A [帳票]選択ボックス**
出力する帳票を選択します。

月別加入状況	対象年度を基準とした月別の加入者数を出力します。
--------	--------------------------

- B [対象年]選択ボックス**
出力する帳票の基準となる年度を選択します。

- C [Excel出力]ボタン**
選択した帳票を出力します。
帳票はExcel形式で出力されますので、ダウンロードした後、印刷してください。

- 操作: 各種条件を指定して検索をします。必要に応じてCSVファイルをダウンロードしてください。

※ [CSV出力]ボタンをクリック後、「ファイルを開く」ではなく、「保存」をしてください。

●「加入者情報」画面

加入者情報

項目	内容
加入者ID	RXXXXXXX
学籍番号	XXXXXXXXXX
氏名	★★★★★
カナ	☆☆☆☆☆
性別	XX
生年月日	2XXX年XX月XX日
学校名	〇〇大学
学部・学科	〇〇科
事務担当部署名	留学生センター
国籍	〇〇〇〇
電話番号	XXX-XXXX-XXXX
信用戸室郵便番号	XXX-XXXX
信用戸室郵便県	XXX
信用戸室住所1	XXXXXXXX〇-〇-〇
信用戸室住所2	
保証人氏名	XXXXXXXXXX
保証人カナ	XXXXXXXXXX
保証人電話番号	XX-XXXX-XXXX
保証人性別	学校等・学校等の部署(機関保証)
保証人郵便番号	XXX-XXXX
保証人郵便県	XXX
保証人住所1	XXXXXXXX〇-〇-〇
保証人住所2	
配偶者氏名	XXXXX
配偶者カナ	XXXXX
補償期間	2年
補償開始日	2XXX/XX/XX
補償終了日	2XXX/XX/XX
支払合計金額	8000円

備考欄

異動履歴(予定含む)

異動理由区分	異動日
住所・保証人・その他変更	2XXX/XX/XX

事故履歴

事故発生日	適用区分	事故発生状況	支払金額
2XXX/XX/XX	保険	支払済	10000円

学部学科異動・編入履歴

編入日	学校名	学部・学科
2XXX/XX/XX	〇〇大学	〇〇科
2XXX/XX/XX	〇〇大学	〇〇科

[保存]ボタン

- A 加入者情報**
当該加入者IDでの最新の情報が表示されます(本システムでは、最新の契約の情報のみ保存されます)。
当該加入者IDでの加入履歴は「加入申請前処理」画面(P.81)で確認できます。
- B 備考欄**
加入者に関する備考を保存できます。
- C 異動履歴**
異動申請情報を表示します。一覧には現在保存中の異動情報も表示されます。
- D 事故履歴**
事故申請情報を表示します。一覧には過去の申請情報のみ表示されます。
- E 学部学科異動・編入履歴**
編入情報を表示します。
- F [保存]ボタン**
[備考]テキストエリアの内容を保存します。

6 FAQ

- 本制度についてから補償内容まで、よくあるご質問を掲載しています。こちらに記載のない項目についてのご質問は、P.115の「お問い合わせフォーム」をご利用ください。

画面：メニューの「FAQ」>「FAQ一覧」画面

操作：質問の分類を選択し、質問をクリックすると回答が表示されます。

The screenshot shows the 'FAQ一覧' (FAQ List) page. The sidebar menu on the left has 'FAQ' highlighted. The main content area displays a list of 15 questions (Q1-Q15) under the heading '1. 本制度の利用について'. A red box labeled 'A' points to the dropdown menu at the top of the question list, and another red box labeled 'B' points to one of the questions in the list.

A 質問分類選択ボックス

選択した分類の質問が、選択ボックスの下に表示されます。
分類の種類は、年度や時期によって増減する場合があります。

B 質問

質問をクリックすると、その質問に対する回答が表示されます。

Q5. 4月に入学予定の留学生が、この制度を入学前の3月から利用することを希望している。3月から補償が開始されるよう加入手続を行うことはできるのか。

A. 留学生住宅総合補償実施要項第2条において、本制度の補償対象となる留学生の範囲に、日本の学校等に「入学確実な者」も含めています。この「入学確実な者」とは、入学手続がすでに完了しており、留学ビザを取得しているか変更手続を行っていることが確認できる方とします。これらの条件を確認の上、学校として連帯保証人を引き受けるのであれば、入学前の方についても加入を受け付けます。

7 お問い合わせ

- こちらから本制度についてのお問い合わせができます。
ご回答にお時間をいただくこともありますので、ご了承ください。

画面：メニューの「問い合わせ」>「お問い合わせフォーム」画面

操作：件名、お問い合わせ内容を入力し、送信をします。

※ お問い合わせの差出人は、「ユーザー情報」(P.116)で登録した事務担当者となります。
登録した事務担当者と異なる方が問い合わせされる際は、本文に**氏名・連絡先**を記入してください。

A お問い合わせ内容
お問い合わせ内容を入力します。

B [入力内容確認]ボタン
入力に誤りがない場合、入力内容確認画面に移動します。
確認画面で送信を行うと、お問い合わせ内容が本協会に送信されます。

8 ユーザー情報

(1) ユーザー情報の登録・修正

- 保証人情報や各申請書の提出名義を登録でき、各申請時に入力の手間が省けます。

画面：メニューの「ユーザー情報」>「申請内容修正」>「申請内容修正」画面

操作：各情報を登録・修正し、[登録]ボタンをクリックして登録します。

※ メールアドレスは各種通知・連絡に使用しますので、必ず登録してください。

登録内容 (A)

項目	登録内容	修正内容
学校名	〇〇大学	〇〇大学
学(校)長名	富士 一郎	協会 一郎
学校種別	大学	大学
在籍留学生数	240人	240人
郵便番号	XXX-XXXX	XXX-XXXX (住所表示)
都道府県	XXX	XXX
住所1	XXXXXXXX-〇-〇-〇	XXXXXXXX-〇-〇-〇
住所2		
事務担当部署名	留学生センター	留学生センター
事務担当者役職	係長	係長
事務担当者氏名	富士 太郎	協会 太郎
事務担当者カナ	フジ タロウ	キョウカイ タロウ
登録料振込予定日	20XX年XX月XX日	20XX年XX月XX日
電話番号	XX-XXXX-XXXX (内線:)	XX-XXXX-XXXX (内線:)
FAX番号	(内線:)	(内線:)
メールアドレス	XXXXXXXX	XXXXXXXX
ログインID	XXXXXXXX	XXXXXXXX

保証人情報 (C)

項目	登録内容	修正内容
保証人氏名	富士 一郎	協会 花子
保証人カナ	フジ イチロウ	キョウカイ ハナコ
保証人電話番号	XX-XXXX-XXXX (内線:)	XX-XXXX-XXXX (内線:)
保証人種別	学校等・学校等の部署(機関保証)	学校等・学校等の部署(機関保証)
保証人郵便番号	XXX-XXXX	XXX-XXXX (住所表示)
保証人都道府県	XXX	XXX
保証人住所1	XXXXXXXX-〇-〇-〇	XXXXXXXX-〇-〇-〇
保証人住所2		

申請書提出名義 (D)

項目	登録内容	修正内容
担当者職名	富士 一郎	協会 花子
担当者氏名	フジ イチロウ	キョウカイ ハナコ
担当者職名	係長	係長
担当者氏名	富士 太郎	協会 太郎
担当者電話番号	XX-XXXX-XXXX (内線:)	XX-XXXX-XXXX (内線:)
担当者FAX番号	XX-XXXX-XXXX (内線:)	XX-XXXX-XXXX (内線:)

要登録 (登録ボタン)

A 登録内容

現在登録されている協力校申請内容を表示します。

B 修正内容

協力校加入申請時等に登録した情報を変更します。

C 保証人情報

加入希望者登録時に初期表示する保証人情報を登録します。

D 申請書提出名義

各種申請書提出時に初期表示する担当者情報を登録します。

● 保証人種別の具体例

- ① 学校等・学校等の部署（機関保証）
協力校や部署（課長名や部長名でも可）などの機関や法人格のない学内任意団体（留学生後援会など）
- ② 地域国際交流協会
都道府県や市町村の国際交流協会
- ③ 留学生支援組織（大学コンソーシアム等）
大学コンソーシアムなど学外の留学生支援組織
- ④ 学校等関係者（教職員）
学校等の職員や指導教員など。
※ 国際センター長や留学生課長が機関として保証する場合は、上記の①「学校等・学校等の部署（機関保証）」に該当します。

(2) パスワードの変更

- システムのログインパスワードを随時変更することができます。

画面：メニューの「ユーザー情報」>「パスワード変更」>「パスワード変更」画面

操作：現在のパスワードと新しく登録するパスワードを入力し、[登録]ボタンをクリックします。

留学生住宅システム 加入者受付・管理サイト

〇〇大学 留学生センター

協会 太郎様

ログアウト

パスワード変更

※必須項目は赤で表記されています

パスワードは8文字以上16文字以下の半角英数字で入力してください。

現在パスワード

新パスワード

新パスワード(確認用)

登録

A

パスワードテキストボックス

B

[登録]ボタン

A パスワードテキストボックス

現在のパスワードと新しいパスワードを入力します。
パスワードは8文字以上16文字以下の半角英数字で入力してください。

B [登録]ボタン

入力内容を登録します。

(3) ID・パスワードを忘れた時

- ログインID・パスワードをお忘れの時は、システムにご登録のメールアドレスにIDと再発行したパスワードをお送りします。

画面：ログイン画面の[※ID、パスワードを忘れた方はこちら](#)＞「ID、パスワード再発行申請」画面

操作：ユーザー情報として登録しているメールアドレスを入力し、[メール送信]ボタンをクリックします。

※ メールアドレスを登録していないと再発行を行うことができません。
P.116「ユーザー情報の登録・修正」で必ずメールアドレスを登録してください。

A 再発行申請リンク

「ID、パスワード再発行申請」画面に移動します。

B メールアドレス入力ボックス

ユーザー情報として登録しているメールアドレスを入力してください。

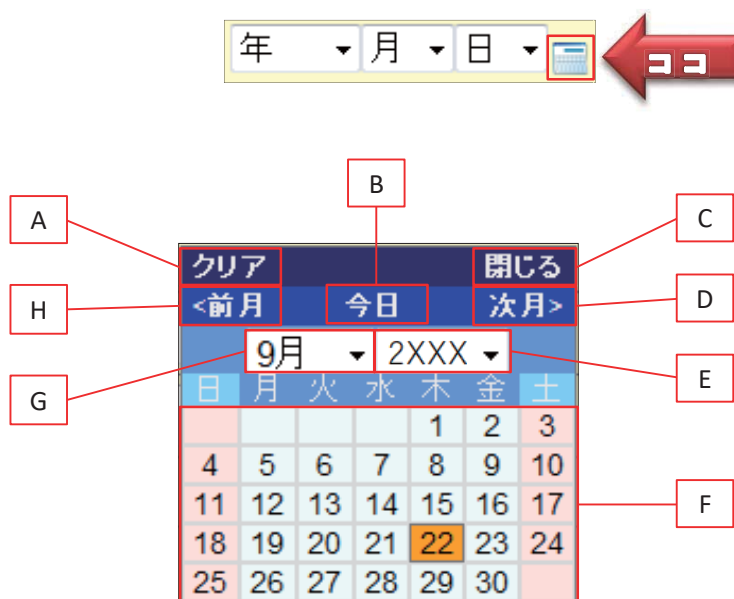
C [メール送信]ボタン

入力されたメールアドレス宛てにIDと再発行したパスワードを送信します。

9 付録(入力支援)

(1) カレンダー

ここでは、日付入力をカレンダーから入力することができる補助機能について説明します。
カレンダーは[年月日]入力ボックス横のカレンダーアイコンをクリックすると表示されます。



A クリア
入力された年月日をクリアします。

B 今日
現在日付を含む月を表示します。

C 閉じる
カレンダーを閉じます。

D 次月
次の月を表示します。

E 年リスト
選択した年を表示します。

F 日リスト
クリックした日付を入力します。

G 月リスト
選択した月を表示します。

H 前月
前の月を表示します。

(2) 住所表示

ここでは、郵便番号から住所を入力することができる補助機能について説明します。
郵便番号を入力し[住所表示]ボタンをクリックすると住所が自動で入力されます。

	-		住所表示
----------------------	---	----------------------	------

- a) 該当する住所が存在する場合
都道府県と住所が入力されます。

郵便番号	140 - 0002	住所表示
都道府県	東京都 ▼	
住所1	品川区東品川	

- b) 該当する住所が存在しない場合
ポップアップで「該当データが見つかりませんでした。」と表示されます。

警告	
	対象データが見つかりませんでした。
OK	

- c) 該当する住所が複数存在する場合
ポップアップで住所の一覧が表示されます。
該当する行をクリックすると、都道府県と住所が入力されます。

郵便番号	都道府県	市区町村	町域
4980000	愛知県	弥富市	
4980000	三重県	桑名郡木曽岬町	

CLOSE

(3) 金融機関選択

ここでは、金融機関コードを入力することができる補助機能について説明します。
「金融機関」テキストボックス横の[金融機関]ボタンをクリックするとポップアップで
「金融機関選択」画面が表示されます。

[A] 「金融機関コード」テキストボックス

金融機関コードを入力すると「金融機関名称」テキストボックスに金融機関名が表示されます。

[B] 「金融機関名称」テキストボックス

入力することはできません。

[C] 「支店コード」テキストボックス

支店コードを入力すると「支店名称」テキストボックスに支店名が表示されます。

[D] 「支店名称」テキストボックス

入力することはできません。

● 金融機関選択画面

金融機関コード	金融機関名称
0117	青森
0119	秋田
0129	足利
0172	阿波
0310	あおぞら信託
0398	あおぞら
0403	アメリカ
0542	愛知
1020	旭川信金
1031	網走信金

[A] 金融機関検索

名称または先頭文字で金融機関を検索します。
検索結果は一覧に表示されます。

[B] 金融機関

一覧にて選択した金融機関コードと金融機関名称を表示します。

[C] 金融機関一覧

検索条件に一致した金融機関の一覧を表示します。

[D] [設定]ボタン

一覧にて選択した金融機関コード、金融機関名称をそれぞれ「金融機関コード」テキストボックス、「金融機関名称」テキストボックスに設定し、支店選択画面に移動します。

● 支店選択画面

The screenshot shows a web interface for selecting a branch. At the top, there is a header '支店' (Branch) followed by a search bar containing '[107 油川]'. Below this is a large grid of buttons labeled with Japanese characters (わ, ら, や, ま, は, な, た, さ, か, あ, り, み, ひ, に, ち, し, き, い, る, ゆ, む, ふ, ぬ, つ, す, く, う, れ, め, へ, ね, て, せ, け, え, ろ, よ, も, ほ, の, と, そ, こ, お). To the right of the grid is a list of branches with their codes and names: 107 油川, 109 浅虫出張所, 111 青森市役所, 312 旭ヶ丘, and 507 鯉ヶ沢. At the bottom right is a button labeled '設定' (Settings). Callouts A, B, C, and D point to specific elements: A points to the character grid, B points to the search bar, C points to the branch list, and D points to the '設定' button.

A 支店検索

名称または先頭文字で支店を検索します。
検索結果は一覧に表示されます。

B 支店

一覧にて選択した支店コードと支店名称を表示します。

C 支店一覧

検索条件に一致した支店の一覧を表示します。

D [設定]ボタン

一覧にて選択した支店コード、支店名称をそれぞれ「支店コード」テキストボックス、「支店名称」テキストボックスに設定し、ポップアップを閉じます。

10 各種帳票

各種帳票の入手・出力方法は以下のとおりです。

* 留学生住宅システム <https://www.jees-rsys.jp/>

資料 番号	帳 票 名	入手・出力方法
協力校加入		
①	協力校加入申込書	留学生住宅システムでの新規登録 （協力校加入申請）による手続
②	協力校変更届	留学生住宅システムよりダウンロード
学生への告知・協力校利用		
—	留学生住宅総合補償の解説 ～学校事務担当者マニュアル～	留学生住宅システムに開設している帳 票申込サイトから請求
—	留学生等告知用パンフレット（日本語版）	
—	留学生等告知用パンフレット（英語版）	
—	留学生等告知用パンフレット（中国語版）	
—	留学生等告知用パンフレット（韓国語版）	
—	留学生等告知用パンフレット(ベトナム語版)	
—	告知ポスター	留学生住宅システムよりダウンロード
—	水漏れ・凍結事故注意喚起用チラシ(日・英・ 中・韓・ベトナム)	
加入・異動手続		
③	払込票	留学生住宅システムでの加入・異動申 請による手続
④	加入者控	
⑤	加入者名簿	
⑥	異動通知書	
事故発生時		
⑦	事故聴取書兼報告書（保険）	留学生住宅システムでの事故申請による 手続
⑧	事故聴取書兼報告書（基金）	
⑨	補償金申請書	
⑩	求償権譲渡承諾書	
⑪	賠償責任保険金請求書	保険会社からの送付
⑫	傷害保険金請求書	

① 協力校加入申込書

別紙様式 1

SAMPLE

年 月 日

公益財団法人 日本国際教育支援協会 理事長 殿

留学生住宅総合補償 協力校加入申込書

貴会の実施する留学生住宅総合補償について、協力校約款及び実施要項を承諾の上、協力校として加入を申し込みます。

記

学校名			
学（校）長名			
学校種別		在籍留学生数	名
登録料振込日 ※	年 月 日	※登録料振込日は、在籍留学生が 100 名を超える場合にのみご記入ください。	
学校所在地	〒		
事務担当部署名			
事務担当者氏名			
事務担当者氏名 カナ			
電話番号			
メールアドレス			

留学生住宅総合補償協力校約款

(平成24年1月4日制定)

(平成27年1月9日改正)

(令和7年1月16日改正)

(約款の適用)

- 第1条 本約款は、公益財団法人日本国際教育支援協会（以下「本協会」という。）が留学生住宅総合補償実施要項（平成24年1月4日制定。以下「実施要項」という。）に基づいて実施する留学生住宅総合補償（以下「留補償」という。）に協力校として加入する日本国内の大学、短期大学、高等専門学校、専修学校専門課程（専門学校）、法務省が告示をもって定める日本語教育機関又は認定日本語教育機関（以下「学校等」という。）の権利義務を規定する。
- 2 この約款に定めのない事項については、実施要項によるものとする。

(登録料の納入)

- 第2条 学校等は、協力校加入にあたり、登録料として、50,000円を本協会に納入するものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、協力校加入申請時に在籍する留学生が100名以下の学校等においては、当分の間、登録料の納入を免除するものとする。

(留学生の加入)

- 第3条 協力校は、在籍する又は入学確実な留学生のうち、賃貸借契約を結ぶ際に連帯保証人を必要とする者を留補償に加入させることができる。

(事務処理の負担)

- 第4条 協力校は、在籍する留学生へ留補償の周知・加入取りまとめ・異動・事故対応等の事務取扱を別に定めるマニュアルに従って行うものとする。

(事務の便宜供与)

- 第5条 本協会は、前条の実施に必要な事務システム及び帳票類等を、協力校に提供する。

(協会校資格の取消)

- 第6条 学校等は、以下の各号に該当する場合は協力校としての資格を喪失する。
- (1) 廃校等の時。
 - (2) 日本語教育機関において、実施要項第2条に定める日本語教育機関でなくなった時。
 - (3) その他本協会が、学校等及び在籍する留学生の行為が、留補償の運営に重大な支障をきたすと判断する時。
- 2 前項に該当する事由が生じ、学校等が協力校としての資格を喪失した場合、学校等は本協会に対して、理由の如何にかかわらず登録料の返還を請求できないものとする。
- 3 学校等は、第1項第1号及び第2号に該当する事由が生じた場合、速やかに本協会にその旨を伝えるものとする。

付則

この約款は、平成27年1月9日から施行する。

付則

この約款は、令和7年1月16日から施行する。

注：

- 1 本状の送付先は以下のとおりです。

〒 153-8503

目黒区駒場 4-5-29

公益財団法人 日本国際教育支援協会

学生支援部 学生保険課

TEL: 03-5454-5275

- 2 登録料の振込先は下記をご覧ください。

●登録料の振込先銀行口座

銀行・支店名	みずほ銀行 北沢支店
口座種別・番号	普通 8126056
口座名義	ザイ) ニホンコクサイキョウ イクシエンキョウカイ
	(公財) 日本国際教育支援協会

② 協力校変更届

年 月 日

公益財団法人 日本国際教育支援協会 理事長 殿

学校名

印

留学生住宅総合補償 協力校変更届

標記について、下記のとおり届け出ます。

変更内容※	☐ 学校名の変更 ☐ 法人格の変更 ☐ 学校の統廃合 ☐ 学校の廃校 ☐ 協力校からの脱退 (具体的にご記入ください。)
変更日	年 月 日 ※廃校の場合、現在の加入者全員が卒業となる見込み： 年 月 日

※変更内容が「学校名の変更」、「法人格の変更」、「学校の統廃合」で、所在地や担当部署名等の変更を伴う場合には、本協会より本届出に係る事務処理完了の連絡を受けた後、留学生住宅システムにログインし、「ユーザー情報」→「申請内容修正」画面より登録情報の変更を行ってください。

<送付先>

〒153-8503 東京都目黒区駒場 4-5-29

公益財団法人日本国際教育支援協会 学生支援部 学生保険課

③ 払込票（銀行支払用）

留学生住宅総合補償
加入者受付・管理サイト

払込票

お客様控

取扱ID : R1234567890123456789012345

お客様名	JOHN SMITH
払込	銀行支払
収納期票番号	00000
お客様番号	00000000000000000000000000000000
確認番号	000000
払込金額	\$000円
払込期限	2012/03/16

閉じる

印刷

支払方法

SAMPLE

④ 加入者控（留学生・協力校・保証人兼用）

SAMPLE

留学生・協力校・保証人兼用

留学生住宅総合補償加入者控

加入者ID		R1234567890	
名前 JOHN SMITH			
学校名 目黒大学		保証人名 国際交流センター長	
学部・学科 経済学部経済学科		学籍番号 4400111	
補償期間（加入者控発行日の翌日又は賃貸借契約開始日のいずれか遅い方の日から） 午前 0時 ～ 午後 12時			
区分	補償対象者	補償期間	2年間
海外旅行保険	留学生	①留学生賠償責任	5,000万円限度
		②傷害後遺障害	240万円限度
保証人補償基金	保証人	③保証人補償	30万円限度
保険料等負担金 （海外旅行保険保険料と 保証人補償基金加入金の合計負担金）		8,000円 （保険料5,000円 + 加入金3,000円）	

加入者控発行日

保険料等負担金の（公財）日本国際教育支援協会への振込みを確認しました。

お問い合わせ先

目黒大学	
担当部署 国際交流センター	電 話 03-1234-5678
公益財団法人 日本国際教育支援協会	
担当部署 学生支援部 学生保険課	電 話 03-5454-5275

保険金をお支払いできない主な場合（海外旅行保険）

- 留学生賠償責任保険金
 - 戦争、その他変乱（※1）
 - 放射線照射、放射能汚染
 - 保険契約者または被保険者（保険の対象となる方）の故意
 - 職務遂行またはアルバイト業務に関する賠償責任（仕事上の賠償責任）
 - 航空機、船舶（※2）、車両（※3）、銃器の所有・使用・管理に起因する賠償責任
 - 受託品に関する賠償責任
 - 親族に対する賠償責任
- 傷害後遺障害保険金
 - 戦争危険等免責に関する一部修正特約がセットされているため、テロ行為は支払いの対象となります。
 - コット、水上オートバイは保険金お支払いの対象となります。
 - レンタカーを含みます。なお、自転車、ゴルフ場の乗用カート、レジャー目的で使用中のスノーモービル等は保険金お支払いの対象となります。
- 保険料受領前に生じた損害
 - 保険契約者、被保険者（保険の対象となる方）の故意または重大な過失
 - 保険金受取人の故意または重大な過失
 - 戦争、その他変乱（※4）
 - 放射線照射、放射能汚染
 - 無免許・酒酔・麻薬等を使用している運転中に生じた事故によるケガ
 - げんかや自殺、犯罪行為を行うこと
 - 脳疾患、心神喪失、妊娠、出産、早産、流産によるケガ
 - 旅行開始前、終了後に発生したケガ
- 保険契約者、被保険者（保険の補償を受けられる方）の義務違反による場合
 - 告知義務、通知義務、損害発生時の義務に違反した場合

ご注意

補償期間終了の連絡はありませんので、継続して加入する留学生は、終了前に継続手続きをしてください。

契約の詳細は、事前に「留学生住宅総合補償のパンフレット」をご覧ください。
補償内容は、保証人補償基金及び海外旅行保険の「補償のあらまし」をご覧ください。
転居等の場合は、速やかに学校で異動手続きをしてください。

保険金をお支払いする場合（海外旅行保険）

- 留学生賠償責任
被保険者（保険の対象となる方＝留学生本人）が補償期間中の日常生活に起因する事故、または住宅（※1）の所有、使用または管理に起因する事故で他人にケガをさせたり、他人のもの（※2）に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合。
（※1）住宅とは？
被保険者の留学または旅行のための宿泊施設もしくは居住施設をいいます。
（※2）レンタル会社より被保険者が直接借用した旅行用品・生活用品、宿泊施設の客室、宿泊施設の客室内の動産（セイフティボックスおよび客室のキーを含みます。）、居住施設（部屋内の動産を含みます。）（※3）を含みます。
（※3）居住施設の損害のうち、次の損害については、火災、爆発、破裂および漏水等、放水またはあられ水による水濡れにより与えた損害のみお支払いの対象となります。
・建物またはマンションの戸室全体を賃借している場合の部屋（部屋内の動産を含みます。）の損害
・部屋以外の損害
（注1）被保険者は留学生本人のみです。ただし、留学生の子供が起こした事故について監督義務者責任を負う場合や、賃借した居室の損壊について債務不履行責任が生じ、被保険者たる親権者等が法律上の損害賠償責任を負う場合は補償の対象となります。
（注2）部屋に与えた損害で保険金が支払われるのは、火災、爆発、破裂、および漏水等による水濡れが原因となった場合のみです。例えば、偶然、物を落として床を傷つけてしまった場合や、窓ガラスを割ってしまった場合は、保険金は支払われませんのでご注意ください。
- 傷害後遺障害
被保険者（保険の対象となる方＝留学生本人）が、補償期間中の偶然な事故によるケガがもとで、事故の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合に、その程度に応じて傷害後遺障害保険金額の4～100%を支払います。

補償金をお支払いする場合（保証人補償基金）

賃借人である留学生が賃借人に対して負担する債務のうち、次に掲げるものが履行されないことによって賃借人が損害を被り、保証人に請求があり、保証人がその債務を支払った場合に補償金をお支払いします。
（1）家賃もしくは賃料及び共益費（以下家賃等という）の支払い
（2）借戸室の修理又は原状回復費用の支払い
（ご注意）
補償期間中に当該賃貸借物件の解約・明け渡しを完了させた場合に限りです。

補償金をお支払いできない主な場合（保証人補償基金）

- 次に掲げる損害に対しては補償金をお支払いできません。
- 賃借人である留学生が賃借人に対して負担する債務とは認められない次に掲げる損害
ア 光熱料
イ 町内会費
ウ その他、賃借人が賃借人に代わって支払う義務のない債務の履行による損害
 - 保証人、賃借人又はこれらの者の代理人の故意又は重大な過失によって生じた損害
 - 家賃等の公正妥当でない値上げ、環境悪化、賃借人の義務不履行等に起因して賃借人と賃借人との間に争いがある場合に生じた不履行に基づく損害
 - 補償期間の開始時に家賃等の支払いの履行遅滞が生じていた賃借人にかかる損害
 - 補償期間が開始してもなお、賃貸借契約書が作成されていない場合、又は賃貸借契約の保証人が確定していない場合
 - 賃貸借契約締結後に、貸主、連帯保証人及び協力校の同意を得ることなく賃借人の変更又は転賃借契約をした場合
 - 留学生住宅総合補償の申込み時に、留学生、保証人、又はこれらの代理人に詐欺行為があった場合

万一事故に遭われた時は



学校に下記内容をご連絡ください。

- ①事故発生日・時刻
- ②事故発生場所
- ③留学生、保証人氏名
- ④事故の原因
- ⑤損壊の程度

※海外旅行保険の保険金支払に関する事故は、保険会社より関係書類をお送りしますので、必要書類を取り揃えて保険会社宛にご提出ください。

この加入者控は事故の際に必要となりますので、大切に保管してください。

⑤ 加入者名簿

留学生住宅総合補償加入者名簿

学 校 控

下記のとおり留学生住宅総合補償加入者の報告をしました。

通知書No. M1111111111111111

通知日 20XX 年 4 月 10 日

学校名
(留学先) 目黒大学

No	加入者ID	補償期間	学籍番号		上段：借入戸室の住所	補償金額と保険料等負担金	
	保険料等負担金 振込日	補償開始日	学部・学科名(生年月日)			傷害後遺障害 ①保険料	②加入金
	加入者控発行日	補償終了日	下段：保証人氏名・フリガナ 保証人の電話番号（加入者との関係）		下段：保証人の住所	傷害生時賠償責任	合計
						補償金額	合計
1	R1234567890	2年間	ジョン スミス JOHN SMITH (アメリカ)	4400111 経済学部経済学科 (1987年12月3日)	〒153-0051 東京都上目黒2-19-15	2,400千円	5,000円
	20XX/2/29	20XX/03/01	コクサイコウリュウセンターチョウ 国際交流センター長		〒153-8503	50,000千円	3,000円
	20XX/2/29	20XX/02/28	TEL 03-5454-5275 (学校等・学校等の部署（機関保証）)		東京都目黒区駒場4-5-29	300千円	8,000円
			() ()				
			TEL ()				
			() ()				
			TEL ()				
			() ()				
			TEL ()				
			() ()				
			TEL ()				
			() ()				
			TEL ()				
			() ()				
			TEL ()				
			() ()				
			TEL ()				
			() ()				
			TEL ()				
			() ()				
			TEL ()				
			() ()				
			TEL ()				
			() ()				
			TEL ()				
			() ()				
			TEL ()				
			() ()				
			TEL ()				
			() ()				
			TEL ()				
			() ()				
			TEL ()				
			() ()				
			TEL ()				
			() ()				
			TEL ()				
			() ()				
			TEL ()				
			() ()				
			TEL ()				
			() ()				
			TEL ()				
			() ()				
			TEL ()				
			() ()				
			TEL ()				
			() ()				
			TEL ()				
			() ()				
			TEL ()				
			() ()				
			TEL ()				
			() ()				
			TEL ()				
			() ()				
			TEL ()				
			() ()				
			TEL ()				
			() ()				
			TEL ()				
			() ()				
			TEL ()				
			() ()				
			TEL ()				
			() ()				
			TEL ()				
			() ()				
			TEL ()				
			() ()				
			TEL ()				
			() ()				
			TEL ()				
			() ()				
			TEL ()				
			() ()				
			TEL ()				
			() ()				
			TEL ()				
			() ()				
			TEL ()				
			() ()				
			TEL ()				
			() ()				
			TEL ()				
			() ()				
			TEL ()				
			() ()				
			TEL ()				
			() ()				
			TEL ()				
			() ()				
			TEL ()				
			() ()				
			TEL ()				
			() ()				
			TEL ()				
			() ()				
			TEL ()				
			() ()				
			TEL ()				
			() ()				
			TEL ()				
			() ()				
			TEL ()				
			() ()				
			TEL ()				
			() ()				
			TEL ()				
			() ()				
			TEL ()				
			() ()				
			TEL ()				
			() ()				
			TEL ()				
			() ()				
			TEL ()				
			() ()				
			TEL ()				
			() ()				
			TEL ()				
			() ()				
			TEL ()				
			() ()				
			TEL ()				
			() ()				
			TEL ()				
			() ()				
			TEL ()				
			() ()				
			TEL ()				
			() ()				
			TEL ()				
			() ()				
			TEL ()				
			() ()				
			TEL ()				
			() ()				
			TEL ()				
			() ()				
			TEL ()				
			() ()				
			TEL ()				
			() ()				
			TEL ()				
			() ()				
			TEL ()				
			() ()				
			TEL ()				
			() ()				
			TEL ()				
			() ()				
			TEL ()				
			() ()				
			TEL ()				
			() ()				
			TEL ()				
			() ()				
			TEL ()				
			() ()				
			TEL ()				
			() ()				
			TEL ()				
			() ()				
			TEL ()				
			() ()				
			TEL ()				
			() ()				
			TEL ()				
			() ()				
			TEL ()				
			() ()				
			TEL ()				
			() ()				
			TEL ()				
			() ()				
			TEL ()				
			() ()				
			TEL ()				
			() ()				
			TEL ()				
			() ()				
			TEL ()				
			() ()				
			TEL ()				
			() ()				
			TEL ()				
			() ()				
			TEL ()				
			() ()				
			TEL ()				
			() ()				
			TEL ()				
			() ()				
			TEL ()				
			() ()				
			TEL ()				
			() ()				
			TEL ()				
			() ()				
			TEL ()				
			() ()				
			TEL ()				
			() ()				
			TEL ()				
			() ()				
			TEL ()				
			() ()				
			TEL ()				
			() ()				
			TEL ()				
			() ()				
			TEL ()				
			() ()				
			TEL ()				
			() ()				
			TEL ()				
			() ()				
			TEL ()				
			() ()				
			TEL ()				
			() ()				
			TEL ()				
			() ()				
			TEL ()				
			() ()				
			TEL ()				
			() ()				
			TEL ()				
			() ()				
			TEL ()				
			() ()				
			TEL ()				
			() ()				
			TEL ()				
			() ()				
			TEL ()				
			() ()				
			TEL ()				
			() ()				
			TEL ()				
			() ()				
			TEL ()				
			() ()				
			TEL ()				
			() ()				
			TEL ()				
			() ()				
			TEL ()				
			() ()				
			TEL ()				
			() ()				
			TEL ()				
			() ()				
			TEL ()				
			() ()				
			TEL ()				
			() ()				
			TEL ()				
			() ()				
			TEL ()				
			() ()				
			TEL ()				
			() ()				
			TEL ()				
			() ()				
			TEL ()				
			() ()				
			TEL ()				
			() ()				
			TEL ()				
			() ()				
			TEL ()				
			() ()				
			TEL ()				
			() ()				
			TEL ()				
			() ()				
			TEL ()				
			() ()				
			TEL ()				
			() ()				
			TEL ()				
			() ()				
			TEL ()				
			() ()				
			TEL ()				
			() ()				
			TEL ()				
			() ()				
			TEL ()				
			() ()				
			TEL ()				
			() ()				
			TEL ()				
			() ()				
			TEL ()				
			() ()				
			TEL ()				
			() ()				
			TEL ()				
			() ()				
			TEL ()				
			() ()				
			TEL ()				
			() ()				
			TEL ()				
			() ()				
			TEL ()				
			() ()				
			TEL ()				
			() ()				
			TEL ()				
			() ()				
			TEL				

⑥ 異動通知書

留學生住宅総合補償異動通知書

下記のとおり留学生住宅総合補償異動者の報告をしました。

学校控

通知書No. C11111111111111

通知日 20XX 年 4 月 10 日

学校名 (留学先)	目黒大学
--------------	------

No	加入者ID	解約日・ 変更日	上段：加入留学生氏名・フリガナ	学籍番号	上段：借戸室の住所	保険料等 負担金	返戻加入金 成経過期間 返戻保険料 返戻金合計		
	変更事由	補償開始日 補償終了日	下段：保証人氏名・フリガナ 保証人の電話番号（加入者との関係）		下段：保証人の住所				
	返戻保険料等負担金振込口座								
1	R1234567890	20XX/3/10	ジョン スミス JOHN SMITH	4400111		8,000円	1,500円		
	解約	20XX/3/1					10日		
		20XX/2/28	TEL ()				4,750円		
		(銀行コード 店番号)	9900 008	) ゆうちょ 〇〇八	普通 口座 番号		01234567 口座 名義 ジョン スミス	6,250円	
		~	TEL ()						
	(銀行コード 店番号)			口座 番号	口座 名義				
		~	TEL ()						
	(銀行コード 店番号)			口座 番号	口座 名義				
		~	TEL ()						
	(銀行コード 店番号)			口座 番号	口座 名義				
		~	TEL ()						
	(銀行コード 店番号)			口座 番号	口座 名義				
		~	TEL ()						
	(銀行コード 店番号)			口座 番号	口座 名義				
		~	TEL ()						
	(銀行コード 店番号)			口座 番号	口座 名義				
		~	TEL ()						
	(銀行コード 店番号)			口座 番号	口座 名義				
		~	TEL ()						
	(銀行コード 店番号)			口座 番号	口座 名義				
本明細書 集計欄	半年間	返戻保険料合計	0 件	0 円	全明細書 集計欄	半年間	返戻保険料合計	0 件	0 円
		返戻加入料合計	0 件	0 円			返戻加入料合計	0 件	0 円
	1年間	返戻金合計	=	0 円		1年間	返戻金合計	=	0 円
		返戻保険料合計	0 件	0 円			返戻保険料合計	0 件	0 円
	2年間	返戻加入料合計	0 件	0 円		2年間	返戻加入料合計	0 件	0 円
		返戻金合計	=	0 円			返戻金合計	=	0 円
		返戻保険料合計	1 件	4,750 円			返戻保険料合計	1 件	4,750 円
		返戻加入料合計	1 件	1,500 円			返戻加入料合計	1 件	1,500 円
		返戻金合計	=	6,250 円			返戻金合計	=	6,250 円
		返戻金総合計	=	6,250 円			返戻金総合計	=	6,250 円

⑦ 事故聴取書兼報告書（保険）

申請No.

申請日

事故種別：保険

学校名			
担当者	開名	氏名	
電話			
FAX			

「留学生住宅総合補償」事故聴取書兼報告書

証 券 番 号					
補 償 期 間		～			
事 故 発 生 日 時					
事 故 発 生 場 所					
留 学 生 (被保険者)	学 校 名			学 部 ・ 学 科	
	入 学 年 次		学 籍 番 号	国 籍	
	住 所	(電話)			
	氏 名				生 年 月 日
保 証 人	住 所	(電話)			
	氏 名				
事 故 状 況					
損 害 状 況 見 込		事故種別 合計 円			

⑧ 事故聴取書兼報告書（基金）

申請No.

申請日

事故種別：基金

学校名			
担当者	開名	氏名	
電話			
FAX			

「留学生住宅総合補償」事故聴取書兼報告書

証 券 番 号					
補 償 期 間		～			
事 故 発 生 日 時					
事 故 発 生 場 所					
留 学 生 (被保険者)	学 校 名			学 部 ・ 学 科	
	入 学 年 次		学 籍 番 号	国 籍	
	住 所	(電話)			
	氏 名				生 年 月 日
保 証 人	住 所	(電話)			
	氏 名				
事 故 状 況					
損害状況見込		家賃（賃料）および共益費 _____ 円 借戸室等の修理又は原状回復の費用 _____ 円 光熱水料 ※支給対象外 _____ 円 その他 ※支給対象外 _____ 円 合計 _____ 円			

⑨ 補償金申請書

補償金申請書

申請No.

申請日

御中

補償金を下記の内容で申請いたします。つきましては、下記支払指図のとおりお支払いください。

補償金 申請者 (保証人)	〒 Tel 住所 氏名	
補償基金 加入者 (留学生)	氏名 国籍 生年月日 性別 所属学校 学校名 学部・学科名 入学年度 年度 学籍番号 加入期間 ~	
申請金額	円 (内訳) 1. 家賃(賃料)および共益費 円 2. 借用戸室等の修理又は原状回復の費用 円	
補償金 申請理由	事故発生日時	
	事故発生場所	
	事故状況	
補償金 銀行振込 指図	補償金は下記銀行等口座へ振り込んでください。口座への振込みをもって支払いがなされたものと認めます。	
	口座番号	
	口座名義	
日本国際教育支援協会 記入欄	受付日 支払決定日 支払予定日	支払金額 _____ 円

⑩ 求償権譲渡承諾書

申請No. :

理事長 殿

求償権譲渡承諾書

賃借人（甲）	
賃貸人（乙）	

この度、甲は乙との賃貸借契約に基づく責務を履行しなかったため、私は乙との連帯保証契約に基づき、甲に代わり乙に対して当該責務の弁済をしました。

私は、その弁済を補填するため、甲が加入している留学生住宅総合補償の実施要項に基づき、日本国際教育支援協会(以下、「貴協会」という)に対し補償金を申請いたします。

補償金を受領した場合には、私の甲に対する補償金相当分の求償権を、貴協会に譲渡することを承諾いたします。また、甲から私に当該債務の弁済があった場合は、速やかに貴協会に支払うものとします。

上記に関して疑義が生じた場合は、協議の場をもち解決することを約束いたします。

以上

年 月 日

(住所) _____

(氏名) _____

(表面)

ご返送

同意事項

- 1

▲ご請求される方が未成年の場合は、親権者の方のご署名・ご捺印をお願いいたします。

2

3

つ 口座名義(カタカナ)

4

示談書のご提出が困難な場合、裏面のご記入をお願いいたします。

保険金請求書(賠償責任保険金請求用) 2

保険金のご請求にあたりましては、以下の内容を確認いただくことで、示談書にかえることができます。
ただし、弊社が示談書のご提出を求めた場合を除きます。

5 確認書

▶示談書をご提出いただく場合は記入不要です。

東京海上日動火災保険株式会社 宛

前記事故により、相手方 _____ から損害賠償請求を受け、
賠償金 _____ 円を支払うことで示談は成立しましたが、
諸般の事情により、双方の了解のもと示談書を作成しませんでした。
つきましては、示談書にかえて本確認書を提出し、貴社より保険金が支払われた際は、
下記の事項を確認します。

記

1. 今後名目の如何を問わず、本件について貴社に保険金の請求をしません。
2. 後日貴社に保険金支払の義務がないことが判明した場合には、支払われた保険金は全額貴社に返還します。
3. 第三者からこの保険金受領について異議の申立てがあった場合は、私に対応します。

保険金請求者	住 所	〒 _____
	氏 名	_____

必ずご捺印ください。

印

▲ ご請求される方が未成年の場合は、親権者の方のご署名・ご捺印をお願いいたします。

6 領収書・振込証貼付欄

領収書・振込証がお手元にある場合、こちらに貼付をお願いいたします。

⑫ 傷害保険金請求書

(表面)

保険金請求書(傷害保険金請求用) ご返送																																																											
東京海上日動火災保険株式会社 宛 ※枠からはみださないようにご記入ください。※付箋等は貼り付けしないでください。 1. 本書の内容が事実と相違ないことを確認し保険金請求しますので、下記口座にお振込みください。振込をもって支払いがなされたものと認めます。 2. 私は、貴社またはその指名する者が保険金の支払いをするために必要な範囲で治療の内容・症状の程度を確認するための医療情報取得・利用することに同意します。 【個人情報の利用目的】 お客様の個人情報につきましては、保険引受の判断、保険事故への対応(関係先への照会等の事実関係の確認や関係する損害保険について損害保険会社間や東京海上グループ(※)内での確認を含みます)、保険金のお支払いおよび各種商品・サービスの提供・案内を行うために利用させていただきます。 (※)詳しくは、弊社ホームページ(www.tokiomarine-nichido.co.jp)をご参照ください。																																																											
同意事項	1 保険金請求者 ▶原則としておけがをされた方ご本人が保険金請求者となります。 おけがをされた方が未成年の場合は、親権者の方のご署名・ご捺印をお願いいたします。 法人特約を付帯されている場合は、ご契約者(法人)が請求者となります。																																																										
	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 10%;">記入日</td> <td colspan="2">20</td> <td style="width: 10%;">年</td> <td style="width: 10%;">月</td> <td style="width: 10%;">日</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>郵便番号</td> <td colspan="2">—</td> <td>ご連絡先</td> <td colspan="2">—</td> <td>日中連絡先</td> <td colspan="2">—</td> </tr> <tr> <td>住所</td> <td colspan="2">都道府県</td> <td>市区町村</td> <td colspan="2">丁目以降</td> <td colspan="3">マンション名/部屋番号</td> </tr> <tr> <td>氏名 (原則おけがをされた方 未成年の場合は親権者の方)</td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2" style="text-align: center;">必ずご捺印ください。 印</td> <td colspan="2"> 下記の被保険者との関係 ☐ 被保険者本人 ☐ 相続人(または死亡保険金受取人) ☐ その他() </td> <td colspan="2"></td> </tr> </table>									記入日	20		年	月	日				郵便番号	—		ご連絡先	—		日中連絡先	—		住所	都道府県		市区町村	丁目以降		マンション名/部屋番号			氏名 (原則おけがをされた方 未成年の場合は親権者の方)			必ずご捺印ください。 印		下記の被保険者との関係 ☐ 被保険者本人 ☐ 相続人(または死亡保険金受取人) ☐ その他()																	
	記入日	20		年	月	日																																																					
	郵便番号	—		ご連絡先	—		日中連絡先	—																																																			
住所	都道府県		市区町村	丁目以降		マンション名/部屋番号																																																					
氏名 (原則おけがをされた方 未成年の場合は親権者の方)			必ずご捺印ください。 印		下記の被保険者との関係 ☐ 被保険者本人 ☐ 相続人(または死亡保険金受取人) ☐ その他()																																																						
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td rowspan="2" style="width: 10%;">被保険者 (おけがをされた方)</td> <td colspan="4" style="width: 40%;">生年月日(西暦でご記入ください)</td> <td style="width: 10%;"> ☐ 男 ☐ 女 </td> <td style="width: 10%;">職業</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="4">TEL</td> <td colspan="2"> 保険証券上の ご本人との関係 ☐ 本人 ☐ 配偶者 ☐ 子供 ☐ その他() </td> <td colspan="2"></td> </tr> </table>									被保険者 (おけがをされた方)	生年月日(西暦でご記入ください)				☐ 男 ☐ 女	職業			TEL				保険証券上の ご本人との関係 ☐ 本人 ☐ 配偶者 ☐ 子供 ☐ その他()																																					
被保険者 (おけがをされた方)	生年月日(西暦でご記入ください)				☐ 男 ☐ 女	職業																																																					
	TEL				保険証券上の ご本人との関係 ☐ 本人 ☐ 配偶者 ☐ 子供 ☐ その他()																																																						
2 ご契約内容 ▶ 弊社の保険契約で、今回の事故でご請求されるご契約をすべて下記にご記入ください。 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">証券番号</td> <td colspan="7"></td> </tr> <tr> <td> 弊社の他の傷害保険契約等 ☐ 無 ☐ 有 ▶ </td> <td style="width: 10%;">証券番号①</td> <td colspan="4"></td> <td style="width: 10%;">証券番号②</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table>										証券番号								弊社の他の傷害保険契約等 ☐ 無 ☐ 有 ▶	証券番号①					証券番号②																																			
証券番号																																																											
弊社の他の傷害保険契約等 ☐ 無 ☐ 有 ▶	証券番号①					証券番号②																																																					
3 保険金振込先 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 10%;">金融機関名</td> <td colspan="4"></td> <td style="width: 10%;"> ☐ 銀行 ☐ 信金 ☐ 信組 ☐ 農協 </td> <td style="width: 10%;">座種類</td> <td colspan="3"> ☐ 普通・総合 ☐ 当座 ☐ 貯蓄 </td> </tr> <tr> <td>支店名</td> <td colspan="4">ふりがな</td> <td> ☐ 支店 ☐ 支所 </td> <td>店番(3ケタ)</td> <td colspan="3">口座番号(右詰でご記入ください)</td> </tr> <tr> <td colspan="10"> ☐ 座名義(カタカナ) </td> </tr> <tr> <td>ゆうちょ銀行</td> <td colspan="4"> 通帳の「郵便振替口座開設(送金機能)」欄に○があることをご確認ください。 </td> <td>通帳記号(5ケタ)</td> <td>1</td> <td>0</td> <td colspan="2">通帳番号(8ケタ)(右詰でご記入ください)</td> </tr> <tr> <td colspan="10"> ☐ 座名義(カタカナ) </td> </tr> </table>										金融機関名					☐ 銀行 ☐ 信金 ☐ 信組 ☐ 農協	座種類	☐ 普通・総合 ☐ 当座 ☐ 貯蓄			支店名	ふりがな				☐ 支店 ☐ 支所	店番(3ケタ)	口座番号(右詰でご記入ください)			☐ 座名義(カタカナ)										ゆうちょ銀行	通帳の「郵便振替口座開設(送金機能)」欄に○があることをご確認ください。				通帳記号(5ケタ)	1	0	通帳番号(8ケタ)(右詰でご記入ください)		☐ 座名義(カタカナ)									
金融機関名					☐ 銀行 ☐ 信金 ☐ 信組 ☐ 農協	座種類	☐ 普通・総合 ☐ 当座 ☐ 貯蓄																																																				
支店名	ふりがな				☐ 支店 ☐ 支所	店番(3ケタ)	口座番号(右詰でご記入ください)																																																				
☐ 座名義(カタカナ)																																																											
ゆうちょ銀行	通帳の「郵便振替口座開設(送金機能)」欄に○があることをご確認ください。				通帳記号(5ケタ)	1	0	通帳番号(8ケタ)(右詰でご記入ください)																																																			
☐ 座名義(カタカナ)																																																											
4 事故の内容 ▶ 事故日が受付時と異なる場合は、二重線で修正の上記載してください。▶ 枠外へは記入しないでください。 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td rowspan="4" style="width: 10%; text-align: center; vertical-align: middle;">事故状況</td> <td style="width: 10%;">発生日時(西暦)</td> <td colspan="2">年</td> <td>月</td> <td>日</td> <td colspan="2"> ☐ 午前 ☐ 午後 </td> <td>時</td> <td>分</td> <td>秒</td> </tr> <tr> <td>おけがをされた場所</td> <td colspan="9">都道府県</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">状況</td> <td>何をしていたとき</td> <td colspan="8"></td> </tr> <tr> <td>何が起きて</td> <td colspan="8"></td> </tr> <tr> <td></td> <td>どのようになったか</td> <td colspan="8"></td> </tr> </table>										事故状況	発生日時(西暦)	年		月	日	☐ 午前 ☐ 午後		時	分	秒	おけがをされた場所	都道府県									状況	何をしていたとき									何が起きて										どのようになったか								
事故状況	発生日時(西暦)	年		月	日	☐ 午前 ☐ 午後		時	分		秒																																																
	おけがをされた場所	都道府県																																																									
	状況	何をしていたとき																																																									
		何が起きて																																																									
	どのようになったか																																																										
5 運転免許証内容 ▶ 被保険者ご自身が自動車・自動二輪車・原動機付自転車を運転中の事故の場合は、下記にチェックをお願いいたします。 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">事故日時時点で有効な免許証の有無</td> <td colspan="5"> ☐ 有 ☐ 無 </td> </tr> </table>										事故日時時点で有効な免許証の有無	☐ 有 ☐ 無																																																
事故日時時点で有効な免許証の有無	☐ 有 ☐ 無																																																										
裏面(治療状況記入書)もご記入ください。 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">代理店受領日</td> <td style="width: 50%;">弊社受領日</td> </tr> <tr> <td style="height: 40px;"></td> <td></td> </tr> </table>										代理店受領日	弊社受領日																																																
代理店受領日	弊社受領日																																																										



(裏面)

治療状況記入書

必ずご記入をお願いいたします。
診断書をご提出いただく場合も必ずご記入をお願いします。

※枠からはみださないようにご記入ください。※付箋等は貼り付けしないでください。

6		治療状況		おけがの部位・状態それぞれ1つのみチェックしてください。																												
主なおけが	一つずつチェック	☐ 頭 ☐ 顔 ☐ 眼 ☐ 歯 ☐ 首 ☐ 胸・腹 ☐ 背・腰 ☐ 肩・二の腕 ☐ 肘 ☐ 前腕 ☐ 手首																														
		☐ 手(甲・平) ☐ 手指 ☐ 臀部 ☐ 股・太もも ☐ 膝 ☐ 下腿 ☐ 足首 ☐ 足(甲・裏) ☐ 足指 ☐ 全身																														
		☐ 切り傷・すり傷 ☐ 挫傷・打撲 ☐ 骨折 ☐ 脱臼 ☐ 捻挫 ☐ じん帯・腱・筋肉の損傷または断裂																														
		☐ やけど ☐ 切断または欠損 ☐ 神経・脊髄の損傷または断裂 ☐ 頭蓋内または眼球の血腫(脳挫傷含む) ☐ 眼球または臓器の損傷もしくは破裂 ☐ 急性中毒																														
左右		☐ 左 ☐ 右		傷病名																												
【2か所以上おけがをされた場合は、上記を参考に、部位・状態等をご記入ください】																																
部位		状態		左 ☐ 左 ☐ 右 傷病名																												
※ご記入いただいた治療状況について、医療機関などへ確認させていただく場合がございます。																																
医療機関	①	名称	TEL		-																											
	②	名称	TEL		-																											
入院	1回目	20 年 月 日	20 年 月 日	☐ 医療機関① ☐ 医療機関②																												
	2回目	20 年 月 日	20 年 月 日	☐ 医療機関① ☐ 医療機関②																												
通院 実際に通院治療を受けた日にちを記号でご記入ください。(医療機関①は「○」、医療機関②は「×」) 記入を間違えた場合は、二重線 〇 × で修正をしてください。																																
年月	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
20 年 月																																
20 年 月																																
20 年 月																																
20 年 月																																
20 年 月																																
20 年 月																																
手術の有無 (一時金払保険金のみ ご請求される場合は、 ご記入不要です。)		診療明細書・診療報酬明細書・手術の同意書等、手術の内容が確認できる書類のコピーを添付してください。		手術日 20 年 月 日																												
☐ 無 ☐ 有 (右欄もご記入 ください。)		手術名 (もしくは手術番号)		先進医療 ☐ 該当する ☐ 該当しない																												
		手術名 (もしくは手術番号)		手術日 20 年 月 日																												
				先進医療 ☐ 該当する ☐ 該当しない																												
ギプス等の固定具使用の有無 (サポーター・テーピング・湿布等は 固定具に含まれません。)		医師等の指示により 固定具を常時装着した期間		固定具の種類																												
		20 年 月 日から		☐ ギプス ☐ ギプスシーネ ☐ ギプスシャーレ ☐ 副子 ☐ シーン固定 ☐ 創外固定器 ☐ PTBキャスト ☐ PTBブレース ☐ 三内式シーネ ☐ その他()																												
☐ 無 ☐ 有 (右欄もご記入 ください。)		20 年 月 日まで		☐ 無 ☐ 有 ☐ 無 ☐ 有 ☐ 無 ☐ 有																												
後遺障害の有無について		今回のおけがで医師から身体に障害が残ると指摘されているときは、後遺障害に関する保険金をお支払できる場合がございますので、右の「有」にチェックをお願いします。(詳しくは、「後遺障害に関する保険金のご案内」をご確認ください。 なお、「有」にチェックいただいた場合でも、後遺障害に関する保険金をお支払できる可能性があるものと当社が判断した場合のみ担当者からご連絡致します。																														
		☐ 有																														

A04-88950(1)改定202107

留学生住宅総合補償の解説（令和7年3月1日以降補償開始用）

令和7年2月

発 行 者 公益財団法人 日本国際教育支援協会
学生支援部学生保険課

〒153-8503 東京都目黒区駒場4-5-29
電話 (03) 5454-5275（直通）
<https://www.jees.or.jp/>（ホームページ）
<https://www.jees-rsys.jp/>（留学生住宅システム）
rhosho@jees.or.jp
印刷 十一房印刷工業株式会社
